

近江国得珍保今堀郷研究の成果と課題

仲村研

本稿は目下今堀日吉神社文書を素材として構想している中世後期村落研究の基礎的作業の一部である。近江国蒲生郡得珍保今堀郷が日本中世史研究の舞台に登場したのは、大正初年に『近江蒲生郡志』の編纂者中川泉三氏が発見した今堀日吉神社文書を『郡志』に紹介したのにはじまり、ついで中川氏の報告をうけた三浦周行氏が、座研究にこれを素材とするにおよんで俄然有名になつていったのである。したがって、私たちは得珍保今堀郷研究に約六十年の歴史をもつていることになる。

中川泉三氏の『郡志』における今堀日吉神社文書を駆使しての叙述は、商業の問題はもちろん、農業および村落生活、領主支配全般におよんでおり、その網羅的な研究は、たんに実証性にすぐれているだけではなく、当時の郷土史研究では群を抜いた体系性をもつてゐるといつても過言ではなく、現在のすぐれた府県市町村などの自治体史に比してもなんら遜色はない。

三浦周行氏の座研究は当時白熱化していた座論争に一石を投する役割を果たしたが、そのさい、得珍保の商業諸座を紹介し、座の商業地域の独占と通商道路の独占の問題を中心とする争論の意義について述べ、商業座と村落座の関連性を問題にしている。三浦氏の研究は六十年を経過した現在でも、問題意識の新鮮さを保っているのであって、研

究史の箇所で紹介する脇田晴子氏の市場独占から流通路独占へという得珍保座商業の特徴の指摘も、六十年以前にその素地となるべき理論と方法がすでに模索されていることが判明するのである。

大正十四年一月、牧野信之助氏は、「搖籃期に於ける近江商人」（『武家時代社会の研究』所収）で、得珍保商人を近江商人の原型としてとらえ、得珍保の歴史地理的位置づけをおこないながら、近江商人発生の地域と市庭との関係を明らかにする。そして座の利権の内容が紛争の中で見きわめられているのである。この牧野氏の論文は三浦氏の所論を一步進めて、商人と莊園領主、武士との関係や、商品の種類、商業のあり方、足子集団の問題などを具体的に考察しているのであって、三浦論文同様に今日でも研究の新鮮さを保持しているのである。なお牧野氏の研究は、昭和三年二月に滋賀県より刊行された『滋賀県史』全六巻に結実してゆくのであり、得珍保今堀郷については第三巻の村落結合、商工業の発達にかんする叙述があり、近江の中世史全体の中での位置づけは、後進にとって、きわめて有効なものである。

以上の研究にたいし、宮座研究の視点からおもに現行の祭祀慣行を今堀日吉神社において調査したのが肥後和男氏の『近江における宮座の研究』（『東京文理科大学文科紀要』第十六巻 昭和十三年六月）である。この調査は近江国全体におよぶものであり、今堀村もそのひとつとして取り上げられているが、肥後氏の研究はあくまでも現行の調査であって、今堀日吉神社文書中の宮座関係文書と現行の宮座慣行を連結させて考察されてはいない。しかし、昭和初年の慣行の重要な点はおさえられており、とくに昭和五年十二月に記されている「年内神事帳」という年間の神事次第の記録全文の紹介は、昭和五十年代で中世の今堀日吉神社の宮座研究を志向する場合、大変貴重なものである。

この肥後論文にたいして豊田武氏は「中世に於ける神社の祭祀組織について（上）（下）」（『史學雑誌』第五十三編第十号、

第十一号、昭和十七年十月、十一月)で、今堀日吉神社の中世官座の構成の問題を取り上げ、馬牛飼人とその他の者の老成負担の差を指摘し、肥後論文の宮座慣行を中世村落史料で史的に論じられているのであり、官座を媒介にする村落構造究明に先鞭をつけられたのである。

以上、中川、三浦、牧野、肥後、豊田五氏の論文は、比較的研究者の目にふれやすいのであるが、得珍保今堀郷研究で戦前、戦後全く研究者に看過されている論文に、山本啓四郎氏の「中世商人の偽文書作成」(慶應義塾大学経済史学会『歴史と生活』第六卷第三・四合併号、昭和十八年七月)がある。この論文の存在は今堀の古老村田惣吉氏のご教示によるものであるが、村田氏によると、山本氏は滋賀県八日市の出身だそうである。山本論文は、文応元年三月十五日の小幡商人連署請状案、貞和元年三月二十日の長野市奉行等連署沙汰状、建武四年七月一日の足利尊氏下文案、文永二年十一月八日の小幡平六等連署請状案などを偽文書と断定ないしは推定している。尊氏下文案を偽文書とすることに若干問題があるが、その他は妥当な見解である。この論文が知られていなかつたために、のちに脇田晴子氏の貞和元年の文書、畠井弘氏の文応元年の文書が偽文書であるという指摘をまって、ようやく注意が喚起されるようになるのであるが、脇田、畠井両氏の指摘より約三十年以前に今堀日吉神社文書に後白河法皇「院宣」以外の偽文書の多く存在することが指摘されていたわけである。

以上が戦前、戦中の得珍保今堀郷研究であるが、戦後の中世社会経済史研究はこの質量ともにすぐれた今堀日吉神社文書を放置しておくなかった。熊田亨氏にはじまる中世後期の村落構造と商業発達史との組み合わせた研究は、数多くの業績を蓄積しながら現在に至っている。論文数はすでに二十数編を数えるのであるが、いままでの研究が何を蓄積し、何を課題として残したか、今後の研究は何を目指すべきか、を整理、検討するために次に掲

げる論文を取り上げ、私の中世後期村落にかんする研究の糧としたく思うのである。

近江国得珍保今堀郷研究の成果と課題

- 1 熊田 亨 「自由市場の成立について——中世末期東近江の農村構造——」『史学雑誌』第五十編第四号 一九五〇年四月 熊田論文と略称する。
- 2 宮川 満 「中世村落における農民と地侍」 広島文理科大学史学科教室編『史学研究記念論叢』所収 一九五〇年十月 柳原書店 宮川第一論文と略称する。
- 3 樋口 節夫 「足子商人の地理的性格」 人文地理学会編『歴史地理学の諸問題』所収 一九五二年一月 柳原書店 樋口論文と略称する。
- 4 佐々木銀弥 「中世末期得珍保の農民構造」 立正大学経済学研究所『研究報告』第一号 一九五二年十二月 佐々木第一論文と略称する。
- 5 宮川 満 「郷村制度と検地」『日本史研究』第十九号 一九五三年二月 宮川第二論文と略称する。
- 6 佐々木銀弥 「中世末期商品流通形態の変化」 立正大学『経済学季報』第四号 一九五三年六月 佐々木第二論文と略称する。
- 7 佐々木銀弥 「莊園制末期の土地帳簿の変化と農村構造」 立正大学『経済学季報』第九号 一九五四年十一月 佐々木第三論文と略称する。
- 8 佐々木銀弥 「保内商人の土地所有と商業」 立正大学『経済学季報』第二十号 一九五八年九月 のち佐々木銀弥『中世商品流通史の研究』の第四章第二節に所収 佐々木第四論文と略称する。

- 9 黒川 正宏 「中世今堀郷の農民構造と延暦寺」 『史林』第四十三卷第五号 一九六〇年九月 黒川第一論文と略称する。

10 脇田 晴子 「中世商業の展開——今堀日吉神社文書を中心とした——」 『日本史研究』第五十一号 一九六〇年十一月 のち脇田晴子『日本中世商業発達史の研究』付論IIに所収 脇田論文と略称する。

11 金本 正之 「中世今堀郷に関する史林・黒川論文を評す」 『中世の窓』第七号 一九六〇年十二月 金本第一論文と略称する。

12 金本 正之 「中世近江商人の性格——得珍保今堀商人の分析——」 『史学雑誌』第七十編第八号 一九六一年八月 金本第二論文と略称する。

13 萩原 龍夫 『中世祭祀組織の研究』第四章「惣村の発展と祭祀組織」第四節「中世宮座の形成と展開——事例研究——」B「近江得珍保今堀の場合」 一九六二年三月 吉川弘文館 萩原論文と略称する。

14 畑井 弘 「守護領国体制と座商業——六角氏守護領国と得珍保座商業の展開——」 『日本史研究』第七十号

一九六四年一月 のち畠井弘『守護領国体制の研究』第三章に所収 畠井論文と略称する。

15 佐々木銀弥 「中世座商人の独占について——保内座商人の場合——」 宝月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究 中世編』所収 一九六七年十月 吉川弘文館 のち佐々木銀弥『中世商品流通史の研究』第四章第三節所収 佐々木第五論文と略称する。

16 金本 正之 「中世後期に於ける近江の農村——得珍保今堀郷の歴史——」 宝月圭吾先生還暦記念会編『日

本社会経済史研究 中世編』所収 一九六七年十月 吉川弘文館 金本第三論文と略称する。

17 仲村 研

「近江国得珍保今堀郷の『惣』覚書——金本正之氏の所論をめぐって——」同志社大学人文科学研究所『社会科学』第十一号 一九七〇年一月 仲村第一論文と略称する。

18 丸山 幸彦

「莊園村落における惣有田について——近江国得珍保を中心にして——」日本史研究会史料研究部会編『中世の権力と民衆』所収 一九七〇年六月 丸山第一論文と略称する。

19 丸山 幸彦

「中世後期莊園村落の構造——今堀郷における村落共有田の形成を中心にして——」『日本史研究』第二一六号 一九七一年一月 丸山第二論文と略称する。

20 黒川 正宏

「中世今堀商人に関する一つの史料について」『日本歴史』第二七三号 一九七一年二月 黒川第二論文と略称する。

21 仲村 研

「今堀日吉神社文書雜考」八日市郷土文化研究会『蒲生野』第五号 一九七一年五月 仲村第二論文と略称する。

22 丸山 幸彦

「近江国得珍保野方諸郷における農業生産のあり方」赤松俊秀教授退官記念事業会編『赤松俊秀教授退官記念国史論集』所収 一九七二年十二月 丸山第三論文と略称する。

23 仲村 研

「中世における偽文書の効用」『日本歴史』第三〇三号 一九七三年八月 仲村第三論文と略称する。

する。

1 熊田論文「自由市場の成立について——中世末期東近江の農村構造——」

熊田亨氏はこの論文で「中世の一農村を描いたあらあらしいスケッチ」を意図されて、ひざの三つの観点から得珍保商人団の歴史について述べている。すなわち第一に、保内商人が地盤とした保内農村を土地所有関係、官座、開墾の三点から、農民の階層分裂→新しい階級の成立の状態を問題にし、第二に、保内村落から商人が発生する要因を、保内商人の座や貨幣流通の問題を介して明らかにし、第三に、保内商人が染帯をうる過程と、その中で保内商人が挫折と崩壊の途をたどる経緯を明らかにして、中世から近世にかけて果たした保内商人団の歴史的役割を考える、ということが意図されている。

以上の観点から熊田氏は、まず至徳元年（一三八四）十一月二十六日の今堀郷神畠坪付と約三十年後の応永二十三年（一四一六）十一月四日の今堀惣神田納帳の両帳簿の記載様式を比較検討し、その変化を「普通中世に一般的と考えられる名主——作人の身分的秩序は、中世末の得珍保においては、既に絶対不動のものではなく、一部すでに、かつての作人、下作人が名主または準名主級の実力を得来っているのである」とし、新しい名主層と「百姓名」との成立を帳簿の記載様式の変化の中に認めたのである。そして、このような変化は官座に反映し、応永十年（一四〇三）二月の置手状から祭祀を独占していた有力名主の官座に、間人や地下の中人と呼ばれる層が進出し、惣村が形成された。そして作人、下作人や間人、地下の中人が名主化していく背景には保内に開墾が進行するという、農業生産

力の発展があり、嘉吉二年（一四四二）九月二十七日 の得珍保野方算田目録・取帳などから、農民の開墾地所有が、保内最大の土豪布施氏の新開地所有より優っていることより、先の主張を裏付け、「要するに中世末の得珍保に於いては、作人もしくはそれ以下の人々が次第に力を得て、旧名主、土豪等に対する『新名主』の成立が広汎に行われ」「そのために旧名主—作人という階級関係が著しく混乱して、封建的秩序が動搖していた」と結論したのである。

つぎに保内商人の成立については、商人座を構成したものは、宮座の構成員で名主級の人々で、領主山門の権力を背景に商業の独占を強化してゆくとする。そして、保内商人は塙座と御服座を中心として結合し、座の構成員は同一人であり、これらの保内商人団の成長は応永初年からはじまるが、それは貨幣経済の進展とともにあつた。これを証明するために、正和二年（一三一三）から弘治二年（一五五六）までの約二世紀半の売券を分析され、応永二十五年（一四一八）を境にして、以前は直錢と直米が混然としたのが、以後は直錢が圧倒的に増加するとし、この傾向は、貢納、科料、宮座費用の錢納においても顕著であることを述べた。成長をとげた保内商人は従来の領主山門との関係をたつて次代を担う「在地の小土豪、小武士」と被官関係を結び、自己の商業を有利に展開してゆくのであるが、被官商人は「農民のうちでも富裕な名主わけても新に作人層から上昇した新名主もしくは準名主級に属する者であった」とし、保内農民の成長と商人の成長が揆を一つにすることを強調したのである。

第三は保内商業が楽市へ帰着する経路についてである。熊田氏は、応永三十一年（一四五二）から永禄二年（一五五八）までの、保内商人が他郷商人との間に惹き起した四つの相論を分析整理し、保内商人が採った賄路策、他商人の商品奪取、道路独占の諸策は、「中世の封建制、くわしく云うなら、領主により作られた関税、道路権、専売権などを、うち破る方向に進んでいた」と述べている。すなわち、熊田氏は保内商人を「先規」を破壊するものと評価した

のであった。天文十八年（一五四九）に守護六角氏が城下町石寺の新市における楽市を保内商人に命じたのは、保内商人などの商業的 requirement にそるものであった。

こうして設立された楽市に、一定の商業資本が集中しており、「自由なるべき楽市の市場開放が、（中略）かえつて成長すべかりし農村の商業資本をむざんにも根絶してしまつたとき、市場を生んだ母胎たる農村、またみじめにも検地の強行によつて、新領主のもとに屈し去つていた」のである。そして太閤検地後の商人として離村したあとの保内農村には、老人、後家、隠居などしか残つていず、保内農村は衰弱し、権力のまえに無力に敗北して「新しく組みなおされた封建制」の鎖に編みこまれてゆくとする。

以上紹介した熊田論文は得珍保における商業の展開を、村落構造の変質の中から発生する「新名主」の広汎な成立と関係づけられている点に最大の特徴をもつてゐる。つまり、熊田論文は商業と村落との有機的連関の追究を目的としているのである。この熊田論文の最大の難点は、楽市についてである。すなわち、保内商人を旧秩序を破壊するものとして、このような「気運」の中で楽市が施行されたとしているのであるが、特權的な保内座商人が楽市＝市場開放を要求するということは論理的に矛盾する。しかし、熊田氏は保内商人を「新名主」層として把え、自由な商業を求める商人としていることから、右のシェーマが生まれたのであるが、この点は今堀日吉神社文書の中に描き出されている商人像に反するものである。

このように、保内商人の行動から楽市施行を説明される点は問題があり、太閤検地による田島の「ぬしなし」の増加についての解釈など史料についての見方に若干の疑問もあるが、それにもかかわらず、先述のように、商業の展開を村落構造の変質と関連づけて追究したことは、以後の得珍保の研究に決定的な影響を与えた。とくに村落構造の変

質を跡づけるためにとられた神田納帳の比較検討は、この納帳の史料批判が脇田晴子氏によって行なわれるまで継続され、以後の研究方法の柱になつてゐる。

2 宮川第一論文「中世村落における農民と地侍」

この論文は素材として、得珍保のほかに丹波国大山庄、山城国久世庄、近江国奥嶋庄をあげているが、得珍保の占める位置が大きいので、ここではその部分を問題としたい。

まず宮川論文も熊田論文と同様に、嘉慶二年（一三八八）の今堀郷神田目録帳、嘉吉二年（一四四二）の得珍保野方算用帳、永正七年（一五一〇）の今堀十禪師田畠年貢目録帳の分析をつうじて、「極く少数の地侍的名主の存在と、時代と共に独立的小農民＝小名主百姓の圧倒化する傾向」とし、また十四世紀半と十五世紀前期の二通りの田畠売券の分析から「その小農層の間における名主一作人の分解の萌芽的状態である」と、今堀郷における土地所有の関係から階層の存在形態を指示している。そして、宮川氏は鎌倉末期から室町戦国期の畿内村落における特徴を、次の三点に要約している。すなわち、

- 一、ごく少数の地侍層と圧倒的多数の独立的小農民＝名主百姓との階層分解が進行しているが、名主一作人、名主一作人一下作人への階層分解はなお不充分である。
- 二、地侍や土豪は村落をこえて錯園形態の土地所有関係をもち、所有地は大部分を小作させ、一部を労働地代や下人を投⼊して經營にあたつてゐる。
- 三、村落内の名主百姓は散在錯園的な耕地を經營し、若干の散り懸り関係を維持しており、名主百姓層はその内部

に名主一作人、名主一作人一下作人という分解の兆をもつてゐる。と指摘した。

この農民の階層分解の展開過程から、地侍の封建領主への被官化を跡づけ、これが土一揆を解体せしめ、純粹封建制へ前進せしめると考へ、その例を得珍保の地侍と農民との関係にもとめられたのである。そして保内の座にあつては、座商人＝農民であるといふような「農業と商業との未分化な発展段階乃至歴史的基盤に支えられたもの」であったが、享徳三年（一四五四）の「藤切山木こり馬人数帳」などから、農民層の内部に馬持＝駄商と馬を持たないものの『徒步商』があり、その間には嚴重な身分差別があり、また両者の下に従属する足子・寄子と座商人との差別は大きく、これらの差別の中に、階層分解の進行が反映していると述べている。

保内商人座については、弘治三年（一五五七）の御服年貢注文から、保内御服座が惣＝村落結合の枠を越えた性格をもつてゐるが、「尚『保内』としてまとまつてゐるところに、若干の地縁的結合が認められる」とし、保内商人団の構成については、永祿元年（一五五八）の保内商人中惣分申状から「惣＝村落結合をこえた構成関係を示し、村落内の農民結合の衰退が判る」とし、商人が個別的に地侍と結ばれる被官関係は「一地侍の下に各村落の幾人かがつき、一村落の村人が数人の地侍に分れて付く」という散り懸り的関係であると述べる。それで、この散り懸り的な被官関係は、地侍が居住村落を超えて土地所有を実現してゐること、それがまた地侍のまとまつた村落支配を困難ならしめていることを指摘したのち、「然し又、かかる被官関係は、惣＝村落結合をこえた座乃至商団の構成と共に、農民層の抬頭による農民層の結合自体の衰退でもあり、独立的農民層の内蔵した階層分解への萌芽の顯現であった」と結論づけたのである。

以上の宮川氏の指摘は、鎌倉末期から戦国期の畿内ないし周辺の村落構造の特徴を整理したものであり、ここで指摘された諸点、とくに散り懸り的土地位所有関係、および散り懸り的被官関係の指摘は現在でも有効である。とくに保内村落において、馬所有を指標として階層構成を二分するという方法は、以後の研究にとって大きな手懸りとなつており、今後の研究でも、この方法をいっそう深化させねばならないと考えられる。

この宮川論文について、私の関心よりする問題点は、永祿元年（一五五八）の保内商人中惣分申状に引用されている天文五年（一五三六）の保内商人の構成が、保内を構成する諸郷のうちの今在家・破塚・蛇溝・今堀・中野などの商人からなっていることや、弘治三年（一五六七）の御服年貢注文の御服座の構成から、「何れの座の構成と同じく、惣＝村落結合をこえた構成関係を示し、村落内の農民結合の衰退が判る」とされている点である。すなわち、宮川氏は、保内商人座が保内諸郷の商人から構成されていることを、村落結合の「衰退」と把握するのであるが、得珍保＝保内という莊園制的枠組の中で座が結成されていたものが、保内を構成する諸郷＝村落における階層分解の進行のなかで形成される名主百姓の結合によってつき崩されて、むしろ宮川氏の指摘とは逆に、保内座は村落の商人が中核となつて構成されるという関係が出現すると考えねばならず、天文年間の今堀・蛇溝両郷における足子年貢をめぐる相論と水論は、保内という莊園制構成の弱体と村落結合の強化を表現しているものと解したいである。

3 樋口論文「足子商人の地理的性質」

樋口論文は得珍保・今堀郷関係論文のなかできわめてユニークなものであり、足子商人を扱ったものは樋口論文以外にはない。

樋口氏はまず中世商業は市庭商業と行商＝足子による商業の二形態からなるとされ、市座商人に従属して商品搬送と小売行商を兼業する足子商人を重視する。そして足子商人の従属的立場について、1、座商人に年貢を納入する、2、座相論に敗訴した、3、抜壳・脇壳の立場をとる、4、座商の補助的任務を担う、5、直接従属している、といふ五点を指摘し、1の場合、保内大森の足子が保内今堀・蛇溝両郷の座商に年貢錢を納入している例をあげ、2の場合、保内と並んで四本商人と称されて伊勢への山越商業に従事した石塔商人が、保内座の足子となつて年貢錢を納入しており、また枝村商人が紙商業について、保内座から卸売をうけて小売のみを認められている例をあげている。

3については具体的な例証はなく、4の場合は、得珍保近辺の農民の副業を保内座が吸収したとし、5の場合には、近江・伊勢間の山越商業の中馬的足子をその例とされ、保内座はこれらの足子に依存することによって「座の特権を全うし、商権の拡充をも計り得た」と指摘している。

つぎに保内座に従属する足子商人の分布について、保内座の商業圏とほぼ合致するが、圏外にも存在するとされ、その数的配置から四類型に区分する。すなわち、1、大森の足子集団、2、羽田郷を中心とする足子集団、3、鈴鹿山麓の足子集団、4、その他の足子集団である。1は保内内部の農業的色彩の強い地域であり、2は保内に隣接する地域で数が多く、生産力が低く水系の上からは保内より劣る立場にある。3の足子は馬子・馬足子と称するのがふさわしく、江勢山越に従事し、保内座人より駄馬・商品を与えられていた。馬足子は保内伯楽座より馬匹売買について制限をうけ、商業と搬送と二重に保内の従属下にあった。4の足子は保内商人の「触手的役割を演ずる足子」であつて、商圈の局地的性格を打破し、近江一円の市座の特権を維持するため、また保内商人の遠方より物資購入・販売のためのものである。

そして足子集団の発生・分布の地理的背景から、1、水利の劣位な低生産地帯で、副業を足子に求めた農村の足子、2、鈴鹿山越の貨物搬送の駄賃稼ぎの山村の足子、3、市の足子に分類される。そして、これら足子の集団は、当時の交通の幹線である東山道、八風街道、千草越、東海道に沿う地域に分布しており、それからしても中馬的性格が濃厚であるとされている。

最後に足子商人の展望として、楽市の施行によって日野・八幡などの近江商人の行商形態の流れに吸収されていったとし、足子を「搖籃期にあって近代商人を輩出する一つの基礎を提供した」と結論づけたのである。

この樋口論文は史料の今堀日吉神文書を『近江蒲生郡志』からえているために誤字が多く、とくに足子の分布地域の地名に間違いがあり、樋口氏の論調を若干そいでいるのは残念である。また足子商人が近世近江商人にどのように転化してゆくのか、論理的にも実証的にも明らかにされていない点は、両者の係わりあいが問題とされているだけに不満が残るのであるが、保内商人に従属し、その座商業をささえた足子商人の歴史的地理的性格について指摘している点は、たんに保内商業のみならず、中世商業の特質をきわめる上できわめて重要である。にもかかわらず、樋口論文の成果が保内商業研究に充分生かされていない。また保内商業が搬送手段として馬をもつことの重要さの指摘も重要である（ただし、馬との関係を強調するあまり、「馬太郎」「まこ太郎」など馬を取扱う職業から「馬」の名がつけられているとされるのは問題がある。というのは「まこ太郎」は「孫太郎」であり、「馬」も十二支の「午」との関係とも推定されるからである）。宮川第一論文は牛馬の所有、非所有から、今堀郷における階層構成を引き出したのであるが、樋口氏は商業と商品搬送手段との関係を重視したのである。この点も以後の中世商業史研究に充分生かされているとはいはず、今後の研究が樋口論文から汲みとらねばならぬ点は多大である。

4 佐々木第一論文「中世末期得珍保の農民構造」

佐々木氏は保内商人の性格を把握するためには「商人が一般に農民でもあつた限り、基本的な研究の視角は生産関係＝土地所有形態の分析に置かるべきである」とし、熊田論文の保内の農村構造の把握の仕方を批判するかたちで、まず土地帳簿から今堀惣の土地所有関係を、第二に今堀惣の構造的特質を、第三に今堀における農奴制の展開の様相を論じている。

分析の方法は熊田氏の方法を継承しながら、佐々木氏は三十の神田畠納帳、年貢目録などを分析し、つきのような諸点を指摘する。1、今堀農民の土地所有や耕作面積は零細で一反ないし二反の層が圧倒的多数である。2、十五・十六世紀の農民の土地所有は平均二筆で、一筆の耕作者は全体の約半数に近い。3、年代が下降するにつれて帳簿の田畠が増加し、零細貢納者が増加する。4、分析の対象とした三種の帳簿記載の農民は、一種の帳簿のみと、二種にわたるものが多く、三種にわたることは少数である。5、売券の字名から今堀農民は三種帳簿記載以外に土地を所有している可能性があり、とくに「殿」の敬称をもつ守護被官人などの土地所有は保内に散在するとの推定がなされている。6、今堀惣は他地方に比してきわめて零細な中堅農民と、全体の半数近くを占める三反以下の零細農民とによって構成されていた、という六点が指摘された。そして零細農民・作人が身分的・経済的に土豪・名主の隸従から完全に脱却しているか否かは疑問としながら、支配者から一率に貢納者と把握されている点が評価されている。

また熊田氏が行なった至徳元年の神田坪付と應永二十三年の神田納帳の比較分析を再検討し、熊田氏が今堀農民の構造に本質的変化を認めたのにたいし、佐々木氏は「十五・十六世紀に於て商人団の中心をなした今堀の構造の特徴

は名田制は既に解体しているが、尙旧名主の系譜をひく名主及び中堅農民が主導性を示し、彼等は名主・百姓と称されて今堀のみならず保内商人中の主体をなしていた」と述べた。

つぎに水利の劣悪な地理的条件に規定されて農業生産力は低く、農民は余剰労働力を交通上の優れた立地条件にもとづく隔地間の仲介商業に投入することによって、活路を見出すとし、このようななかたちで商業が展開されると、農業にまとわりついていた家父長制的名田経営の解体が促進される。このような条件から、十五・十六世紀の今堀をふくむ得珍保では、「その内部に多少の階層差を含みながら」「農民構造そのものは他地方よりも早期に近世的本百姓形成過程を歩んでいた先進性が打出されてくる」と、得珍保の構造的特徴を指摘した。

最後に、佐々木氏はこの構造的特徴が今堀農民の中にどのようにあらわれているかを「農奴制の展開度」として問題にする。そこでは、近世的本百姓の形成に向って農奴制が展開しているにかかわらず、経済的差別の反映としての身分差の存在を指摘し、まず今堀の宮座が八人衆と呼ばれる有力農民によって管掌され、近世においても十戸の宮座株が存在したことと関連づけた。そして、十五世紀の今堀宮座内部に間人・中人という差別があり、この背後に「現実の今堀に於ける単なる階層差以上の農民間の隸從関係の存在を匂わしている」と述べ、農業・商業をめぐる現実の差別の目途に馬所有をあげたのである。農商業での生産手段としての馬の重要性は大きく、馬持農民と不持農民との間で貸借関係が成立していたと推定し、「その関係は近代的貸借関係と云うよりも多分に隸屬的関係をそこに成立しやすい」とし、これが商業において駄商と徒步商との差を生じ、それらの下に足子、寄子の階層が従属しているとする。以上の諸点を指摘したのち、佐々木氏は隸屬的農民の独立（近世的本百姓化）の動向から農奴制の展開を跡付けながらも「尚その構造内部には中世的特性が漂つておるようと思われる」という、今堀の構造的矛盾をあげ、この矛盾を

多くの視点から究明すべきだと論じたのである。

この佐々木第一論文は熊田論文の保内商業の性格規定についての方法と、保内農村構造の位置づけについては、おもに河井勇之助氏の業績（「近世初頭近江地方検地帳の研究」広島文理科大学史学科教室編『史学研究記念論叢』昭和二十五年十一月、「近世初期の商業的農業經營——野々郷製茶業の發展と挫折——」『史学研究』第五集 昭和二十六年三月）にもとづいて「本百姓の一般的形成」（『封建社会の展開過程』第三章第三節 昭和二十七年十一月）を論じた藤田五郎氏の方法に強い影響をうけている。すなわち、藤田氏は保内の構造的特徴をつきのようく述べている。すなわち、「得珍保にあっては、十六世紀の代官的名主あるいは農民的名主の上層部分は封建家臣化あるいはまた封建的特権商人化して農村より離脱し、したがって、十六世紀の多くの中小規模名主は、天正の検地において大体ほとんど全部が本百姓となりえたのではないかと思われることである。したがって、このような地帯にあっては『近世』初頭において帳外れ農民＝隸屬農民は、その数は少かつたであろうと思われる。かくて、ここでは隸農制的な家族自営農民として、本百姓の一般的形成が、形のうえではかなり鮮明に把握でき」という保内を先進地帯とする藤田氏の方法に従って（ただし佐々木氏は近江全体を一律に先進地帯とすることには疑問をもつてゐる）、佐々木氏は保内商業と農村構造の連関を究明したのであった。

この論文は熊田論文の方法を、この時点で爆發的に進行する日本封建制研究の成果のひとつである近世的本百姓の形成にかんする諸業績によって、深化させたことで、熊田論文と並んで保内今堀の基礎的研究のひとつと評価されよう。

まず佐々木氏が、熊田論文を克服した点のひとつは、三十点の今堀神田関係の諸帳簿を分析し、今堀農民の構成に

について、熊田氏の「新名主層」重視を批判し、「村落内の生活及び商業活動に於ては中堅名主・百姓層以上に主導権は握られていた」とする点にある。そのことは「構造内部には中世的特性が漂つておる」と述べる点と関係するのであるが、この点の追究を氏自身が課題とされていることに、私自身としては深い関心がある。つまり、この論文で佐々木氏は、熊田論文と藤田論文の狭間の中には新しい方法を追究したのであるが、ここでは充分に果たすことができなかつた。十五・十六世紀の今堀において中堅名主・百姓層が主導権を掌握していた具体例として、官座内の問人・中人と一般百姓との差別と、馬の所有をめぐる商農民内の差別を指摘した点は、今後、佐々木論文を克服する大きな手懸りとなる。とくに「生産手段としての馬の重要性」の指摘は、当然のこととはいながら、以後長く無視されたのは氏の意図に反するものである。

以上の評価とは別に、佐々木論文のもつ大きな問題は——この問題は脇田論文が発表されるまで、佐々木氏に限らず黒川・金本両論文にも共通するところであるが——、今堀日吉神社文書中の神田納帳類の史料批判が充分になされていないために、今堀郷のごく限定された部分を占める神田畠の納帳・目録で在地構造の分析を意図した点にある。ただ佐々木氏もその点について、売券の検討から「売買された土地がこれら三種の帳簿（神田畠・十禪師田・野方算田）に記載されていない場合が認められるから、今堀農民の中にはこれら三種の帳簿記載以外の土地を所有していたことも考えておかなければならない」と留意してはいるが、このことを在地構造分析の中に展開されず、この点の方法的処置は脇田論文の出現を待たねばならなかつたのである。

5 宮川第二論文「郷村制度と検地」

この論文は第一論文「中世村落における農民と地侍」をさらに展開したもので、中世郷村の中での土豪的有力農民層＝地侍と名主百姓との存在形態を追求し、これが太閤検地においていかに把握されるかを詳細に論じたものである。ここで宮川氏が抽出された結論はつぎの文に要約されている。すなわち、「秀吉から家康にかけての検地は、郷村内の諸勢力とその動向とに充分注意しながら巧みにそれを利用して、一方では抬頭する新興農民に耕作権＝作職を公認して満足感を与え、また他方ではそれによって従来の得分権を失った旧名主系の比較的有力な農民に、村請年貢の責任者としての地位を与えて新興農民から年貢を徴収せしめ、自治的に年貢を上納せしめ郷村内をまとめしめると云う方法で行わたることが理解される。この結果郷村では、旧名主系農民を中心とする名寄帳登録人層と新興農民を中心とする検地帳登録人層と更に若干の帳はずれ層、等の階層が生じ、更に名寄帳登録人層のうちの有力者が庄屋以下の村役人となり、その上に従来の土豪・豪族で信長・秀吉・家康らに降服したもの等が、代官・給人或は大名等として封ぜられることによつて、全国的な封建組織＝幕藩体制が成立するのであり、同時にその基盤としての郷村制が成立するのである」と結論づけられている。

まずははじめに宮川氏の結論を紹介したわけであるが、そこに至る論述を今堀・得珍保関係にしづつ紹介しよう。

まず宮川氏は室町期郷村の地侍的名主と一般名主百姓との存在形態の分析が、郷村の本質とそれを支配する畿内封建領主の性格を剔出するための鍵となるという認識から出発して、「郷村全体の階級構成としては極く少数の土豪と多数の名主百姓層との程度しか、階級を明確に構成するまでに至つておらず、従つて、郷村民は相互に強く結合して

土豪を中心に年貢諸役の減免要求はじめ郷村生活一切を自治的に行いえたのである」と、室町期郷村を位置づけた。そして、このような郷村の地侍として保内諸郷の「殿」身分の名主をあげ、かかる地侍＝土豪の經營形態について、經營が村落をこえて散在し、下人や賦役労働に依存する古さをもっており、これにたいして独立化を目指す名主百姓の村落単位への結合動向と矛盾していくことを指摘する。

農業生産の発展、商業資本の農村への影響下に、独立化する名主百姓と土豪との対立が進行し、その過程で土豪は郷村から遊離して守護大名の被官化し、外部から郷村を支配する。郷村内部においては、新興名主百姓の抬頭によって従来の宮座に対しても新宮座が生まれ、従来の惣結合を超えた行動がとられるようになり、商業においては得珍保御服座のように「郷村をこえた近隣数ヶ村の商人が数人ずつ集まつた結合体」が形成され、郷村の結合は対的に弱体化していくとする。

そして土豪の名主百姓被官化は永禄元年（一五五八）の保内商人中申状から、複数の土豪が郷村の名主百姓と散り懸り的に被官關係を結んでいることがわかり、このような郷村に大名が封建的支配を貫徹することは不可能で、畿内の大名領国制がここに求められる。

つぎに宮川氏は「検地と郷村の動向」に論及し、今堀の隣郷保内今在家の天正十一・十二年の検地帳の分析から、天正十二年の検地で、前年の「臨機応変のやり方」から「一定の精密な検地実施の基準」を確立したことを明らかにした。この両検地帳には、二十年前の永禄四年（一五六二）の今堀郷神田納帳に今在家からの出作人七人のうち四人が登録されているが、彼らの性格を、旧名主百姓の屋敷同居人・借家人として耕作権を認められたもので、検地帳にはかのような三反以下の登録人が多いとされ、「封建制確立期の検地帳には、一人当たりの登録面積の大小からみても、

登録人の屋敷の有無からみても、從来から独立に屋敷をもつた旧名主百姓の系譜を引く比較的有力な農民と共に、現実にはなお隸属的でありながら耕作権を得て抬頭した、あるいはしつつある多数の新興農民が登録されていること、換言すれば太閤検地およびそれに続く家康の検地においては、旧名主百姓系の有力農民であろうと、また新興農民であろうとその区別なしに、直接耕作権をもつものを登録人として決定することにより、各村落の農民とその土地とを把握したことが理解される」と結論づけて、検地帳と名寄帳による農民登録の差別は、冒頭に引用した宮川氏の言葉のように、畿内郷村の現実に妥協したものであった。

以上、私の関心にしたがって得珍保・今堀郷に関する問題を重点的に取り上げて紹介したわけであるが、太閤検地前段階における郷村の階層構成については、得珍保全体についていえば、土豪＝地侍的名主、名主百姓とを軸とする散り懸り的被官関係の存在、旧名主百姓の隸属下から独立化を示す零細農民（下人・中間・被官）の三階層が確認されているわけである。この点異論があるわけではないが、今堀郷単独を取り上げる場合、若干の問題がある。すなわち、宮川氏が指摘された土豪と名主百姓の被官関係は確かに今堀郷に存在するが、今堀郷に出自する土豪との被官関係は今堀日吉神社文書にかんする限り皆無であり、被官関係は他郷の土豪と今堀郷の名主百姓との間で結ばれている。もちろん、今堀郷に「殿」身分の百姓がいないわけではなく、自郷内での被官関係の締結することを阻止する何らかの社会的強制が作動していると推定されるが、この点について宮川氏が素通りしていることは残念である。

この論文について私の最大の疑問点は、得珍保御服座の把握の仕方である。宮川氏は十六世紀半の御服座関係文書によって、保内を構成する各郷村の商人が数人づつ集つて、「惣結合をこえた商人＝名主百姓の行動が顯著になつてくる」とされ、保内商業の展開を、郷村商人→結集→保内座としているが、この把握の仕方は逆であると考える。す

なわち、得珍保という莊園制の枠内で商業座が領主に認定・保護されているのが、本来のあり方であり、それが十五・十六世紀を通じて惣結合を単位とする郷村の座へと分裂していくのであって、この段階の特徴は、保内座を構成する郷村の商業・農業などの利害をめぐる矛盾が激化していくことにある。とくに今堀郷と蛇溝郷の足子相論、水利相論は保内分裂の事実を示しているものといえる。

また細部になるが、貨幣経済を媒介にして新興名主百姓が抬頭し、それによって宮座構成が変化するとされるい。この点には賛成するが、この変化を「本来の宮座に對して新しい宮座を生ぜしめ」といわれることには異論を挾まざるをえない。宮川氏は右の変化を（注）で「今堀では本来一座であった宮座が長享二年（一四八八）の文書では東西二座となつており、更に永禄九年（一五六六）の文書では東西が左右に分れて四座となつてゐる」と補つてゐるようだ、これはあくまで本来の宮座の編成を整備したものであつて、本来の宮座に對する別の宮座が成立したものではないことは明らかである。この点宮川氏の論述は誤解を生ずる恐れがあるのでふれておきたい。

また天正十一年（一五八三）七月の検地についての今堀惣中掟目条々の第一条を宮川氏、は「検地の水帳付候物、相さくべき事」と読んで、「相ささへべき事」「相さたむべき」と意味づけ、「検地帳に登録されたものがその土地を耕作する権利をもつてゐること」すなわち検地帳登録人が耕作権所有者であるとの主張は正しいものの、第一条は「検地之水帳付候物、相さはへき事」と読むべきであり、「相さはくべき」=扱う、処理するの意である。「相さく」では宮川氏の意図にもかかわらず、正しい主張が裏付けられないとと思う（同氏編『太閤検地論』Ⅲには訂正されている）。

以上、宮川第二論文を紹介し、私の関心によつて若干の問題点を指摘したわけであるが、太閤検地にかんするこの論文の評価とは異なる次元で行なつたものであり、この点断つておかねばならない。

6 佐々木第二論文「中世末期商品流通形態の変化」

この論文は第一論文の村落構造と保内商業の関連の追究を基礎としながらも、十六世紀という政治経済の変革期における流通形態の動向を、独自に追究せんとしたものであり、素材を美濃紙、伊勢国桑名での紙販売権をめぐる保内商人と保内に近い愛知郡枝村商人との相論に求めたものである。

両商人の相論の対象となつた紙は、古代から都市紳紳の生活必需品である料紙として美濃・東海地方産出のものであり、枝村商人は京都宝慈院が支配する美濃国武儀郡大矢田郷の市において賣付を独占する「本座衆」「紙問丸衆」で、十五世紀半以降、六斎市が開かれ、「領主（宝慈院）は間接的に市場税徵収の権利を握っているに過ぎず、紙は商品としての性格を濃化し、その流通は専ら枝村商人の如き行商団によって促進されてゆく」ような事態が、流通形態に大きな作用をおよぼしたとする。

つぎに紙の流通形態の変動を、十六世紀前半の江北・美濃の動乱による中仙道の治安不定により、枝村商人が行商を保内・石塔・沓掛・小幡のいわゆる四本商人団の独占する八風・千草伊勢越に侵入することから発する枝村・保内の衝突の中とにとらえ、相論文書から両者の紙商業を分析する。

十六世紀半までの枝村商人の美濃紙流通への関連の仕方を、大矢田郷生産者—莊官（或は個々の農民）—大矢田市場—枝村商人—京都紙問屋—小売商人—消費者と図式化し、ついで十六世紀後半以降、四本商人の独占する伊勢越に割り込んだ時点の流通形態を、(a) 美濃生産者—美濃商人—桑名（美濃商人宿）—枝村商人（桑名に宿あり）—近江・京都紙問屋—小売商人、(b) 美濃・伊勢生産者—（地方商人）—桑名地下商人—枝村商人—（以下 aと同じ）、以上の(a)(b)と

は別に生産地への直接買付を行なつておらず、◎として地方生産者—仲介座商人—都市問屋—小売商人の形態があるとし、これらの三つの流通形態から、生産地が莊園制的規制から解放され、商品流通が容易になつてゐること、流通路が長距離となつて中継都市が成立し、品目ごとの仲介商人が流通に介入する点が指摘されている。

枝村商人の進出によつて伊勢越独占を脅かされた四本商人のうち、指導的立場にあつた保内商人は反撃を開始したが、相論において枝村の主張は、1、大矢田郷紙荷独占買付権の拡大解釈、2、「十樂之津」と称される桑名での自由営業、3、十六世紀前半の八風越（伊勢越路のひとつ）桑名営業の実績、の三点であつた。これにたいする保内側の反論は、1、枝村商人の桑名行商は承認されているが、営業品目は限定され、紙など十三品目は禁止されている、2、桑名は「十樂之津」であるが、営業品目によつて座商人の特権は存在している、3、枝村商人は紙取引の先例を主張しているが、桑名での紙買付、紙荷の伊勢越は不法であり、從来枝村商人は違反の度に陳謝している、などを述べた。

保内商人も桑名に定宿を設定しており、ここを拠点に紙をはじめ塩・相物・伊勢布などを伊勢・東海地方から買付けてゐるが、紙についての保内商人の介在する流通形態を図式化すると、美濃・東海地方生産者—地方商人—桑名問屋・地方商人宿—保内中野郷商人（桑名宿）——近江各地市場〔問屋—京都紙問屋—小売商人—消費者となり、このような「流通形態の現出は封鎖的な莊園体制の後退、統一的な封建的政治経済社会の展開を基礎にしなければ不可能である」とされ、保内商人の特権は山門や守護六角氏の庇護のもとについたが、絶対的なものでなくなつてくるという。

つぎに商人構成が流通の性格を規定するという観点から、両商人の構成を問題にし、まず枝村商人は「農村」惣を基盤とする農業兼行の商人であった」とし、紙取引の保内商人は中野郷の商人が中心で、農民のうち三分一ないし五

分一が行商に参加したと推測される。そして保内商人をふくむ四本商人は捷によって、自由な営業を規制し、馬使用者・徒歩・足子の三形態によって商品を搬送しているが、取引量は少量と推定された。

最後に枝村・保内紙相論で保内が勝利した「きめ手」として、「六角氏及びその被官達、更には伊勢・近江間各関所役人等に送った驚くべき多額にのぼる金錢及び物品による賄賂政策」を指摘されるのである。

以上で佐々木第二論文の紹介をおえるが、この論文は小野晃嗣氏の「中世に於ける製紙業と紙商業」（同氏著『日本産業発達史の研究』 昭和十六年三月）に影響をうけ、美濃大矢田市場と中央市場との間に介在する買占商人＝枝村商人と保内商人との紙商業の独占をめぐる相論の中から、紙の流通形態を明らかにし、図式化したものである。従来の保内商業の研究で未開拓な分野である流通機構・形態について、本格的に論じたのはこの論文が最初のものであり、高く評価することができる。

しかし、佐々木氏がこの論文の「野心的な研究への出発点たる意図」とされた、流通形態の変化と政治動向との関連の仕方については、枝村商人の美濃からの紙搬送が江北・美濃の戦乱による中仙道から伊勢越八風・千草街道への輸送路の変更という指摘にとどまっており、戦国大名の政治経済支配（領国支配）と在郷の商人の参加する機構（商業組織、流通機構）のかかわりの変動のダイナミズムに具体的にふれられてはいないのである。

つぎの問題点は、仲介商人の構成が紙の流通量を規制するとして、その理由に枝村・保内の両商人とも「農村＝惣を基盤とする農業兼行の商人」であるため、また保内商人をふくむ四本商人の荷駄の制限・一軒一馬の原則・行商一人の場合一人は徒歩の規定という営業症の拘束を指摘されている点である。前者の農業兼行の商人については従来の説でもあり、異論はないが、十六世紀段階で農商未分離と固定的に把えていいものかどうか若干疑問をもつてゐる。

すなわち、十六世紀後半に六角氏の城下町石寺に保内町が形成されるが、領主権力による強制移動ということの前提に、相当度の農商分離が保内において進行しているのではないかと考えたいのである。また永正十五年（一五一八）十二月二十一日の「任先規旨、相定諸商売之事」の事書ではじまる条々定状の第一条の冒頭を「雇人之事」とされているが、これは「座人之事」であり、雇人と座人とではこの条項の意味は全く異なってしまう。また第二条の末尾を「若二人行人有ハ一人かちてはかたより□く」と読まれているが、「若二人行人有ハ、一人かちてはたらくへく候」とすべきである。なおこの定書は六か条からなっており、日付の奥に「南郷」と記されている。この南郷は保内下四郷を指すものであり、山越四本商人全体の掟か、四本商人のうち保内商人のみの掟か、その点の認定がなされていない。私はこの定書案は南郷において規定されたものと推定している。また六か条の個々についての意味が十分検討されていない憾みがある。これ以後の論文においてもこの定書の分析は避けられているが、たとえば佐々木氏もあげている第三条の「家子者堅可停止候」の「家子」と座人との関係は、保内商業の構造を究明するための重要な手懸りであり、その意味でも定書分析の意義は大きいのである。

7 佐々木第三論文「莊園制末期の土地帳簿の変化と農村構造」

この論文は昭和二十八年、安良城盛昭氏の「太閤檢地の歴史的前提(II)」(『歴史学研究』第一六三・一六四号)「太閤檢地の歴史的意義」(『歴史学研究』第一六七号)に触発された所謂太閤檢地論争、純粹封建制論争の中で、檢地の意義について、安良城氏の家族自営的小農民を基礎とする封建的農奴制の成立説(革命説)、宮川満氏の旧名主層の家父長制的大家族構成の残存を認めながら隸属民の成長を促進させる(相対的革新説)という説を踏まえて、十五・十

六世紀の今堀郷の「諸種の土地帳簿の変化を辿りながらそれが果して農村構造の如何なる変化を反映するのか、逆にいえば惣内の旧名体制の変化＝名子・被官的直接生産者の上昇が帳簿上に如何なる形で表現されているか」の追求を目的としたものである。したがって、方法としては第一論文で具体的に展開されなかつた土地帳簿の分析に重点をおいたものということができる。

佐々木氏は莊園制末期から太閤検地以後の土地台帳の分析についての疑点を、1、莊園制解体期に畿内近国で莊園領主・代官・有力名主・商人層が集積した加地子名主職や小作的関係が帳簿にどのように反映していったか、2、名子・被官的直接生産者の事実上の耕作権がまったく帳簿上に登記されなかつたか、3、再編された名体制は領主の収取関係に障害にならなかつたか、また太閤検地が加地子名主職を完全に否定したかどうか、以上の三点を点検するために、惣が早期に成立し、太閤検地が最初に施行された今堀郷を選んだのである。

今堀日吉神社領関係帳簿のうち、断簡を除いて至徳元年（一三八四）から永祿九年（一五六六）までの二十一の帳簿を分析の対象とし、表題より神田畠納帳と十禪師田畠分帳簿とに分類して、神田畠納帳については(1)、田畠の面積・所在・年貢高・丈量査・貢納責任者が記載されている(2)、一筆毎に査の大小による年貢高錢、納高と貢納責任者が記載されている、(3)の記載形式に一筆毎の所在が記されている。そしてこの三種の形式の納帳は年代によって変化する。十禪師田畠は十五世紀前半までは神田畠と別系統のものであつたが、十六世紀になると両者の区別はなくなるところながら、いちおう別箇に十禪師田畠分帳簿を取り扱い、その記載形式は(1)、貢納者・地積のみの記載、(2)、地積・所在・貢納高・貢納者の記載の二種に分類される。

そして熊田論文で取り上げた至徳元年（一三八四）の今堀神田畠付と応永二十三年（一四一六）の今堀惣神田納帳の

検注形式の帳簿はじめ、名寄形式のもの、検注・名寄の折中形式のものを紹介して、このような記載形式をとらせる「構造上・收取関係上の現実的変化を齎した条件」は何かを探るため、名体制の変質と帳簿形式との連関についてふれる。そのため寛正四年（一四六三）の今堀惣神田納帳、永正七年（一五〇）の今堀十津師田畠年貢目録帳、永禄九年（一五六九）の今堀十津師田畠年貢目録帳の三帳簿から、左衛門三郎分、道信坊分、彦太郎左近分の田畠の相伝関係を追跡し、三人の今堀郷での地位を有力名主層とする。そして寛正四年、永正七年の帳簿は「当時の莊園一般の基本的体制を基準にしてその經營内容の変質の如何に拘わらず各土地の名主職所有者（加地子名主職及び分化以前の自作名主職をも含めて）が登録され」ているとし、永禄九年の帳簿は「莊園における公的な名義上の責任者である加地子名主職所有者を除いた現実の耕作者・貢納者を基準に作成されたもの」とし、「このような二つの登録基準の存在は莊園制下の領主職—名主職といった一元的な支配関係内部即ち名主職の中に名義的・実質的一つの階層の貢納者が形成されていることを前提とする」と規定された。

このような二つの登録基準をもたらす在地構造の変化について、1、名主職の分化をあげ、具体的には加地子名主職への分化、加地子名主職の売買が増加している。2、有力名主層が名主職を保持しながら、家内奴隸から上昇してきた名子・被官などに耕作せしめており、これは座商人団内部の階層差に反映しており、そして名子・被官層は家内奴隸の系譜をひくものと、「座公事未進」によって座から排除されている事例から、名主百姓の没落によって生ずるものから成立するとされている。3、当名主的な徵税使的旧名主層とその他の農民との矛盾・差別は官座において厳然と存在しており、その事例として永和四年（一三七八）十月一日の野方畠成田新聞についての山門衆議下知状案を引用し、その「名々管領之方百姓等」という用語から「延暦寺は名単位に支配を行い、直接生産者は各名主に管理さ

れていた……收取体制としては名主層を媒介とした古い機構が形式的に維持されていた」と推定し、杉山博氏が山城國久我荘で論証された当名主体制を今堀郷にも適用したのである。

以上が佐々木第三論文の概要であるが、氏も最後に述べているように、土地帳簿記載形式の変化と在地構造の変化を統一的に説明しえず、明確な結論が出されてはいない。このような佐々木氏の反省が生じる方法論上の問題の解決には、脇田論文が提起した神田納帳・目録帳についての史料批判を待たねばならないが、ここではこの第三論文に則して問題点を指摘すると、たとえば「これら神田畠のみが彼等の土地所有関係のすべてを示すものではなく、神田畠（十禪師田畠）以外に保内の各地に相当数所有している」とされながら、宮川満氏の中世末・近世初頭の隣接村への出作率が一割前後という指摘から「今堀農民の所有地の主要部分は今堀郷内に存在した」と推定されるのである。ここでは「保内の各地に相当数所有する」とい、他方「主要部分は今堀郷内に存在する」という、今堀農民の土地所有の地理的位置づけについての不整合があり、また「一四六〇年代の今堀農民は神田畠以外にも土地を所有している」と当然であるが、きわめて重要な事実を指摘していながら、そのことが帳簿分析に充分に生かされておらず、とくに後者の指摘がのちに脇田論文で明らかにされたのであり、ここで充分検討されなかつたのは残念である。したがつて、神田納帳・目録帳のもつ史料的意味の追究が不充分なため、これらの帳簿を「領主側（莊園領主比叡山一仲村註）の年貢徵収のための納帳・目録」と規定され、そこから分析が展開されたため、帳簿が今堀十禪師社の納帳であり、莊園領主から免田として認められたもので、今堀郷全体の耕地の一部分にすぎないことになれば、佐々木第三論文の帳簿分析の前提が崩壊することになるのである。

佐々木氏は第三論文をふくめて、十五・十六世紀の莊園制下の村落構造の矛盾を、名主一名子・被官関係とする。

この把握の仕方は太閤検地論争の中で部分的に承認されているものであるが、それをそのまま保内座商人団内部の階層差としたのである。しかし、今堀郷内の商人団のみをみると「馬衆」と「カチノ衆」（これは享徳三年（一四五四）六月日の藤切山木樵馬人數交名に記されているもので、この場合、入会山に赴く今堀郷民のうち馬を連行するものと、単独で行く者の交名であり、座商業での駄商と徒足商との差別をそのまま表現しているものかどうかは検討を要する）の差はあるても、郷内には足子は存在しない。足子は保内では今堀の隣郷大森にあって、それは地域差が商業上の格差になってしまっており、佐々木氏が指摘する名主一名子・被官関係から単純に説明されるような問題ではないと考える。すなわち、保内商人の把握の仕方としては、郷内の階層差・職掌差・保内の地域差などを統一的に考慮することによって、保内商業の扱い手の存在形態に接近できるのである。

8 佐々木第四論文「保内商人の土地所有と商業」

佐々木第四論文は第三論文以前の論旨と若干趣を異にし、熊田論文を正面きって批判検討したものである。佐々木氏はまず中世商人を都市商人と莊園商人との二つの型に分け、莊園商人のうち農民的商人を「もつとも重視されるべき」とし、これを「主要な市場を莊園内やその近在に求める市場商人」と「隔地間取引を主体とする商人」との二つの型に分けた。そして農民的商人についての從来の問題点を、1、土地所有・階層的地位如何、2、土地所有・農業經營と商業經營の関連如何の二点にまとめ、あらためて熊田論文の意図するところだった今堀農民の土地所有と商業活動との関連を再検討したのである。

そして熊田論文の三つの論点について具体的な検討がなされるが、三つの論点とは、第一に佐々木論文でも從来取り

上げてきた至徳元年（一二八四）の今堀郷神畠坪付と応永二十三年（一四一六）の今堀惣神田納帳の比較分析から引き出された新名主層の自立、第二に土地売券・寄進状の名に冠される名前は新興名主である、第三に嘉吉二年（一四四一）の野方算田目録・取帳の分析から、野方算田の新開が作人・下作人の自立および新名主層成立の条件となつてゐることの三点である。

熊田論文の第一の論点について、佐々木氏は帳簿の史料的限界を指摘する。すなわち、「先づB帳簿（応永二十三年の今堀惣神田納帳）は今堀農民の土地所有・經營のすべてを示すものでない点が考慮されるべきだと思う。即ち得珍保全体乃至今堀の土地所有全般をうかがう土地台帳は現存せず、Bの神田納帳も保内の今堀日吉社貢納関係土地と農民を表示しているに過ぎない。そしてそれを裏書きするように拙稿経済学季報九号論文（佐々木第三論文一仲村）で触れた如くB帳記載農民の中には神田畠以外の保内の土地を売買している事實を知り得るのであり、従つてB帳簿から直ちにその貢納責任者の土地所なり階層を決定することはさし控えなければならない」という限界を先づ忘れてならない」として、熊田氏の採用された帳簿分析の方法の不可を指摘したのである。そして応永二十三年の帳簿の貢納責任者全體の六割五分は、地侍・宿老・神官・僧侶や旧名主の系譜をひく有力農民であり、他面において作人層の上昇、名主相互間における請作の進展は認められるが、十五世紀初頭の段階では名主一作人の対立は鮮明ではなく、領主延暦寺・今堀日吉神社の支配の基礎は、熊田氏のいう新興名主ではなく伝統的な地侍以下有力農民層であるとされるのである。

第二には売券・寄進状の「某名」の記載形式を、作人・下作人が名主化したものを表示するものとする熊田氏の見解にたいして、佐々木氏は、たとえば、「源次郎名」の源次郎は鎌倉末期に実在した農民であるとし、十四世紀まで

は旧名主層の存続を示すものであり、当名主体制の存在を考慮すれば、「作人・下作人層が十五世紀以後得珍保・今堀の構成主体となつたことを意味しない」として、これを否定した。

第三の論点である新開を挺子にした作人層の新名主層への上昇転化という熊田氏の見解について、佐々木氏はつきの疑問を提起した。すなわち、熊田氏が新開の史料としてあげた永和四年（一三七八）十月一日の延暦寺学頭代下知状案の事書に「野方昌成田新開之事」とあるのを、佐々木氏は「野方に新開地の存在したことは認められるが、この場合も『畠になつた田の新開』の意味であつて、いわば耕地転換であり、純粹な新開を意味しない。この他野方算田を新開田と見做し得る傍証も私見の限りでは存在しないし、両帳（嘉吉一年の今堀野方算田目録・取帳）自体の内容にも何等新開田であるとの手がかりは残されていない」とし、熊田氏の史料解釈を崩し、算田の新開を媒介にする作人の新名主化の主張を批判し、十五世紀半までは得珍保・今堀郷ではまだ農業経営から未分離な旧名主的有力農民が、年貢納入責任者であり、惣と座商人団の構成主体をなしていたとしたのである。

このような旧名主的有力農民＝惣・商人団の構成主体も、十六世紀以降においては中小農民層の進出によつて変質していく。それは十五世紀半に山林伐採に参加した馬持衆二十二人が十六世紀には七十人に増加している事実からも推定できるのであるが、このような変質にもかかわらず、「土地所有を基礎にした惣内階層差が商人団の内部構成において全く克服されたものと考えられず、宮座の階層組織がやはり商人団構成を特徴づけたと思われること、前述の道路権や専売権の打破は決して座的独占一般の否定ではなく、それは他の座商人の独占否定であつて、自らは独占的な営業圏・市場・商品・道路の拡大に奔走していたことを留意しなければならない。（中略）保内座商人団の漸次的な性格変化を看過してはならないが、本質的には最も典型的な座商人であったと私は理解する」と結論を下したのである。

ある。

まず佐々木第四論文の結論については大筋において賛成したい。そして、第三論文における帳簿分析の方法を一步進め、神田納帳などの帳簿が「保内の今堀日吉社貢納関係の土地と農民を表示しているに過ぎない」と、帳簿から農民の土地所有や階層を引き出すことの限界を指摘された点は高く評価しなければならない。佐々木氏のこのような指摘が、のちの脇田晴子氏による今堀日吉神社文書全体の史料的性質の位置づけに結実するものと考えられる。

つぎに今堀の中小農民層の進出をめぐって畑作優越地帯の今堀においては「水田農業地帯一般にみられた上層農民の中小農民に対する土地所有や農業生産面に対する各種規制は比較的緩いものではなかつたかと思われる」とし、その根拠として今堀惣の綻の中に農業經營についての規制が比較的少ない点をあげている。論拠としてやや弱いが、示唆される点は、第四論文以後の課題となるほどの重要性をそなえていると考へる。しかし、この示唆を敷衍した論文がいまだに出現しないのは残念である。

以上の諸点は現在においても引き考察すべき問題であるが、第四論文中に一、二の点を指摘すれば、つぎのようになる。

まず佐々木氏の熊田論文があげた野方算田目録・取帳の新開田の解釈についてである。熊田氏が野方算田＝新開田を媒介にして作人上昇→新名主層への転化を説かれたのにたいし、佐々木氏はつぎのように疑問を投げかける。すなわち、「野方田畠については前掲註②下知状案（永和四年十月一日 延暦寺学頭代下知状案）の冒頭に『野方畠成田新開之事』とあって野方に新開地の存在したことは認められるが、この場合も『畠になつた田の新開』の意味であつて、いわば耕地転換であり、純粹な新開を意味しない」とされたが、佐々木氏のこの熊田氏批判は承伏できないばかり

か、氏の今堀農業・農民にたいする誤った理解が表現されていると考える。そこで佐々木氏が熊田氏批判のためにあげた永和四年十月一日の下知状案を紹介しよう。ただし、氏が第三論文で引用している下知状案と若干読みが異なることを断つておきたい。

山門衆議下知状案

野方畠成田新開之事、段別毫斗五升宛可備進仕、不作之時者、如元参宛(升脱力)以大角豆、可致其沙汰之由、名々管領之方

百姓等以預歎申入之間、大略可在子細不(ア)之由、依衆議、令下(知)地所也、仍狀如件、

永和四年十月一日
案文

畠師（花押）

佐々木氏は「野方畠成田新開」を「畠になった田の新開」という意味だとされているが、まったく逆で「野方の畠を田に新開する」という意味である。下知状案の大意はつきのようである。この新開田は段別一斗五升の米を貢納すべきであるが、不作の場合には、元のごとく、すなわち畠であった時の例にしたがって、大角豆三升を沙汰することを、名々管領の百姓らが訴え、これを莊園領主山門は衆議によって承認し、代官である畠師の名において現地に下知したというのである。「野方畠成田新開」は佐々木氏のいうように確かに「耕地転換であり、純粹な新開を意味しない」が、新開の内容がまったく誤解されている。この誤解は今堀郷民が中世後期から近世を通して、日吉神社近辺の屋敷地周辺の田地を除く、今在家・蛇溝・芝原と隣接する今堀郷の外輪地域に広がる野地部分をまず畠地化し、灌漑設備をととのえ當々として田地に転換していくた（仲村第一論文）事実を無視するものである。この畠地の田地化という基

本を確認したうえで、水利の不安定のために、自然条件によって、時には田地が畠地化される場合もたえずあることを認めねばならない。ただしこの場合は「新開」とは称さないのである。このような耕地は畠田といい、田畠の名々の場合の貢納物とその額が注記されているのが普通である。

以上指摘した点からいって、佐々木氏のいう中小農民層が、この新開に参加していることを考へるならば、新開に莊園領主の勧農的側面があるとはいへ、先掲下知状案に示されている大角豆と米年貢の比に極端にあらわれているように、畠の田地化には生産力の飛躍的増大が跡付けられているのであって、熊田氏のいう「作人の新名主化」を直ちに主張できないにしても、中小農民層の階層的な充実と商業への進出を裏付けることになろう。私は先にも述べたように佐々木第四論文に大筋において賛成するものであり、そのためにも氏の論旨を弱める「畠成田新開」の誤解を訂正したいのである。

第二には佐々木氏の今堀郷における「名」の理解についてである。佐々木氏は熊田氏の作人・下作人層の上昇→新名主層への転化というシエーマを批判し、それを実証するために「源次郎名」をあげて、応安四年（一三七一）閏三月二十四日の頼宗畠売券に「得珍保八日市庭元源次郎名」と地名化しているとし、源次郎が正和三年（一三一四）には実在していること述べ、延文四年（一三五九）十一月十四日の法師丸畠売券の宛先の清次郎が康安二年（一三六二）十二月八日の布施しゆうさん御坊畠寄進状の四至の清次郎名の名主とし、また応永二十五年（一四一八）四月二十九日の藤原性金女畠寄進状の「明阿弥名」もそれ以前に実在している農民として、鎌倉末・南北朝以来の「旧名主層の存在と、名体制の存続」を主張し、熊田氏のシエーマを否定された。源次郎・清次郎については佐々木氏の主張通りであるが、明阿弥については、むしろ熊田氏の主張を裏付けるものである。すなわち、明阿弥・明阿弥名が登場する

史料は、明徳二年（一三九一）十二月二十四日の左近二郎畠売券に「在とくちんかほういまほりの北にあり 明阿ミ名」とあって、四至にも「南ハ明阿ミ作」とあり、また応永二十五年（一四一八）四月二十九日の藤原性金女畠寄進状にも「在得珍保今堀之北ニアリ 明阿ミ名」とあり、地積と字名から同一在所と考えられ、明阿弥は応永十年（一四〇三）二月日の宮座公事置状の第一条に「明阿弥陀仏」ら八人の人名が記され、行を改めて「チケノ中人マウトノ人ミニヲイテハ、三ツニアニテアリトモ、シモニツクヘシ」とあるところから、明阿弥は、宮座では地下ノ中人・間人と差別されているが、現実には名主であることが確認されるから、地下ノ中人・間人＝宮座衆＝名主ということができる。この場合、地下ノ中人・間人の名主化か、名主の地下ノ中人・間人化か判然としないが、今堀郷の在地構造・身分構造がきわめて流動的に変化していることがわかり（仲村第一論文）、十四世紀末から十五世紀初頭の今堀郷の現実を佐々木氏よりも弾力的に把握する必要があるのでなかろうか。

なお佐々木氏は「源次郎名」「清次郎名」など十四世紀の「某名」を、宮川氏と同様に「鎌倉以来の旧名主層の存続」と理解すべきとされているが、源次郎、清次郎という名はきわめて百姓的な名であり、いわゆる旧名的な名ではない。したがって、旧名の解体のあとに編成された百姓名^なとして「源次郎名」「清次郎名」を把握し直す必要がありはしないだろうか。したがって、これらの百姓名も旧名として固定的に覚えるのではなくて、間人の名主化、名主の間人化という在地構造の変動に遭遇し、階層構成はかなり流動的になつていると把握すべきでないだろうか。

以上、私は大筋においては佐々木氏に賛成であるが、右にあげた諸点に若干の疑問をもつものである。

9 黒川第一論文「中世今堀郷の農民構造と延暦寺」

黒川第一論文は佐々木論文のうち、とくに第四論文が分析した納帳・年貢目録を再度検証することにより、今堀農民の性格を明らかにし、農民の動向に莊園領主比叡山がどのように対応するかを追究したものである。

まず熊田・佐々木の両氏が取り上げた至徳元年（一二八四）の今堀神畠坪付、応永二十三年（一四一六）の今堀惣神田納帳を再検討し、とくに後者に登録されている三十七人の人名について、この納帳以外の史料からつきのように分類される。

1、殿身分のもの、2、有姓者、3、神官・僧侶・地侍などの有力名主層、4、「相当の資財を有するものか、若しくはかなりの社会的信用をえていたもの」がいるが、大部分は不明、5、説明不能の者、という分類から、三十七人中三十人の農民の性格について、熊田氏の主張するところの「旧来の貢納負担者のもとで現実の耕作にあたつていた農民が次第に独立の地位をかちとりつつ直接の貢納責任者にまで成長したもの、とは考えるわけにはいかなくなり、したがつて少くとも一五世紀の初期、B帳の段階に直接年貢を負担する自立的な小農民の広汎におよぶ成立の時点を求めるることは否定せざるをえない」と結論づけ、佐々木第四論文の熊田論文批判と軌を一にされたのである。

つぎに黒川氏は神田納帳などの帳簿の日付が十一月四日になっていることに注目し、莊園の検注帳・内検帳とは性格を異にし、「領主延暦寺が今堀郷全地域ではなく、そのうちの神田島という、特定の地域における年貢の徵収を目的として毎年作成したものの一部」と推定し、このような史料の性格を理解せず、熊田氏が「登録農民の階層構成とか村落の農民構造」に言及するのは無理があると主張した。

近江国得珍保今堀郷研究の成果と課題

年号	F	G	H	I	J	K	L	M
文明一三	"	"	長享二	"	延徳二	"	明応二	
西暦	1481	1482	1486	1487	1489	1490	1491	1493
f		52	28	24	22	19	18	11
g			5	3	1	1	1	1
h				26	26	12	12	5
i					12	12	12	10
j					12	10	16	7
k								4
l								7
その他		17	43	27	25	28	19	34
(その年限り)		(12)	(27)	(13)	(13)	(12)	(12)	(17)
計	69	69	76	80	80	84	88	79

そして黒川氏は佐々木氏が整理した納帳・年貢目録のうち文明十三年（一四八二）から明応二年（一四九三）までの十一年間の八帳簿（F～M）を分析して、つぎのように表示し、各帳簿の登録人数が短期のうちに消滅（六割が次の帳簿で姿を消す）することから、「上昇と転落」という、二つの契機による農民層の階層分化の激しさを示すと結語するのである。また十一箇所の売券から、土地所有の移動の激しさを証明し、永正元年（一五〇四）に「無力」の理由で宮座をはずされる農民、逆に「旧来の名主層の隸属から次第に独占を克ちとり、解放の過程を歩んだ人々」＝「中人・間人」というタイプの農民を例示して、氏の右の見解を補強したのである。

職の分化については、売券の四至の記載形式から、「某畠（田）」の表現形式を「土地の所有と経営との分離が未だ不徹底な段階、つまり職の分化が過渡的な段階において使用された」ものとし、それが「某作」という直接耕作者の表現形式へ移行してゆくのを、「職の分化が顕在化し、土地所有・経営の分離が進展する」動向の反映と説明し、以上の検討から黒川氏は「中小農民層の自立化の過程とそ

の実態を模索して来た結果、私はほんと五世紀の後半にその時期を規定してよいと思う。この点について佐々木氏と同じ結論に達したといつてよい」とし、十五世紀後半から地侍層が姿を消すことが、一般農民との明確な分解をあらわすものと主張されるのである。

以上のような今堀郷の村落構造の変化に莊園領主延暦寺はいかに対応したかを、寛正四年（一四六三）の今堀神田納日記、永正七年（一五〇）の今堀十禪師田畠年貢目録帳、永禄九年（一五六六）の今堀十禪師田畠年貢目録帳のD・R・Uの三帳簿を分析し、莊園領主が「Rについて土地の権利関係を捨象し、現実の占有・耕作・貢納を基準として、直接の耕作者でしかも実質上の貢納負担者である農民を登録した」ものとし、これにたいして「D・Uの登録者の性格は、多くの加地子名主職所有者ではなかつたかと思う。すなわち、D・Uは公式上の貢納責任者である名主職所有者を単位として、名寄形式の土地台帳を作成した」とされ、このような二種の土地台帳の作成の意図について、「庄園制を規制している名体制に対する庄園領主権力の対応の仕方と相通ずる」とした。この例として永和四年（一三七八）十月一日の野方畠成田新開についての山門衆議下知状案の「名々管領之方百姓等」と、十五世紀代と推定される年末詳九月一日の山門衆議下知状案の「新開下地、自当年各々名令支配了、然上者野方田方名主百姓等可得其意者也」という一節から、当名主体制を想定し、延暦寺は現実の莊園体制の崩壊、名体制の解体の中から出現する小農民層を把握し、当名主を媒介に名体制を再編成し、「上からのなしくずし的封建化」を進めたとされるのである。そして結論として、今堀郷においては、「大家」＝農民上層と「小家」＝中小農民層の階層差が認められるものの、前者の後者にたいする経済的規制は強くなく、「明確な階層分化は未だ進行していないし、むしろ中小農民層の集中増加の方向が特徴的であるといえよう。いいかえれば、農民相互の身分関係が比較的フラットな、したがつて村

落共同体は農民的な構成を示していたのではあるまいか」と述べるのである。

黒川氏はこの論文で佐々木第四論文と同様、熊田論文を批判の対象にしたわけであるが、その場合、熊田論文が取り上げた史料の限界性を指摘したことは正しい。しかし、限界性の指摘以上に氏自身に厳密な考察が不足したために、熊田氏が使用し、自らが「史料的な制約」を指摘した帳簿で、「登録農民の階層構成とか村落の農民構造を決定しない」はずのものを決定するような作業を行なっているのは、黒川論文の重大な論理的欠陥ではあるまい。

この論文については、つぎに紹介する金本第一論文が痛烈な批判を行なっているが、細部はそれに譲るとして、金本氏の指摘にもあるように、論理的一貫性が欠けている点が重要である。すなわち、一方で、文明十年から同十八年の帳簿の分析にしたがって「貢納者が、わずか一〇年もたたうちにその半数以上が消滅していることは、上昇と転落という、二つの契機による農民層の階層分化の激しさを示すもの」としながら、他方、結論では「村落内部においては明確な階層分化は未だ進行していないし、……農民相互の身分関係が比較的フラットな、したがって村落共同体は農民的な構成を示していた」としているのは、まったくの論理的矛盾といわざるをえないものである。

黒川論文で従来の得珍保・今堀郷の研究で見落としていた点を新たに指摘したところがある。その第一は、神田畠納帳などの帳簿作成の日付が十一月四日にほぼ一定したことの指摘である。このことは金本第三論文が主張した今堀における官座の確立時期の推定のひとつとなるが、日付の意味については充分な検討が加えられていないとしても、指摘自体は後の研究に示唆を与えるものである。第二には、以後の得珍保商業の研究で重要な史料と着目されるようになる年末詳の今堀郷商人數帳の作成年代を享徳三年（一四五四）六月日の「藤きり山木こり馬人數帳」の交名から、十五世紀半の享徳年間と推定したことで、この指摘は保内商業研究のために有力な手懸りとなつたと評価し

ていい。

以上の点は評価できるが、先述のように、史料の限界性に自らがまきこまれていること、農民層分解の見解に論理的矛盾があること、また氏のいわれる「上からのなしくずし的な封建化」の説明に説得性を欠くことなどが、黒川第一論文での問題点である。

10 脇田論文「中世商業の展開——今堀日吉神社文書を中心に——」

脇田論文は得珍保・今堀研究にとって画期的なものである。画期的という意味は、中世保内商業の展開過程を追跡することによって「中世商業から近世商業への変化」の内容と歴史的意義が明らかにされたことについてはもちろん、熊田論文から黒川第一論文にいたる今堀日吉神社文書の史料批判の欠如を検討し、その史料的性格を厳密に位置づけたところにある。したがって、脇田論文以前の諸論文と以後の論文とは、いちおう分けて論評を加えねばならないと考える。

脇田論文は都市の座と村落の座との各々の特質を究明するために、格好の場として近江を選択した。その理由は、「中世末から近世初頭にかけての近江国の政治過程における重要性であり、領主権力層による流通過程掌握のための商業政策における近江の重要性であった」とされ、究明の素材として今堀日吉神社文書を取り上げたのは、第一に「生産機構と直結した在地の流通機構を明らかにしうる」ことであり、第二には「先進地域の商業の特質を明らかに出来る」からであるとする。

そして第一章の「今堀日吉神社文書の史料的性格」では、従来の得珍保・今堀研究の多くが「惣の共有史料である

当文書を、庄園文書等、領主側に残された他の中世文書と同様に取扱われた点に、その欠陥の原因を有すると思われる」とし、今堀日吉神社文書を、1、土地帳簿類及び地券類、2、対領主関係文書、3、惣、官座関係文書、4、商業関係文書の四種類に分類される。脇田氏によれば、1・2・3の史料が郷村関係のものであるところから、今堀日吉神社に残存する理由は理解できるが、4の文書が残存する理由はかならずしも明らかでないとの疑問が提示されている。

右の分類1を検討して、帳簿類は「今堀日吉神社関係のものであって、今堀郷全体の土地関係を示すものではない」とし、また「今堀神田畠は最初からの免田系のものに加えて、寄進、売得による加地子名主得分の取得のものがあること、各筆において、それぞれ権利、得分の性格がちがつており、それらが入り混つてることを知るのであること、各筆において、それぞれ権利、得分の性格がちがつており、それらが入り混つてることを知るのである」とし、以上の主張をつぎのように要約しているので、そのまま引用しておきたい。すなわち、「今堀神田といふものは、山門領といふような庄園制的領主権をもつ領地ではなく、今堀惣神田納帳の名の示す如く、今堀惣の管理下にあるもので、山門領主によって認められた免田と、寄進、売得による加地子名主得分を有する土地とから成立つてゐる。それ故に、山門に対して貢納義務を有する土地と、有さない土地があり、神田中、一筆一筆、その権利義務の性格が異つていたと見るべきである。又、寄進買得によつた神田は、今堀郷内に限らず、近在其他郷にも散在しており、かかる神田の性格から考えて、貢納義務者=作人が、何らかの階層を示すものとは考えられないし、得分を請負つてゐるという意味を出ないのは当然のことである」とし、帳簿によつて今堀郷の階層構成を論じる諸説を批判したが、熊田論文の結論には基本的に賛成したのである。

つぎに第二章の「商業の組織」においては、商人の座的結合について、1、商種による結合、2、地縁的な結合、

という二種の結合形態があつたとする。そして応永三十二年（一四二五）の保内商人と小幡商人との呉服相論から、地縁的結合が商種的結合に優っていることを明らかにし、さらに商人団が年寄と若衆という年令階層から構成されたいたことを指摘し、つぎにこのような商人の地縁的結合と、商人が存在する村落の「惣」との関係について言及し、塙宿年貢錢や九里半相論関係文書の署名から、今堀商人惣分と今堀郷惣中との構成員はほぼ重複するとし、その内部構成について、馬の衆、力士の衆の二階層があるが、それはあくまで経済的差で両者の間には隸属関係がなく、本質的にはフラットであつたと力説される。

そして商人団と足子との関係についても、足子が「商人団内部の従属身分のものではなく」足子の属した郷村が商業活動が時期的に遅れたために、年貢錢を納入して商人団の足子となつたもので、「独立經營的な中小隔地間物資輸送商人と云つたもの」と足子商人を把握するのである。

第三章の「座商業の性格變化」では、応永二十五年（一四一八）より永禄三年（一五六〇）にいたる保内商人と他郷商人との十回の相論を検討した結果、十五世紀段階の相論が、市の専売権にかんするものであるのにたいし、十六世紀の相論は、商品流通路の独占をめぐるものであることが判明するとし、前者から後者への移行の実例を、紙商売をめぐって保内と争った枝村商人の場合に求めてこれを紹介し、紙座商業においても応仁頃を画期として、市の専売権の段階から流通路独占の段階への移行を論証し、そしてこの移行が政治史的な意味での室町期から戦国期への画期と照應していると付言するのである。

このような座商業の変質は、商業全体の発展や変化を前提として、五つの特徴を指摘する。すなわち、第一には購入、販売の独占がすでに動搖しつつあること、第二には卸売と市売の分化が進行していること、第三には新儀

商人の増加、第四には商品の多種多様化、第五には新市の出現である。とくにこの新市については、十六世紀初頭を初見とする市の簇生の様子を今堀日吉神社文書に則して紹介し、つぎに相論の対象とならなかつた近江産商品として米・畠表・薪炭・木材・茶などをあげ、これらを商品たらしめる前提として、「農民的商品經濟の盛行、それに伴う領主的商品經濟の或る程度の後退」を十六世紀段階の商業の変質・発展の特徴と指摘したのである。

第四章の「領主権力の動向」では、従来ほとんどふれられたことのなかつた「座商業と権力の関係」を追究したものである。この点について脇田氏は、今堀日吉神社文書の座相論に山門・守護六角氏が裁決者として、どのように介入していくかを検討し、応仁文明以前には、莊園領主山門・幕府が裁決したのにたいし、それ以後は六角氏が裁判権を掌握していることを明らかにし、この「地域領有者から領國支配者への支配の移行」という変化は先の座商業の変質に対応するものと考えているのである。

そして、このような領主支配と座商業の変化を、市支配のあり方の変化のなかに跡づけ、十四・十五世紀段階では莊園領主・在地領主＝「地域領有者」が市支配を行なつていたのにたいし、十六世紀には守護六角氏の「一円領國的市町支配」に包摂されているのである。しかし、現実には個々の市町の支配は、六角氏と被官關係にある「在地土豪」が行なつたのであり、その支配権はかなり強力なものであった。しかし、十六世紀半において、土豪の郷村にたいする支配は弱く、その上に脚をおく六角氏の支配も弱体であり、これが商業統制の弱さにつながるとされるのである。かかる弱さを克服するために、六角氏は城下町石寺に保内町を新設したり、樂市を設定したりする政策を施行したが、これを領國全体に拡大することはできず、商農分離、町人の城下町集中を進めることができなかつた。その上に土豪層を充分に掌握することができず、六角氏は衰退してゆくのであり、六角氏の果たしえなかつた課題は、織豊

政権や幕藩領主層に継承されるとするのである。

以上が脇田論文の大要である。この項の冒頭で述べたように、脇田論文は保内・今堀研究史にとって画期的なものであった。画期的と評価する第一の理由は、今堀日吉神社文書の史料的性格を明らかにし、文書のもつ限界性を的確に指摘したという点である。佐々木・黒川氏の論文においても、文書のうち諸帳簿のもつ史料的限界が指摘されながら、限界を超えて論証を展開するという矛盾があつたが、これを克服するための史料批判の重要性があらためて指示されたわけである。

第二には脇田論文は、中世商業の組織の地縁的な結合が郷村の惣的結合と重複していること明らかにした。この問題については、太平洋戦争前から商業史・村落史の側から手さぐり的に研究が進められていたが、脇田氏にいたり、今堀商人惣分と今堀郷惣中の同心円的構成の提示では決着がついたと考えられるのである。

第三には、脇田氏が保内商人と他郷商人との相論から、十五世紀の市の専売権をめぐる相論が十六世紀に入ると流通路独占の相論に変化していることから、ここに座商業の性格変化の特徴を見きわめ、このような変化に相應して、領主の地域支配から領国支配へ展開するとされ、具体的には座相論の裁判権の山門から守護への移行というシェーマが立てられたのであり、中世商業の展開と権力との関係が具体的に明らかにされた点で従来の研究を克服するものである。

つぎに脇田論文について若干の問題点をあげておこう。

まず脇田氏が今堀日吉神社文書を分類され、その中に商業関係文書があることについて「何故今堀郷に、正しく云えど、今堀日吉神社に、保管されるに至ったか、その理由は明らかではない。(中略)ある程度、保内商人中において

て、今堀商人が有力であったのではないかということを推察しうるのであるが、その事実から、保内商人共同の文書を今堀商人が管理し、それが、今堀郷惣の共有文書の中に混入されたものと考えるか、又は、それぞれの各郷の商人が、重要文書の写しをもつていて、偶然に今堀郷のものが残されたのではないかと考えるか、そのいずれかである」と推定され、問題をあとに残されたのであるが、今堀日吉神社文書の中の商業関係文書には保内商業にかんする写とともに原本も多数あることから、右の脇田氏の推定の前者が該当するものと考えたい。詳細はあとで述べることにして、簡単にいうと、保内「下四郷」＝「南郷」の商業にかんする事務を今堀日吉神社境内の庵室で行なっているのであり、この今堀庵室に保管される文書が、現在の今堀日吉神社文書となつたと考える。その場合、同時に庵室に文書原本のみならず、保内商業にかんする文書の写が保管されるのは当然のことであろう。

第二に今堀郷の田畠地積について不明とされ、太閤検地の年貢の対象となる地積について、隣郷中野郷の石高と地積との割合から推測されている（畠方の二十五町七反の推定は合致している）が、未整理史料から五十四町四反八畝十四歩で、その内訳は田二十五町八反九畝四歩、畠二十五町七反三畝十歩、屋敷一町八反六畝であることが判明する。このように未整理史料の活用が必要となる（以上は仲村第一・二論文参照）。

第三に、今堀商人組織と今堀郷惣とは内部構成において「フラット」であるとされている点である。脇田氏は商人団と惣との同心円的構成内部には、牛馬所有の有無による階層差があることは認めながら、それは「本質的には経済的優劣の差にもとづくもので、隸属関係を含まない」とされて、これを「フラット」とされているのである。この限りで、脇田氏の「フラット」は充分理解できるのであるが、隸属関係がないからといって、経済的優劣＝階層差があるので、これを行なうことは抵抗がある。脇田氏によれば、牛馬所有者とそうでないものとの間にお

ける移動の可能性を考慮されてのことであるが、階層には一般的にいつて、急激・緩慢の差はあれ、移動の可能性は存在するのである。十五・十六世紀の今堀郷には、厳然たる階層構成の存在を認めるることはできないが、かといって脇田氏のように商人団や惣の構成を「フラット」とすることができます、そこには不平等な関係が存在し、「殿」身分の呼称などに具現されているように、それが太閤検地前後の有姓身分に連なってくるものと考えられる。ましてや、富座・商人団から疎外されているものの存在が確認されるわけであるから、このようなものを包みこんでいる今堀郷を考える場合、「フラット」という用語の使用は、やや限定的に使用すべきではないかと思うのである。

第四に脇田論文が、保内を構成する郷村のうち、保内下四郷のうち隣接する今堀・蛇溝両郷の矛盾対立に論及されていないのは残念である。たとえば、永禄元年（一五五八）の蛇溝郷野神田地溝をめぐって、これを埋めようとする今堀と、溝をとどめようとする蛇溝との対立がある。また天文三年から四年にかけて、下大森足子の支配をめぐって両郷の間には厳しい対立があるが、保内商業を位置づけるためには、保内内部の矛盾を剔出することが必要であることは論をまたないであろう。また四本を構成する保内・沓掛・小幡・石塔の合一と対立の問題について論及が不足しているように思う。すなわち、四本を構成し、それを接着させていたものは何か、これを剝離させていったものは何かについての論及がないことである。この問題は近江の中世商業史にとってきわめて重大な問題であるだけに残念である。

細部にもその他地名考証の不備や文書の誤読について若干の問題点もあるが、それは些細なことであるのでここでは省略する。

以上の四点について簡単に疑点を提起しておいたが、といって脇田論文が保内・今堀研究史のなかで果たした役割

をいささかも減ずるものではない。今堀日吉神社文書の分類・史料批判、十五・十六世紀の交を画期とする市の専売権から交通路独占へ移行とするシエーマの設定を評価し、氏が残された問題を埋めなければならない。

11 金本第一論文「中世今堀郷に関する史料・黒川論文を評す」

この論文は論題が示すように、黒川第一論文「中世今堀郷の農民構造と延暦寺」についての論評で構成されている。

まず金本氏は、黒川氏の統計方法の誤まりについて痛烈に批判する。黒川第一論文の紹介で掲示しておいたが、黒川氏が文明十三年（一四八一）から明応二年（一四九三）までの八点の神田納帳、年貢目録から作成した登録農民数の変動の様態を示す表にたいして批判が加えられる。すなわち、黒川氏がこの表を拠り所にして、「このように文明一三年・同一四年・同一八年に登録された貢納責任者が、わずか一〇年もたたぬうちにその半数以上が消滅していることは、上昇と転落という、二つの契機による農民層の階層分化の激しさを示すもの」と結論づけたのにたいして、金本氏は、黒川氏が統計の対象とした登録農民の交名について、「同一人物が一生涯に於けるその呼名は決して一ヶに限られず数ヶの呼名を有しうるのは自明の理であるから、名称の形式的相違を以て直ちに別人の証左なりとすることは出来ない」と、いわゆる「同人異名」を考慮することの必要と、つぎに「仮令別人ではあっても、明らかに親子など血縁的相伝の行われる時、その人名の変化は、『農民の階層分化』と何の関係があろうか」と「血縁相伝」という、二点を数量操作に入れること指摘して、若干の帳簿の交名を再検討して、黒川氏の表はつぎのように訂正さるべきであるとした。そして、「修正表に見る交名の交替は、黒川氏の考え方よりもはるかに緩漫^{（漫）}であり、しかも同人異名・血

縁相伝の事実は、この表の修正以上に多いと思われるから、この緩漫さは更に著しくこそなれ、決して急テンポによる氣遣いはない」と、黒川氏の「農民の階層分化の激しさ」を否定するのである。

符号 年号	F	G	H	I	J	K	L	M
西暦	文明十三	”十四	”十八	長享二	”三	延徳二	”三	明応二
1481	82	86	87	89	90	91	93	
f		62	41	43	38	33	35	24
g			2	2	2	2	2	2
h				20	14	12	12	11
i					11	9	9	9
j						6	8	5
k							10	1
l								4
その他		5	29	15	15	21	9	23
(その年限り)		(3)	(8)	(4)	(7)	(11)	(5)	(9)
計	67	67	72	80	80	83	85	79

	黒川氏計算	修 正 表		
f • G → f • L	52 → 18	減 65%	62 → 35	減 44%
g • H → g • L	5 → 1	減 80%	2 → 2	無変化
h • I → h • L	26 → 12	減 54%	20 → 9	減 40%
j • J → i • L	16 → 12	減 25%	11 → 9	減 18%
j • K → j • L	12 → 10	減 17%	6 → 8	増 33%

つぎに金本氏は黒川論文の売券の分析方法について強い疑問を提出している。すなわち、金本氏は黒川氏のあげた十一の手継証文をなして二十五の売券を再検討した結果、黒川氏が「土地所（占）有の移動はかなり激しい」として、それが「短い時間」になされ、農民の階層分解の激しさを指摘したことについて、売却者と買得者の階層規定が無視されていること、転売の期間についての計算が誤まっていることなどをあげて、黒川氏の主張を「杜撰」かつ「暴論」であるとしたのである。

第三には、黒川氏が寛正四年（一四六三）の今堀神田納日記、永禄九年（一五六六）の今堀十禪師田畠年貢目録がともに名寄形式をとっており、登録者を加地子名主職所有者とし、莊園領主への貢納責任者として把え、これを当名主的存としていることについて、まず、両帳簿の登録農民が加地子名主であることの証明が不足していること、また加地子名主を当名主に比定するには論拠がなく臆測にすぎないことを指摘し、あわせて黒川論文の若干の箇所の交名の数量の誤謬をあげ、同論文の「精確さ」について疑問を提示した。

第四に、黒川論文の論旨がもつ一貫性の欠如を指摘される。すなわち、数ページ前で農民層の激しい階層分化を説いたあとで、一転して階層分化の緩慢さと農民相互のフラットな関係を説くというような点に代表される黒川氏の論理的矛盾は全く「奇々怪々」とするのである。

以上が金本氏の黒川第一論文批判の要点である。先に黒川第一論文の紹介のところでふれたように、金本氏の批判に賛同するところ大である。とくに黒川氏の論旨の矛盾の指摘などは全く同感で、私も先に述べたところである。ただ黒川・金本両氏ともに、脇田論文が公にされる前後に発表されたものがあるので、今堀日吉神社文書についての脇田氏の史料批判および限界性の指摘を存知していないため、神田納帳などの帳簿の数量的分析が効力をもつとの前提

のもとで、立論と批判が行なわれてゐるのであり、金本氏が黒川氏の数量上の誤謬を指摘していくても、反論の有効性の点からいふと、効力が發揮されないという結果に終つてゐる（ただし、金本氏は帳簿の数量分析の有効性を第三論文においても固執してゐる）。金本第一論文は右のような点を含みながらも、黒川論文批判を通じて行なつた、今堀農民の交名にかんする精緻な考察は、以後の研究に継承さるべきものであり、このような金本氏の作業は第二論文の中で展開されるのである。

12 金本第二論文「中世近江商人の性格——得珍保今堀商人の分析——」

この論文が『史学雑誌』に発表されたのは、昭和三十六年八月であるが、脱稿は前年十月ということであるから、脇田論文が発表される以前のものである。

金本氏はこの論文で従来の研究が「商人団と農村とのつながり」を明らかにしていないとして、これは、「在地関係の史料群と商業関係との統一的な把握がなされていない事から来る欠陥」であるとし、この克服のために、従来看過されてきた年未詳の保内今堀郷商人交名を取り上げ、これに至徳元年（一二八四）から永禄九年（一五六六）の二十五の今堀神田富関係帳簿を照合させることによつて、今堀商人団を構成する農民の性格を分析するのである。そしてまず年未詳の保内今堀郷商人の交名の成立年代の推定作業を行ない、諸帳簿の登録農民のうち、寛正期の帳簿の人名が商人交名ともっとも多く合致するとして、その成立年代を寛正期のものと「断定」したのである。先に黒川氏はこの交名を取り上げて、その成立年代を享徳期と推定したが、あらためてこれを退けたわけである。

つぎに「今堀商人の実態」の項では、商人交名の中から、1、道信坊、2、足衛門二郎・ヤフ左近二郎、3、太夫殿、

4、馬殿、を選び、各々の階層的位置づけが行なわれる。まず道信坊について、佐々木氏が第三論文で有力名主層と規定したのにたいして、文明六年（一四五四）の今堀郷鐘勧進目録における勧進額から、「最も一般的な作人層」とし、また享徳二年（一四五三）の鹿垣日記の分担丁数から推定される「資力」から、同三年の「藤きり山の木こり馬の人數帳」にある「馬衆」と「カチノ衆」のうち、道信坊は「カチノ衆」に属していることから、「道信坊は決して下属農民ではないが、また決して上級名主層とも云えない——むしろ一般作人層に属する中堅的農民である……」と規定したのである。

足衛門二郎・ヤフ左近一郎については、「ふじきり山の人数帳」で「カチノ衆」であること、鹿垣日記の分担丁数や神田納帳の貢納額から、二人は「道信坊の場合と同じく、一般作人層に属し、神田農民としての経営を堅実に保持し続けたもの」とした。

太夫殿については、「宮座の長老・惣内行政の責任者」であるとし、その資格は家格として固定化していたと考え、嘉吉一年（一四五一）の山門学頭代下知状にあらわれた新田開発において、太夫の開発状況が他に比してまさつていることなどから「上級名主」と位置づけた。

馬殿（道景）については、「今堀第一の土豪クラス」とする。その理由を①如法経道場にたいする田地寄進、②十五世紀前半の経営規模八反二百十歩であること、③正長元年（一四一八）の大般若經勧進帳に一貫文の大口寄進者としてあらわれていること、④応永三十四年（一四二七）に学頭代に進上した用途參貢文の送状に署名している老人四人の中に馬殿の子息兵衛三郎が署名している。〔本嘉吉二年（一四五一）に「郷中の最有力名主や土豪クラス一〇名に割当てられた」宮座行事入費の負担者に、馬殿子息の馬五郎・兵衛三郎兄弟の名がある。また十五世紀後半期には、馬

五郎ののちの名前と推定される東馬が畠地を田地に地目を転換しているが、用水不足の今堀の現実から推せば、「馬殿の如き富裕の大名主にして始めて可能な事であった」と結語して、以上のような理由から「土豪クラス」と規定したのである。

以上のような商人交名に登場する人物の階層規定に立脚して「今堀商人の性格」について論及し、「商人団の構成」を「少くとも十五世紀中期に於ては今堀商人団の構成は正に全村落的——惣的團結に貫かれていたのであると云える」と思う。特に宮座の支配と、村内行政を司る「ヲトナ」の階層が参加していくことによって、惣・宮座のヒエラルヒーと、商人団の活動を推進するものが、一、二の地侍的土豪の恣意ではなく、有力名主層（ヲトナ等）の合議制にあつたのではないか、との推論も可能であると思う」と述べ、脇田論文と同様に、今堀惣と商人座の構成の同一性が推測されたが、脇田氏がその構成をフラットな関係とするのにたいし、ヒエラルヒーをもつものとしたのが対象的である。しかし、金本氏はこれら今堀商人を「あまりにも農民的な商人」と規定し、「今堀郷では階層分化未だ著しくはなくして上層農民の下層農民に対する緊縛の度合の薄かった事や、彼等が隣郷への出作地を相当有していた事などを考え合わせるならば、階層分化の重圧下に極度の零細經營に喘いでいた先進地域農民とは異って、今堀農民の生活の安定期を、左迄悲観的に見る必要はないと思われる」と、ヒエラルヒーも顯著なものでなかつたことを暗示するのである。

以上が金本第二論文の概要であるが、金本氏はこの論文の冒頭で年未詳の保内今堀商人交名を取り上げ、この交名を土台に今堀商人の実態と性格について論及したのであった。先に黒川氏もこの交名を取り上げているが、全面的な検討にいたっておらず、これを大々的に問題にしたのは金本氏が最初であり、今堀日吉神社文書中、この交名のもつ

重要性を指摘した点は評価されねばならない。

つぎにこの交名に登場する若干の人物について、とくに郷内における階層・地位を確定しようとした点は評価すべきであろう。後述のように、その方法については異論があるが、神田畠の伝領から道信坊などの精緻な相伝関係図を作成したことなど、従来の保内・今堀研究にない斬新なものである。

金本氏が「今堀商人の性格」の項で述べた、今堀商人団構成＝「全村落的」構成で、かつ「惣・官座のヒエラルヒー」と、商人団内部のヒエラルヒーの同一性」をもつという図式については、「上層農民の下層農民に対する縛縛の度合の薄かった」ことを金本氏のいう「ヒエラルヒー」の内容と考えて、賛意を表するものである。これは先に脇田論文の「フラット」についての論評で述べておいたが、私も今堀郷の商人団と農民について、金本氏のように考えている。

その他、註の部分において、神田納帳の貢納額から大昌(正)庵と潛(泉)竜庵が同一の経営主体であることや、保内座商人の構成が「取扱い商品の種別に依る独立性よりは郷単位の独立性が遙かに高かった」という推定は、脇田論文でふれるところでもあり、今後の研究に資するところ大である。

つぎに二、三の問題点を指摘しておこう。まずこの論文の核をなしている保内今堀郷商人交名の成立年代についてである。金本氏はこれを「寛正期あたりのもの」と「断定」して、黒川氏の享徳期説を「説得性に乏しい」ものと退けたが、享徳三年（一四五四）の「藤きり山の木こり馬の人数交名」と同一年の「鹿々垣之日記」の交名から、金本氏のあげた寛正期の神田納帳の人名の合致数より、享徳期とする方が妥当だと思われる（仲村第一論文、黒川第二論文）。また金本氏が寛正期のみにみられるという「道信坊」「平二郎・茶や馬太郎・ハツ左近・トヲ左近太郎」の五人の名も享徳期にも存在するから、氏の論法でゆく限り寛正期説を採ることはできないであろう。

「今堀商人の実態」の項で道信坊の今堀郷における階層的位置づけをする作業で、金本氏は享徳二年「鹿ヶ垣日記」を使用し、鹿垣の「全延長を『八十七丁ハ』（「ハ」は主格を示しているものであって、防柵の単位をあらわすものではない——仲村）に分ち、四七人がそれぞれの資力に応じて受持つ……」としているが、鹿垣設定の作業は、鹿垣設定予定の場所、すなわち布引山系に接するところに耕地をもつ農民が、所有する耕地面積に応じて負担したもので、分担する鹿垣の「丁」数によって、農民の資力を推定するのは無理がある。すなわち、分担「丁」数は、今堀郷全耕地所有を反映していないのである。この鹿垣の場合、今堀郷全耕地を反映しているならば、六人のものがわざわざ各二か所に分散せず、一括して同一場所に鹿垣を設ければよいのに、たとえば、中坊が「中きり」四番の場所に一丁と「下きり」二十五番に一丁を分担しているのは、中坊の所有する耕地が二か所に分散しており、その地積に応じて鹿垣の長さが配分されたとするのが妥当である。したがって、鹿垣分担の「丁」数で今堀における資力＝階層を推定するのは妥当性を欠くものといわざるをえない。

「太夫殿」について、正長元年（一四一八）八月三日の惣畠売券に今堀老人四人のうちに「太夫殿」の名がみえることから論を起して、「ヲトナになる資格は、家格によって定まっている」と断定することには難がある。そこには何らの証明もないからである。推定にも相応の論拠を要するのであるが、ここでは論拠なしの断定であり、しかも、この断定は十五世紀の今堀の宮座や惣の機構を決定づけるものだけに問題が残る。太夫殿の家筋が経済的に有力であつても、それは老人が家格によって定まるということにはならない。

「馬殿」について、馬殿＝道泉の子息兵衛二郎が老人であることをいうために、応永三十四年十二月の山門学頭代へ用途三貫文の送状に署名している保内野方百姓四人のうちに兵衛三郎の署判があり、これを老人としている。この

兵衛三郎が馬殿＝道泉の子息であることは、この送状から五年後の永享四年（一四三二）正月二十四日の畠地売券に「但道泉死去後、依有要子細、子息兵衛三郎・馬五郎壱者也」とあり、両者の署判が加えられていることから判明するが、問題なのは署判が送状の兵衛三郎が花押であるのにたいし、五年後の後者が○の略押であるのは、これらの兵衛三郎が別人であり、送状の兵衛三郎は馬殿＝道泉の子息でないとしなければならない。したがって、これだけでは「郷内行政を司っていた」とはいえない。

また金本氏は兵衛三郎・馬五郎が今堀郷で有力である論拠に、嘉吉元年（一四四一）十月十九日の前欠の神田目録をあげ、この目録が「何れも郷中の最有力名主や土豪クラス一〇名に（富座諸行事に入用の費用が）割当てられた」ものとしその間に両者が名をつらねていることをあげ、両者を「最有力名主や土豪クラス」としている。しかし、この前欠部分は「得珍保野方下保今堀郷十禪師神田目録」（改30—8 三三三号）であり、これをつないでみると「最有力名主や土豪クラス」のみが登記されたものではなく、何を根拠にしてこのようなことを述べられるのか判断に苦しむものである。

また文明十二年（一四八〇）一月十日の東馬畠地売券の事書に「壳渡進畠地新聞之事」とあるのに、本文の冒頭に「右件田地者」とあることから、金本氏は、「これは恐らく馬殿の手で新しく畠地→田地へ地種変えした処であろう……」こういう仕事を為し得るのは馬殿の如き富裕の大名主にして始めて可能な事であったと思われるのである」と、畠より田への地種転換が「富裕な大名主」のみによって行なわれたことを主張する。先に佐々木第四論文の論評で若干ふれておいたが、今堀郷の耕地拡大は、まず野地を開拓して畠地化し、それを田地に転換するというコースをとった。しかし、水利の不安定さ、自然的条件に規定されて、文明五年（一四七三）十一月二十四日の蛇溝兵衛の田地

売券にあるように、同じ耕地から公方年貢が「田時 三百歩 島時 一反卅匁」と換算されて納入することを条件とされているような例は、神田納帳の中にもみえるところである。そして新開に参加したのが、たんに有力名主のみではなく（佐々木第四論文では「中小農民層」とされている）、有力名主層以外の農民が参加している（嘉吉二年十月五日山門学頭代下知状における「有力名主」太夫以外の三人の農民）と理解されるから、地種転換も中小農民層をふくめた全階層的なものと考えたい。水利灌溉はきわめて共同体的規制の強いものであり、有力名主が共同体を牛耳っているという証明がない以上、逆に共同体機構（宮座に代表される）へ中小農民層の参加がみられることからしても、金木氏の地種転換は有力名主のみが行なったという説には賛成しかねるのである。

また「今堀東村」や人名の冠される「東」について「字東浦」と推定しているが、これは「東在家」のことであり、今堀農民の人名には方向の表示では「東」のほかに、「西」「北」「南」があり、これは東浦という字名の東を冠したものではなく、御代参街道（伊勢道）と芝原・大森方面への街道との交差点を中心にして字形に展開する集落を東西・南・北に分け、他の同じ名前の者と弁別するために名前之上に冠したものと考へる。

その他、今堀郷の耕地面積についても金本氏の考へに疑義があるが、氏の第三論文の論評のところであれたい。

13 萩原論文「中世宮座の形成と展開」

この論文は萩原氏の著書『中世祭祀組織の研究』の第四章「惣村の発展と祭祀組織」第四節「中世宮座の形成と展開」のうちで、事例的研究のひとつとして取り上げられたものである。従来、今堀十禪師社の宮座については部分的にふれられる程度で、本格的に論及されたのは萩原論文が最初である。現在でも今堀日吉神社文書のかなりの部分を

占める宮座関係文書から、この宮座を具体的に描き出すことは難しい。その先鞭をつけたのであるから、不明確な点多々あるが、大胆に宮座研究の端緒をつくったという点で萩原論文は高く評価されよう。

萩原氏は保内商人の特徴について「彼らは、資本蓄積の力というより貨物運送の才能と体力によって、信用を博して発言権を高めたもの」としている。「貨物運送の才能と体力」という説明は、やや具体性を欠く憾みがあるが、保内が東海道と東山道に挟まれ、莊園領主の居住地京都を近くにひかえ、しかも、牧の莊園化したものと推測されるがゆえに、搬送手段の牛馬の大量飼育という他地域より優れた特徴を具有すると考えられ（仲村第三論文）、その意味で萩原氏の指摘は妥当であるとしたい。

また今堀郷宮座について、萩原氏は「一般に宮座という体制に見られがちな、伝統的家格の観念や同族団的性格などは、ここではほとんど問題にならない。わずかな耕地を拠点として、半農半商の形で村落を築きあげたこの村は、大幅に実力次第の、どちらかというと平等な関係を内包した村組織を作りあげていたのであらう」とされているが、今堀郷宮座が「実力次第」で「伝統的家格の観念や同族団的性格」とは関係がないと指摘される点は、金本第二論文の家格制成立の見解と異なっている。金本・萩原両氏とも具体的実証を欠いているが、「実力次第」という性格をもつという説に賛成したい。「平等な関係を内包した村組織」という指摘には、脇田論文にも異論があつたように、全面的に賛成できない。ただし、萩原氏がこの文のあとで、「座衆の範囲は意外に拡がっており、かなり開放的（入座退座が少額によって決定される）であるように見える。しかも、座の規制はすなわち惣中の規制であつて、上層農民が中小農民を統制する手段であったことは否定できず」というように、座構成員の階層性の存在が村組織にも反映されていると考え、「どちらかというと」の中に右の意味がこめられているとして賛成したいのである。

そのほか、宮座行事について結鎮を春の鎮花祭の転訛したものと考えたり、十一月三日の中の神事を霜月祭＝新嘗祭の開始と推定したり、また応永三十一年（一四二五）十一月の今堀郷宮座衆議定書の第四条の「打板私敷不可置」の解釈について、「打板」を「地上に坐するとき敷く厚板」で、「村民が集り坐するのに、社殿へ入りきれなかつたであろう」から、「これは予め自分の坐る場所をとつておくことを禁じたのであるう」とする点、宮座内の座の数を長享二年（一四八八）の東西一座から永禄九年（一五六六）の東西が各左右に分かれて四座になつてゐるという指摘、惣中綻の文字が「ひどくたどたどしい文字であるので、惣を代表する人々の教養の程度もおよそ見当がつく」と中世後期の今堀郷民の教養を推測する点、以上、いざれも従来の今堀研究に不足していた問題を開拓したことは、今後の今堀の宮座研究にとって有効である。

以上評価すべき諸点を列記してきた。全体としては異論の余地はないが、部分的に疑点、問題点があるので指摘しておきたい。まず貞和元年三月二十日の長野・甲良・平方の市奉行人沙汰状について、すでに脇田氏が偽文書と指摘しているにかかわらず、その点を配慮することになしに「保内商人が、市座の拘束から脱却しつつあった」史料として挙げるのは不注意としかいいようがない。つぎに嘉慶二年（一三八八）の神田目録には、神田地積、堂油田というように、その用途、その納入責任者の人名が記されているが、萩原氏は柴原道阿弥・左近二郎・西阿弥など十一人を「みな村内の有力者らしい」と述べる。しかし、柴原道阿弥は明らかに今堀の東南に接する柴原の住人であるし、全員を「有力者」とするのも疑問であり、ここでは、神田の作職ないし加地子名主職の所有者で、神田か十津師社の諸行事の用途別に指定されているということであろう。

その他文書の誤読、誤解を指摘しておこう。応安元年（一三六八）十月一日の畠寄進状の本文を「いかなるひとニ

ても候へ、のしと申さんときワ」と読んで「のし」を「ぬし」＝主と想定されているが、これは「いかなるひとで
も、かへのしと申さんときワ」と読むべきであり、「かへのし」＝買主と考えるべきである。

応永十年（一四〇三）一月の座公事捷書の「チケノ中人マウトノ人ラニヲイテハ、ミツアユニテアリトモ、シモニツクヘシ」は、「チケノ中人マウトノ人ラニヲイテハ、ミツアユニテアリトモ、シモニツクヘシ」と読むべきで、
「ミツアユ云々とは何のことかわからぬが（あるいは年令のことかと思ふ）」とされる（）の部分の氏の推定が妥当である。

応永三十二年（一四一五）十一月の今堀郷官座衆議定書の第三条 「堂宮前私物旱、勝灰不可行」を、「堂宮前に私
の物を干し、商売行うべからず」と解されているが、「勝灰」の「灰」はハイではなく、ハイと発音すべきで「敗」
の当て字であり、「勝灰」＝「勝敗」であると考える。したがって、この条文は、堂宮の前で勝手に物を干したり、
勝敗＝勝負事＝博奕をしてはいけない、と解されよう。なお物を干す「物」とは、穀物などの農作物の乾燥を指すも
のと考えられる（仲村第一論文、本書増補版では「アユ」、「勝灰」＝商売は訂正されている）。

永正元年（一五〇四）霜月五日の直物次第注文の「堂頭」「九日」「ヲトナ成」「ゑぼし」のうち、「九日」を萩
原氏は正月九日頭としているが、氏もあげている永徳三年（一三八三）正月四日の結鎮頭日記にある九月九日頭であ
る。また同年の座抜日記の中の座を除名された人物の地位に論及し、除名された十五人のうちに「正幸家子」が
いるのを注目し、「これなどは、永正二年の『けちのなをしものゝ事』に出る、正幸大小、正幸初、と同じように
正幸という有力農民に從属する者であろうか」と推定している。萩原氏のこの推定の根拠は「正幸家子」の「家子」
を下人・所従・被官という意に解したところにある。しかし、この「家子」は誤読で「亥子」であり、生年の十二支

から命名される中世後期農村での慣習にすぎない。そして正幸は親であると推定され、このような例は直物日記に多く見られるところであり、「有力農民に従属する」には別の証明の仕方が必要である。

以上、萩原論文の大要と若干の疑点について述べてきたが、この論文が今堀郷宮座を本格的に取り上げ、宮座をして村落構造を追究するものにとって大きな手懸りとなつたことには異論はなく、その点で大きな評価があたえられると思う。

14 畑井論文「守護領国体制と座商業——六角氏守護領国と得珍保座商業の展開——」

この論文は副題が示すように「六角氏守護領国と得珍保座商業の展開」との相関関係を跡付けすることに論点がかれている。畠井氏は「畿内・近国に一般的に存在していた」村落の有する「中世的属性」を具現するものとして得珍保座商業を見ようとして、その場合、座商業のもつ発展の可能性を重視し、可能性のひとつが「幕藩体制的近世商品経済」への帰結だったとする。そして可能性の選択は「政治的要請」が作動する結果だとし、かかる観点から副題のように「六角氏の守護領国体制の展開との対応関係の中で得珍保座商業の展開を捉えよう」と意図したのである。

第一章の「保内商業村落集団」では、得珍保村落は、地理的条件として、六角氏の館の所在する小脇に接し「先駆的城下町」的性格をもち、初発から「守護権力の要請を背景にした特權的御用商人として、政治的に育てられもした商人集団であった」(傍点畠井氏)とされる。そして八風街道沿いに建立される永源寺も、六角氏の伊勢への流通路支配と密接な関連があるとし、保内商業の流通路と守護の領国支配との重複性を重視する。そして、かかる観点から脇田氏の文龜年間を転機とする市座独占から流通路独占へというシェーマを批判して、「保内座商業の発展を図式的な

二段階説において捉えようとするのは、理解の方便としては便利であっても、方法論としては誤りを生じ易い」とし、脇田氏のように「政治的把握を捨象して社会経済史的に分析する場合、よほど慎重を期さなければ、その再構成の過程で屢々、歴史から人間を放逐する危険を伴ない易い」と述べている。

第二章の「鎌倉末南北朝期の保内商業」では、鎌倉末以降、保内商人は伊勢越え商品の通商権独占意欲をもつていたとし、建武四年（一三三七）の護袋紙・相物についての諸役免除の判物は、こうした「保内商人の政治的実践」のあらわれとする。そして、南北朝期以降の小幡商人との抗争は、保内商人に小幡が自己の通商圈と主張する保内川以北をかつて通商圈にしていたという証拠に文書を偽作させたが、この相論の当事者である保内・小幡の性格について、「鎌倉末南北朝期の保内座商業は、その存在形態において、小幡商人らのそれと何ら異なるところがなく、閉鎖的な領主制的領域経済に立脚した中世座商業の枠を一步も出るものでなかつた」（傍点畠井氏）と、この段階における保内商業と他郷商業の同質性を主張するのである。

第三章の「応永相論」では応永三十三年（一四二六）から一年半続行する保内と小幡との保内川を堺とする立庭（商業圏）についての相論を取り上げ、この相論が保内側の「並々ならぬ計画性と行動性」に裏付けられたものであることが論証される。保内はこの相論で、小幡商人を八風・千草越えの伊勢通商から排除し、保内川以北への進出を決定的にした。そしてこの相論には保内の「恣意的な商線の拡大」（傍点畠井氏）のために、既得権であったことを証明する必要から保元二年の後白河院の「院宣」なるものははじめ、小幡が伊勢道通商に参加していなかつたという証拠文書、保内が保内川以北で、商売していたという文書を偽造したのであり、応永相論はこれら一連の行動から、「陰謀」ともいうべきであった。そして、この「陰謀」は山門と幕府の加担によって果たされたとしている。

第四章の「応永相論の意義」では、応永相論の政治的意義を「近江における中世座商の展開そのものに一定の方
向づけが与えられ、それ自身がもつていていた発展の多様な可能性の中から一つの重大な選択がここで行なわれたこと、
「また、六角氏守護領国体制の展開に対応した流通経済構造が漸く一定の具体的な存在形態と展開の指向性をもつて
至った」（傍点畠井氏）ことにあるとし、前者においては、保内商業が特権の拠りどころを偽作「院宣」におくというこ
とに見られるごとく、保内商人は自らを「中世的主権の権威」と「呪縛」に規制せしめるという結果を招來したので
あり、「東西南北無其煩商売仕」るという在郷商人の階級的要求に背反するのであった。そして「守護大名六角氏の
領国的流通經濟の統制を代行するもの」（傍点畠井氏）として保内商人が存在した。そして、六角義治式目に商業統制
規定がないのは、保内商人がこの面を代行しているからだと考え、かくして保内商人は守護の御用商人＝政商化し、
「中世への埋没」の途を選択したとするのである。

第五章の「長禄・寛正相論」では、保内商人の相論が、六角氏の領国支配の展開と密着して起こっていることが指
摘される。すなわち、伊勢商人との間に繰り広げられる長禄の相論は、六角高頼と同政堯との抗争に関係があり、
「政治情勢の混迷・不安定に乘じ」てなされたものであり、寛正の横閥商人との呉服座相論も、畠山義就と同政長と
の抗争から政長の執政が開始されるにあたって、「政情安定」の政策から保内勝訴が決定されたのである。この勝訴
は院宣などの偽作文書が、幕府より公認された結果になったが、相論が長びいているのは、六角政堯の再起の画策と
関連すると推定している。

第六章の「文龜相論」では、この相論が保内座商業の展開にとって応永相論につぐ「第二の画期」をなすとして、
その特徴は、保内商人の特権的な市庭支配にたいする他郷商人の「爆発的な反保内抵抗運動」であり、この相論の裁

定者が山門や幕府から守護六角氏に移行していることである。そして在郷商人の保内への抵抗を、「中世流通経済の発展を幕藩制的封建領主制経済の方向へねじ曲げていった守護権力やその走狗と化した保内商人に対する抵抗」と評価し、また「底辺に民衆の要求をふまえた、反封建闘争であった」としている。

第七章の「九里半相論」では、文龜相論の連続として起こしたもので、守護代伊庭貞隆の乱と密接な関係をもつているとする。すなわち、この相論は南嶋南市、小幡商人や、伊庭氏の勢力下の八坂・薩摩・田中江の五ヶ商人が、保内商人の若狭九里半街道への進出に抵抗して惹起したものであり、湖上支配をめぐる六角氏と伊庭氏との抗争が伏線としてあり、とくに九里半街道の政治的・軍事的重要性をめぐって表面化したものと見るのである。かような六角氏の領国支配の姿勢と、他郷商人を庄さえて伊勢道、若狭道という重要流通路を支配しようとする保内商人とは、「同じ戦列に肩を並べるもの」であるとした。そして、この相論の結末は保内商人の敗北であったと断言し、その理由を関係文書が遺存していないことと、この後の享禄元年（一五二八）に九里半相論の再発に求めるのである。

最後の第八章「近世を担うもの」では、享禄年間に再発した九里半相論を問題にする。六角氏ならびにその家臣たちの被護をうけた保内商人は、若狭小浜代官と結んだ五ヶ商人に勝利するが、この勝利を「中世的流通経済の発展を幕藩制的流通経済体制へ導くものであつた」が、それは「人民の中世的権門体制からの解放を行なわなかつた道でもあつた」と評価する。そして敗北をきっした五ヶ商人の抵抗の姿勢を継承する「しろうと」商人＝新儀商人について「中世的流通経済の発展の成果は、なるほど封建反動の手に摘みとられはした。しかし、どのようにその発展をねじまげられたにせよ、近世の流通経済を生み出し、それを支えたのがこうした中世の克服を自ら成しとげた新儀商人たちであったことは、歴史の事実が示すところである。近世を担うもの、それは保内商人ではなかつた」として論文を

結んだのである。

以上、畠井論文の概要を紹介したわけであるが、まず氏の方法について疑問を提起したい。畠井氏は冒頭で、「他郷商業が閉鎖的領域経済体制を墨守せんとしたのに對し、得珍保座商業がその体制的閉鎖性をうち破り、いち早く幕藩体制的近世商品経済への指向性を示した」とい、また「得珍保座商業にその存在形態と發展過程の典型を示す中世座商業は、確かに幕藩制的近世商品経済体制を形成し、その中に収斂していった。それは歴史が示す事実である」(傍点仲村)と重ねて得珍保座商業の近世への展望が述べられているが、先にも引用したように、第八章の結びでは、「どのようにその發展をねじまげられたにせよ、近世の流通經濟を生み出し、それを支えたのがこうした中世の克服を自ら成しとげた新儀商人たちであったことは、歴史の事實が示すところである。近世を担うもの、それは保内商人ではなかつた」(傍点仲村)といわれる。冒頭では「幕藩制的近世商品経済体制」を形成したのは得珍保座商業に代表される中世商業とされるのに、結論では逆にそれを否定し、しかもともに「歴史の事實が示すところ」とされるのは、甚しい論理的矛盾といわねばならない。これに関連して享禄年間の九里半相論の勝利について、「保内商人の勝利は中世的流通經濟の發展を幕藩制的流通經濟体制へ導びくもの」と評価されるのは、論理的飛躍があり、氏のいう「歴史の事實」が示されていないために理解しがたいのである。この論文で論述された実証と、主張されんとする方法が乖離しているために、氏の方法が著しく抽象的にならざるをえなかつたと思われる。

いまひとつ問題点は、畠井氏の「政治的把握」を重視する方法についてである。氏は脇田論文を「政治史的把握を捨象して社会經濟史的に分析する」として批判するが、保内商業の展開をすべて六角氏の動向に直接関連づけなければ收まらないという方法に無理がある。たとえば、保内商人が六角氏の商業統制を行っていたために、六角氏式

日に商業統制規定が欠けているという指摘については、果して半農半商の保内商人が領国の商業を掌握し、守護からその統制を任されるほどの位置にあつたかどうか疑問であり、式目に商業統制の条目が欠如していることについては、別の観点から接近すべきではなかろうか。また文龜年間の九里半相論について、文龜二年（一五〇二）九月二日の九里員秀の高島南市商人に宛てた書状が「恐々謹言」で結ばれる私信のかたちで、保内から押取した荷物の返却を求めていたのを、「湖上水運を通じて結ばれた九里氏ら伊庭党（この直後伊庭貞隆は六角氏に反乱を起こす。九里氏は伊庭氏の被官である——仲村）と南市商人らとの私的な関係の中にあつた」からだと説明し、この書状によって保内・六角氏の連合と南市・九里氏との対立を浮彫りにしようとしたのであるが、これよりわずか一ヶ月前の同年八月十日に、同じ九里員秀が保内商人に宛て、横関との御服座相論で在々所々の市町における商売を保証する折紙の書状を出し、それも「恐々謹言」で結ばれているのである。畠井氏の論法でゆけば、保内も九里氏と「私的な関係の中」にあるということになる。これなどは全ての相論を六角氏の政治に結び付けようとしたところから生じたものである。商業の展開を政治史的に把握するということがイコール六角氏の領国制展開史の把握と考える点に誤りがあるのでないだろうか。

また畠井氏は十五世紀初期までの保内商業が「閉鎖的な領主制的領域経済に立脚した中世座商業の枠から一步も出るものでなかつた」（傍点畠井氏）ことを史料の上で論証しようとして、応永二十五年（一四一八）八月二十一日の石塔寺小里神人中宛の山門衆議下知状案の一部を引用して、「保内商人と雖も、『不守往古之規範之上者、対得珍保可停止積習』と直ちにその特権を停止されるところによく示されていよう」と説明を加えた。しかし、この下知状案は保内の特権停止を命じたものではなく、逆に保内にたいし以前よりの商行為を（＝「構無理之新儀、及保内売買之

違乱」）をしないように石塔寺小里神人中に命じたものである。なお「不守往古之規範之上者」は「可守往古之規範之上者」であつて、この主語は得珍保である。

また畠井氏は建武四年（一三三七）七月二一日の足利尊氏御判下文案をあげて、宛名の徳祐法師に代表される保内商人が、建武の動乱に足利勢に与して功をあげて護袋紙座と伊勢の津町からの相物商売の特権を保証されたことにかんして、「鈴鹿越えに津町相物を運ぶ通商権を独占しようとする保内商人の欲求は鎌倉末以来のものである」とが判る。右の尊氏の判物は、そうした意欲をもつ保内商人の政治的実践によってかち得たものと見るべきである（傍点畠井氏）と述べている。しかし、この下文案の端裏に「五ヶより書 其内八坂」とあり、文龜ないしは享禄年間の九里半相論のさい、五ヶ商人の方から提出されたものであり、「其内八坂」とあるのは、五ヶ商人のうちの八坂の商人が提出したものか、正文（原本）を八坂が所有していることを示すものであろう。この下文案は、天文六年の枝村と愛智川との紙商売の相論に愛智川商人に有利な証拠として提出されており、どうやら保内が愛智川衆に加担してこの下文案を提出したものらしい。すなわち九里半相論に相論相手が提出した文書を、あたかも愛智川衆に下されたものと捏造して、愛智川衆に提出させたのである。したがつて、端裏書にも明らかなように、これをもつて保内商人の鎌倉末期の状態ということはできないのであり、右の畠井氏の主張は訂正を要求されるであろう。

畠井論文について若干の問題点を指摘してきたが、氏の意図した「六角氏の守護領国体制の展開との対応関係の中で得珍保座商業の展開を捉えようとする」観点と論述は、畠井論文以前の研究にはほとんど欠けていたものであり、たとえば千草越えと永源寺の位置づけや偽文書作成にこめられた「陰謀」の展開などきわめて斬新で今後の得珍保・今堀研究に導入すべき問題を多くふくんでいると思う。

15 佐々木第五論文「中世座商人の独占について——保内座商人の場合——」

この論文は佐々木氏が昭和二十七年以来研究してきた保内商業にかんする豊富な業績に立脚したもので、きわめて説得的で興味深いものである。ここで佐々木氏は脇田論文の「座独占の段階区分論」の検討を通じて、中世座商業の独占の実態に迫っている。まず氏は「保内座商業と研究史」の章で保内商業の研究史にふれ、その研究の理由と魅力を、(1)惣有文書としての今堀日吉神社文書が保内や今堀郷民の日常的な商業活動や村落生活をあからさまに伝えていること、(2)商業関係史料の豊富なこと、(3)近世商業史の中で大きな比重を占める近江商人の祖型を求めるのに保内座商人に関心が集中すること、(4)中世近江のおかれた政治的・経済的条件から、経済史のみならず政治史からも中世史の重要な問題をとく鍵があること、の四点とする。そして戦後の保内商業史の研究を三段階に区分し、第一段階は「保内とくに今堀の商人の土地所有の分析を通じて、商人の村落内における階層、系譜、性格、商業活動の限界等を明かにしようとした点」に共通性があるとする。第二段階は脇田論文で、第一段階の研究の史料批判の不足を指摘し、座独占の段階設定および座と守護大名六角氏権力との対応関係を示したとして高く評価する。第三段階は畠井論文で、保内座商業が中世近江の政治史とのかかわりあいの中で幕藩体制的商品経済体制に収斂する過程と民衆解放のあり方を問題とする「中世政治史の体裁をとった独自の商業史研究」と評価する。

以上の段階の設定のうち、従来の研究の批判として「商業と他の要素との安易な結びつけや統一がかなりみうけられる」ことを指摘し、また脇田氏の批判した土地帳簿（神田畠納帳）を定量分析に使用することの不可について、あらためて再検討する余地は残されているとしながら、ここでは脇田氏の座独占の段階設定について問題を限定して論

が展開される。

「座独占の段階区分と変質」の章においてはまず、「独占の段階区分」についてふれ、南北朝末期から天正六年（一五七八）の約二世紀にわたる保内商人の十七の争論を表示して、争論の内容から独占の形態を、A商品専売権、B本座権、C流通路独占、に分類する。これは脇田論文がA→Cへという形で座独占の段階的発展を把えるのに対比される。そして十五世紀以前をA各種専売権、およびB本座権争奪の段階とし、十六世紀をA・B独占に加えてCも登場するが、十六世紀のA・B独占は「一定の変質」をとげており、この時期の独占の特徴はCにあるとする。

つぎに「市座専売と地域専売」についてふれ、A独占の内容についてつぎのようにまとめる。すなわち、第一に市座での販売独占は座的独占の原初形態で、保障する権力が存在する限り中世を通じ存続する。第二に市座独占との共通原理から発した地域専売は惣村の成立に対応して生まれた新しい独占で、国人領主がこれを保証する。第三にAは莊園制期の市座専売→戦国大名領国形成期の市座専売・地域専売の段階移行を示しているとし、したがってA→Cという脇田氏の直線的二段階論には承伏できないとするのである。

「本座権の変容」の項では、B本座権はA専売権と区別できない点もあるとしながらも、両者の峻別は有効であるとして、これをつぎのように性格づける。すなわち、「本座権は、本座が本来全一的に所有していた独占を、新座に分割譲渡した代償=礼錢の徵收権、あるいは新座の営業許可料徵收権を内容としていた。それは本座権を一種の既得権あるいは株とみなした考え方方に立つており、新座への強い吸着性や寄生的な性格をあらわに示している」とする。そして十六世紀に入って分化する卸売・小売の権利も、本座権の変形とみなされ、これは本座権が座役徵收権から卸売権の独占に移行していること示す。

「流通路独占における二つの形態」においては、C流通路独占は近江では十六世紀的独占であるとし、その例を九里半街道独占と八風・千草街道独占にとって検討を加え、第一に前者が排地的独占通行の主張に対し、後者は特定品目の通行独占を主張しているとして、これらを一括することは問題だとする。第二に、八風・千草街道の部分的交通路独占は、九里半での完全独占の崩壊過程で生まれる。第三に座の特権と現実の独占との間に分離現象が生じている。第四に保内・枝村の争論から、取扱商品は産地別の地域分化の傾向を示しているとし、以上から流通路独占についても内容において変化があることを強調する。

「村落座商人の役割と独占」の項では十六世紀における近江商人の遠隔地商業には村落座商人の大規模な参加があることが特徴的であることを指摘する。この村落座商人の参加を、莊園領主権力に保護された特権商人・問丸の流通路独占に裏付けられた商業を第一次遠隔地商業と呼ぶに對して、第二遠隔地商業と呼んでいる。

結論として佐々木氏はつきのようにいう。すなわち「十六世紀の近江においては、各種専売権・本座権・流通路独占の三つの型の特権・独占が併存していたわけであるが、それらは単に並列的に併存していたのではない。保内座商人等村落座商人が遠隔地商業に深く介入する過程においては、彼等の最大の関心事は、やはり流通路独占であり、かかる独占が終局的に貫徹されるためには、前者、すなわち専売権・本座権は、前述のような一定の変化をとげつつ、流通路独占と相互補足的な関係において問題にされ続けるのである」と述べ、脇田氏の市座独占から流通路独占へという「一つの独占が一つの段階を劃し、それが消滅して、やがて新しい独占が登場するといった継起的な段階を行」論を批判したのである。

以上、佐々木第五論文を紹介してきたが、各種専売権・本座権・流通路独占の三つの型の特権・独占の併存という

佐々木氏のシェーマは、脇田論文批判という形をとっているが、客観的には脇田氏のシェーマを補完し、内容をより充実したものと考える。

第一に脇田氏の市の専売権を商品専売権と本座権に分類して、これらの独占が「莊園制の存続、解体とは一應無関係に、十六世紀以降も問題にされること」を明らかにし、第二に商品専売権を市座専売と地域専売に分類し、地域専売は惣村の成立と村落座商人の地域連合体の形成と表裏の関係にあること明らかにした。第三に佐々木氏が脇田氏のシェーマに加えて本座権という概念を導入し、新座の成立にさいして本座権の性格づけをなし、新座・本座の対立は十六世紀に入って卸売・小売の分化の中で卸売権をめぐる争いであることを実証したこと、第四に流通独占といつても、排他的独占と特定商品のみの通行独占との二種がある、ことを明らかにした点、以上の四点が脇田論文の補完をしたところで高く評価することができよう。

つぎに若干の疑点をのべておきたい。まず流通路独占の二つの形態についてである。佐々木氏は十六世紀的な独占として流通路独占をあげ、九里半街道＝排他的独占と八風・千草越＝部分的（特定商品）独占とを対比し、前者の崩壊過程に後者が生まれるとしている。しかし、歴史的には八風・千草越の方が保内商人（四本商人としての）にとって古いものであり、鎌倉後期には伊勢道として使用していたことはほぼ疑いのないところである。これに対し、九里半街道の方は文亀二年以降問題化しているのであり、保内商人が從来の伊勢道商売から新たに若狭道商売へ進出したものと考えられる。この進出の背景には六角氏の庇護があると思われるが、いずれにしても街道進出を歴史的にみると九里半街道の方が遅いのであり、保内商人は遅がけからの無理押しの進出であればこそ、排他的独占を主張しなければならなかつたのである。佐々木氏は九里半進出を失敗に終つたとしているが、享禄二年七月三日、同年十一月十日の

守護奉行人連署奉書案によると保内商人に有利に裁定されているのであり、守護六角氏の庇護下にある以上、保内商人も執拗に進出を主張し、けつしてこれを断念しなかつたことだけは確かである。

第二に脇田論文批判のところでのべたが、商人の結合形態についてである。たとえば、佐々木氏は「保内商人争論表」十七番目に天正六年（一五七六）の伊勢瀧川氏知行地内での素人商人を相手とする専売権の争いをあげているが、これは保内商人対伊勢素人商人の問題ではなく、保内を含む小幡・沓掛・石塔のいわゆる四本商人対伊勢素人商人の問題である。この点訂正を要するとともに、保内商人は小幡・石塔の商人と激しい争いを繰り返しながら、他面では伊勢山越商人として四本商人という形の結合を天正年間まで維持しているという問題について、考慮が払われていない点が気がかりでならない。この点に焦点を当てなければ、「中世後期における近江商人の一重三重の地域連合、商人同盟の形成」の問題は容易に解けないと思う。なお「争論表」の七番目の文明五年（一四七三）の塙荷駄別徵収をめぐる本座争いの相手を大塙商人としているのは、大塙で荷を押取されたのであって、大塙が石塔近辺の地名であることや、応永二十五年（一四一八）の塙・海草相論から推して石塔商人とすべきであろう。

第三に地域専売についてである。佐々木氏は専売権を市座専売と地域専売に分類し、後者を惣の成立、国人領主層の地域支配と密接な関係があるとしたが、例えば、具体的に今堀ではどうなのかが提示されていないのは残念である。永禄初年と推定される保内商人条々定書に、天文五年（一五三六）と同二十二年（一五五三）に枝村の紙荷を押取した保内商人のうち、今堀商人は複数の国人領主と散懸り被官関係にあることが記されている。これは今堀商人に限らず他郷商人も同様である。したがって地域専売を「六角氏^{（紀か）}輩下の国人」・地域領主の割拠的な地域支配（傍点仲村）との関係でいちがいに把えることはできないのである。これを明らかにするためには、被官関係をもつ商人がその被

官主たる国人領主の支配地域での専売を保証されていることを証明する必要があり、この点が証明されないまま、佐々木氏は地域専売と国人領主の地域支配との関係を論じてるので説得性が薄く、できればこれを事実で示してほしいと願うものである。

また本座権の内容にかんして佐々木氏は卸売・小売の権利が本座権の一種であることを述べ、享禄年間と推定される小幡商人・五箇商人の九里半街道条々書の第三条を引用し、その中の「市売」を小売、「里売」を卸売としている。これは文字通り市場での商売と市場以外の村々での商売ということであつて、これを小売・卸売とするのは考え過ぎではあるまいか。

あとは細部にわたることになるが、氏が使用される用語で「遠隔地商業」というのがあり、具体的に大山崎油神人や問丸商人をあげている。これを「遠隔地商業」「中央都市・港湾都市商人の遠隔地行商」「中央・地方間隔地商業」と称されるが、これは「隔地間商業」の方が妥当であろう。遠隔地商業はむしろ海外貿易に類する場合に用いるのがよいのではないだろうか。

また永禄元年の保内・枝村紙相論にかんし、保内が以前より卸していいた在所について「愛智川・枝村以下近江国内十四ヶ所」としているが、十四か所の中に「伊賀」があり、伊賀國の在所名を記していないけれども、「近江国内十四ヶ所」は訂正されねばならない。

16 金本第三論文「中世後期に於ける近江の農村——得珍保今堀郷の歴史——」

金本氏は第一・第二論文の詳細な分析をもとにして論を展開する。まず「研究史によせて」では脇田論文の今堀日

吉神社文書の史料的性格にかんする規定、とくに「土地帳簿及び地券類」のもつ限界性の規定について、金本氏はその「史料価値は、脇田氏の規定されたよりも遙かに大きいものがある」と主張する。すなわち、脇田氏が、寛正四年の今堀神田八町三反余が「今堀郷内の田畠の一部分を占めるにすぎない」としたのにたいし、金本氏は神田を今堀「総耕地面積の三分の一位には当っていたのではないか」と反論する。加えて、今堀惣神田納帳登録農民の数が惣分連署人の数とほぼ同数とし、「宮座＝神田農民」という理解を示して、脇田氏の神田納帳の定量分析では今堀郷の構造を明らかにしえないという主張を退け、「今堀惣神田納帳の性格は、地積こそ当時の全耕地面積の $\frac{1}{3}$ と推定せられるにせよ、農民分析の上からは、今堀惣の全構成メンバーを網羅して知り得るところの貴重な史料である」と、依然として神田納帳が定量分析の対象として有効なることを宣言するのである。

つぎの「神領と宮座の起源」では、今堀日吉神社＝今堀十禪師の今堀勧請は十三世紀で、この勧請は得珍保中の他郷より早いと推定して、このことが「今堀が保内の中でも終始中心的な位置を占めていた」ことにつながるとする。そして金本氏は神田が設定されるのを建武年間から遠くない十四世紀の二、三十年代と推定し、この頃に宮座の萌芽を考えるのである。そして応安四年の神田納帳、永徳元年の神田注文、至徳元年の今堀郷神畠坪付から、三者の連続性を明らかにし、神田畠が一三六〇年代と八十年代に大幅に増大することを指摘する。

第三章の「在地の階層構成」では、得珍保における伝統的な名体制について、名の存在が確認される史料を引用し、これらを「旧名体制崩壊後にわずかに残る残存物」として「その崩壊の時期は十四世紀初頭（鎌倉末期）には遡り得る」とした。そして、この推定を、建武四年十二月の今堀郷民起請文に連署する二十九人を名前から旧名主と新興の中小名主層とすることから引き出すのである。他面、この旧名体制の崩壊は、十四世紀から十六世紀半までの各

時点の売券・寄進状の数と、得分権のみを売買・寄進の対象とするものの比が年をおって大きくなることから、金本氏はこの現象を群小名主・作人層の自立の証とみるのである。そして金本氏は旧名体制の残滓が「あらゆる面で消え去るのは一三七〇年代である」とする。

第四章の「応永の末年に於ける惣請体制の整備」では、前章をうけて旧名体制の完全な消滅後、新しい今堀村の体制が整理されてきて、その基礎は一三八〇年代に確立し、その機能が強力に發揮されてくるのは十五世紀初頭の応永二十年代であるとされる。この論拠として捷の出現があげられる。すなわち、金本氏は応永十年から弘治二年までの宮座・惣・座商業関係の捷十二通をあげて検討し、十五世紀の捷は宮座・神事関係が圧倒的に多く、これにたいし十六世紀のそれは、惣・座商業にかんするものが多いとし、前者のうちで、応永三十二年の「置手状」が「今堀郷の宮座が初めて形式を整えて郷民に布達したものと言つてよいのではないか」と述べ、また捷の布達時期が十一月であることから、定期集会で郷民への布達を行なうという宮座体制の確立の時点を応永末年と確定するのである。

つぎに宮座＝惣体制の確立を神田納帳の整備の面からみて、応永二十三年の神田納帳がその書式の克明さからいつて後代の規範となつたものであり、また作成時期が十一月四日と以後の作成時のさきがけ的位置にあるところからも、応永末年宮座確立説の確かなことを裏付する。

神田納帳の整備・作成は、この時期の多量の田畠の寄進による神田畠の拡大と関連するとし、かかるかたちでの応永末年の宮座の確立は、応永三十四年十二月の保内野方百姓の八人のおとなにたいする用途三貫文の進上状でもわかるように、老人衆による行政の確立と相関関係があると述べている。

第五章の「十五世紀の農村活動」では、まず十五世紀前半の宮座＝惣への田畠売券・寄進から惣有地の今堀中心部

＝十禅師社近辺への集中が指摘されており、これは惣の財政的基盤の確立を意味し、この時点ではじめて入会地規制の撻が布達されたると関連するという。

十五世紀後半においては、享徳二年の鹿垣日記、同三年の藤きり山の木こり馬の人数帳、年未詳（金本氏は寛正期と推定）の保内今堀郷商人數父名、納帳群などから、政治的にも経済的にも今堀惣を支えたものは今堀商人であったことを主張する。

第六章「納帳に顯われた農村構造の変化」では、神田納帳を分析する。まず、文明十三年から延徳三年の七冊の納帳の登録人名とその数の交替状況と貢納額から、階層分化や大きな社会変動は考えられないとする。また文明十三年以前の応永から寛正・文明期にかけても、また延徳・明応から永正期にかけても顯著な農村構造の変化はなかったといいう主張がなされている。しかし、今堀の農村構造が全く停滞したということではなく、神田納帳の書式の変化からは「群小名主作人層自立の確立性・漸進性」が認められるといし、この「漸進的な自立農民層の増加」という変化が延徳元年の二十九か条の地下撻の作成になつてあらわれるとする。

第七章「座抜きの史料と十六世紀に於ける新しい情勢」では、まず永正元年（一五〇四）の座抜日記を検討し、少額未進のため没落する農民という従来の説に批判を加え、この「座抜き史料」は、座公事＝神田年貢未納のために宮座成員でなくなることを示すもので、「座を抜かれた農民は零細農民でも従属農民でもなく、ごく一般的な神田農民であり、中には郷内有数の有力者も交っていた」と説明する。そして未進の理由については「宮座を中心とする団結の弛緩」と惣の変貌をあげているのである。

以上が金本第三論文のあらましである。この論文は、萩原論文以外はあまり重点をおいてこなかった惣と宮座の問

題を、氏の第一・第二論文の成果の延長線上において論じたものである。この三年あとで仲村第一論文がこの論文を批判する方法をとつて今堀惣の問題を論じてゐるので、詳細な批判はそれに譲るとして、ここでは金本氏が従来の成果を一步進めた点のみ指摘すればつぎのようになる。

第一に今堀の日吉十禪師社について、保内の他郷に先がけて勧請されたとし、そのことが今堀をして保内における中心的役割を占めさせる因となつたと推定する点である。先に脇田論文が、今堀日吉神社に保内商業関係文書が集中することについての疑問を提出し、のちに仲村第二論文でもこのことに言及しているのであるが、その意味で今堀の保内中心説を金本氏は勧請の古さに求めたのであり、このことを敷衍すると、保内下四郷における今堀の開発の古さにも連なつてくることになり、その点で金本氏の推定は、今堀郷の歴史の出発点を解く鍵となるものと考えたい。

第二に金本氏は今堀郷の宮座と神領の確立の画期を応永年代に求める理由のひとつに、捷書作成の日付をあげ、応永年代にはじめて捷書や神田納帳の日付が十一月となり、これが十五世紀を通じて十一月であるから、「定期寄合いを開いて郷民への布達を定める宮座の体制が応永の末に出来上った」という説を出したのである。仲村第一論文では応永年代に今堀郷宮座が「初めて形式を整え」たという説にはかならずしも賛成するものではなく、十四世紀末には確立していたと主張するが、しかし、宮座の体制が応永年代に入つて制度的に整備されてくるという意味では、捷書の十一月という日付から推察する金本説には賛成するものである。

応永年代が宮座=今堀惣にとって「発展の一エポック」であるいまひとつの証拠として、現在も存在する宮座八人衆の出現が、応永三四年、正長元年にすでに確認され、八人衆の四人の交替輪番執務を明らかにし、ここからも宮座の画期を応永年代に求めるのは妥当といえる。

第三に、神田畠などの惣有地が官座・神事の費用のみならず、「今堀郷の対外活動即ち、保内商人座の活動の為の訴訟費用、礼物その他の分担金として必要とされる巨額な臨時費」に充当されたという推定がなされているが、充分な実証を伴わないながらも、今後の今堀惣研究に資する重要な示唆であると考える。これは「今堀惣の行政力・経済力の中心を支えたものが実際に今堀座商人であった」という説に連なるものであるだけに、この点の解明が後進に課されたものと解したいのである。

以上、金本第三論文について評価すべき諸点を指摘したが、批判点もある。これについては、仲村第一論文が主に金本第三論文の批判によって組み立てられているので、批判はそれに譲ることにしたい。

17 仲村第一論文「近江国得珍保今堀郷の『惣』覚書——金本正之氏の所論をめぐって——」

仲村第一論文は副題が示すように、金本正之氏の所論（金本第一・二・三論文）にたいする批判を通じて、今堀郷の惣結合のもつ特徴を指摘したものである。

まず仲村は第一章「神田畠納帳の史料的限界について」では、従来の今堀郷の研究が今堀の耕地面積にかんする数字の確定についてあいまいであるとし、とくに金本第三論文の「天正十一一二年の総石高は二六〇〜二八八石程であり、それに対して天正十九年が五二六石程となり、この差は、両年の検地方針の強弱によるものとするほかは無い」というのにたいし、仲村は天正十二年の二百六十石、同十三年の二百八十八石の指出は、今堀郷が検地時に平井金十郎と田中兵部大夫の二人の給人によることを示すものであり、金本氏が天正十二、十三年の石高を二百六十石ないし二百八十八石と考えたのは、実は二人の給人の給地の各々の石高を示すものであって、その和が天正十九

年の今堀村の総石高五百二十六石余となつてゐるのであり、天正十二、十三年と同十九年との石高の差を「検地方針の強弱による」と考へるのは、金木氏のいちじるしい見当違いであるとし、それは天正十八年九月十七日の今堀村指出案に、

高頭伍百四拾石九斗五升七合内

武百六拾石内荒斗代達きを邊
川成共加而平井金十郎殿分

残而武百八拾石九斗五升七合 先御給人田中兵部大夫殿

とあることによつて明らかであるとしている。そして未整理の今堀日吉神社文書から、検地時の地積は田二十五町八反九畝四歩、畠・屋敷は二十八町五反九畝十歩の計五十四町四反八畝十四歩であるとした。

金本第三論文は天正時今堀の耕地面積を二十八町六反八畝と算定することによつて、中世の面積はそれより縮小されたものであると想定し、「寛正の納帳の八町三反歩は、だから当時の総耕地面積の三分の一位には当つていたのではないかと想像され、それが絵耕地の一部分であるにしても、決して軽視出来ない広さではないかと思われる」と、脇田論文が指摘した神田納帳の限界性を無視したことについて、仲村は耕地比率からいっても神田は三分の一よりずっと低く、金本氏の神田畠の評価には無理があることを主張した。

加えて脇田論文が、神田畠は免田と加地子名主職得分を取得する耕地からになつてゐるため、各筆の権利義務の性格が異なり、作人は得分の請負人にすぎず、請負の面積、貢納額は階層の表示とはなりえない、としたのに、金木氏が説得力のある批判を加えることなく、「全く異なつた見通しの上に立つて」所論を展開する点について、仲村は不信を表明した。

第二章「今堀郷商人交名について」では、從来、今堀農民の商人化の問題が、今堀郷研究の核心にふれるものであるにもかかわらず、年未詳の保内今堀郷商人交名が全く取り上げられていなかつたが、それに金本第二論文が脚光を当てたのは大きな前進である。そのことは充分評価すべきである。この年未詳の交名の成立年代を金本氏に先だって黒川第一論文が享徳期としたのにたいし、金本第二論文は寛正期と断定したのである。寛正期と享徳期とはわずか十年前後であるが、商人交名を作成にかんして年代の測定は今後の保内商業史研究に与える影響の大なることは明らかであり、その点からしてもこの作業は重要である。そこで仲村は金本第二論文の年代測定作業を再検討した。すなわち、金本氏は寛正四年の今堀神田納日記と同五年の納帳の人名のうち十三人が、商人交名三十四人の名と合致するとし、その十三人のうち四人の名は寛正期以外の納帳には記載されず、[◎] 寛正期独自の人名だとし、加えて道信坊について他の納帳での道心坊と異名同人と考へて、「他の時期では悉く道心坊と書き表すのに寛正期のみ道信坊の文字を使用する事を注意すべく、従つて道信坊も亦この寛正期に特有な名前として考る事が出来る」として、商人交名の成立年代を寛正期としたのであつた。しかし、仲村は享徳三年六月の藤切山人數帳と同二年卯月二十二日の鹿垣日記の交名に、商人交名三十四人のうち二十六人が合致しているとし、加えて金本氏が寛正期独自の名前とする道信坊など五人の人名も全て享徳二、三年に登場することから、むしろ否定された享徳期の方が妥当であると主張したのである。

またこれに関連して金本第三論文が、神田納帳の作人が、「今堀惣の全構成メンバーを網羅して」おり、「宮座の成員」=神田農民である」とするのは、他郷民が今堀神田の貢納者になつてゐること（他郷民が今堀宮座成員であるという証明が必要である）、寛正期の納帳の登記人名約五十人と商人交名三十四人と照合して十三人しか合致しないのは、金本氏の納帳交名=「今堀惣の全構成メンバー」とする論理と矛盾しないか、という疑問を提起し、また金本氏が「太夫

」の「、」を殿と呼んだり、都合によって、無視しているのは、史料の読み方に忠実ではなく、「道金、」というように法号に付される場合は、「坊」ないし「房」を当てるべきであり、「北左近、」のように俗名に付される場合は「入道」を当てるべきであって、「殿」とすべきでないことを主張した。

第三章「今堀郷の宮座」では、金本第三論文が今堀十禪師社における宮座の確立を応永二十年代と推定したことについて、その根拠として掲げた捷書の引用が不正確であり、したがって評価に錯誤があると指摘する。すなわち、金本氏が応永四年（一三九七）六月の今堀惣中衆議状、同十年（一四〇三）二月の座公事置状、同十六年（一四〇九）二月十九日の惣分山神田宛状を引用し、これらを稚拙、文意不明、文字拙劣として、応永三十一年（一四二五）十一月の今堀郷座主衆議定条々書にいたって「今堀郷の宮座が初めて形式を整えて郷民に布達したもの」と評価し、応永十六年と同三十一年との間に宮座が確立したと考えたのにたいし、仲村は応永四・十・十六年の文書を各々解説して、文意が通じ稚拙なものでないことを主張し、一步譲って、これらの文書が稚拙であるとしても、捷書の筆法、表現が稚拙であれば、従来、文字による表現力の劣る階層の人々が、宮座の中軸である老人層に進出してきたこと自体に宮座を評価すべきであると批判した。

そして金本氏が永徳三年（一三八三）正月四日の結鎮頭日記と同四年の結鎮頭入物注文を「それは単に『けちの頭』に関するごく簡単なものか、或は単なる『入物注文』に過ぎず、体裁も整ってはいない」と、これらの文書を宮座確立前のものと評価することについて、仲村は結鎮頭、堂頭、九月九日頭の規約が作成され、行事の入物注文が作成されるには宮座の確立が前提となっていること、またこれらの文書が衆議評定によって決定されていること 자체が宮座の確立を示しているのであって、宮座の確立は金本氏のいう「応永二十年代頃」ではなく、少なくとも十四世紀の八

十年代には確実に溯源することができると批判した。

ついで宮座の弛緩の時点について、金本第三論文は永正十七年（一五二〇）の惣中綱の第一条に神聖な堂舎での博奕を禁止していることから「惣結合と神事の嚴肅さが失われた」として、永正を過ぎる頃から惣結合の動搖、弛緩を述べている。十六世紀に入る頃よりの惣結合のあり方については、金本氏と同意見であるが、ただ博奕の禁止条項のみでこれを主張することは今堀郷の場合いささか無理がある。というのは金本氏が「宮座の体制が應永の末に出来上つた」という段階で博奕の禁止条項が村綱の中にすでにあるからで、氏はこれを看過している。これは應永三十二年十一月の「今堀郷主衆議定条々事」の第三条に「堂宮前私物旱、勝灰不可行」であり、これは堂舎前で勝手に物（穀類など）であるうつ）を干したり、博奕（「勝灰」＝勝敗＝勝負事）をしてはいけないということである。かく考えると、博奕の禁止条項のみから、宮座体制の「弛緩」を主張する金本氏の論理からは、確立期に「弛緩」の明徴があることになるのである。私は博奕の条項は十五・十六世紀の農村への貨幣経済の滲透と投機欲の煽りの事実を示すものであり、惣体制は惣構成員の階層分解の抑止のために、惣確立期より農民の投機行為を禁止し、とくに神聖な村共有地での博奕にたいし、強い態度で臨んだと解すべきであると主張する。

つぎに座公事についてである。永正元年（一五〇四）の座抜日記について金本氏は、〔一〕座公事＝神田年貢である、〔二〕神田年貢の未進は宮座成員＝神田農民たるの資格をなくする、〔三〕この座抜きは経済的な理由ではなく他の理由からである、という説を引き出した。しかし、この神田農民＝宮座成員、神田年貢＝座公事という説は、神田を他郷農民が請けていること、三合でも貢納すれば宮座成員たりうるという論理はおかしいのであり、三石を貢納するのも、六合貢納するのも、所詮それは神田畠の請作額にすぎないこと、などの理由から通用しないと考える。

では座公事とは何かということであるが、年未詳の今堀惣定書案に「又武者ノ差口、夫之差口、手代之番者、一和尚、二和尚末代可相除者也」とあり、また長享二年（一四八八）十一月四日の今堀惣定書に、東西座の一和尚二人が諸公事を免除され、四人の老人が武者指口を免除されているように、老人衆が免除されている「差口」ないし「指口」といわれるものが座公事に当たるものであり、「武者ノ差口」「夫之差口」「手代之番」などがそれである。座抜きは座公事の滞納のみならず、座人の一般年貢、神田畠年貢、講中への懸米・懸錢の未進もその対象になるのであるが、だからといって神田畠年貢＝座公事ということにはならない。座公事をふくむ村人としての義務を怠った者は座から除外されるのである。そして今堀住人は、村人＝地下人＝座主（衆）と、それ以外の「村人ニテ無物」と、後家やもめに区別され、前者が科を犯した場合は「村ヲ可落」＝「可被停止座主」＝「出仕同座可停止」と座抜きを規定され、後者が「地下ヲハラウヘシ」＝「在所可撥」と郷外追放を規定されているのは対象的である。村人であるか否かの指標については、この場合、屋敷所有を惣が公認しているか否かであると仲村は推定する。

以上のことから永正元年の座抜日記を検討すれば、この座抜きは、座衆の経済的義務の不履行にたいして惣がとった処置であり、その義務は多様な内容をもつ座公事をはじめ、領主への年貢、神田畠年貢の貢納、家売買料の一部納入など村搾で規定された惣への納付をも含むものであると考えられる。したがって、三十八文でも壹貫文でも四斗六升でも、額の多少によらず、未進の主体が座衆である限り座抜きの対象となりうるのであり、座公事のみの未進によってのみ座抜きがなされているのではないことは明白である。

このように考えた上で永正元年の座抜日記を見ると、座抜きの対象となる十五人の座衆のうち半数近くが「依無力」って座衆の資格を失なう事実は、今堀郷の十六世紀初頭の現実が深刻なものがあり、この点では金本氏の所論に

賛意を表わすものである。この時期の今堀郷の変貌を示す史料は永正元年十月七日の直物条目定書と同年十一月五日の直物次第注文である。前者によると、堂頭、九日頭、結鎮頭の直物の金額を永正二年を起点に三年、四年、五年と年を追うにしたがい遞減せしめ、六年以後は五年の額と同額なることを規定しており、これは永正元年に二年以後の各頭役予定者の頭役金の前納を座衆にたいし要請したもので、後者はこれに基づいて前納したものである。このような頭役金の前納を必要とする事態が、惣をして座衆にたいする未進の回収に積極的ならしめたのであって、ここに座抜きという処置を断行したものと考えたい。ではかかる事態とはどういうことになるが、この点については推論の域を出るものではないが、それは十六世紀初頭の今堀惣財政の逼迫、継起する保内商人と他郷商人との商業争論のさいの出費（公事費用）ではないかと推定される。いずれにしても、十六世紀初頭の今堀郷においては、僅かの金額未進の理由で座を除外されるという現実が進行しているのであり、この点のより深い追究が今後の今堀研究のひとつの課題となるであろう。

以上、金本正之氏の今堀郷にかんする諸論稿にたいし、批判を加えるというかたちで私見を述べたが、金本氏を含む研究者が関心を寄せながら未処理のまま放置されている史料なり問題なりが、保内、今堀郷の研究にいかにも多いと思われ、その点からしても、史料の総点検が要請されるのである。

18 丸山第一論文「莊園村落における惣有田について——近江国得珍保を中心にして——」

丸山氏は畿内先進地帯の強固な惣共同体の秩序の存在する村落における惣有田のあり方に着目し、惣有田の存在が中世後期莊園村落の大きな特徴であるとして、その理由を、上層農民が「惣有田を莊園村落秩序の中核にすえて惣機

構を把握し、それによって村落支配を計っている」と述べ、このような視点から、まず得珍保今在家の惣有田の存在形態を考察する。

丸山氏は第一章「今在家における惣有田の存在形態」で、今在家の天正十一年・十二年両年の検地帳に注目する。すなわち、前者が面積二十四町三十二歩、石高二百十石二斗であるのに対し、後者が三十二町一反八畝二十二歩、二百十三石九斗となって、石高が変化がなく面積に約十町の差があることについて、十二年の検地帳に「惣請」地の記載があるのに対し、十一年は全く見えないことを指摘する。そして理由を、十一年の検地が中世村落秩序を容認したのに対し、十二年のそれは中世的秩序の否定と再編のために、村落内の全耕地・屋敷・山林を惣有地を含めて全て書き上げたものであるとする。そして十二年の検地帳を分析して次の四点を指摘する。すなわち、(1)惣有田が全面積の一割を占めている、(2)惣有田は耕地の地味のよい所を占めている、(3)林はほとんどが惣有である、(4)惣有耕地は二種あり、惣が所有権を有する土地(免田系)と、耕作者の占有権を無視できなく、惣が加地子地主となっている土地とがあるが、前者が惣有地の中核をなしている。そして村落構成員は「自己の保有地と惣有田小作の二つを合わせて、それなりの安定的な経営が行なわれるのであり、零細經營にとって惣有田から切り離されて経営が存続しない」とを指摘する。そして惣有耕地からの貢納が惣に集中されることが、「惣機構の強力さ」をもたらしているとし、したがって、「惣機構を把握した層は、零細經營を従属させるとともに、剩余生産物をも把握することで、決定的にその村落を支配しうる」とことになるといふ。

以上の観点から第一章「今堀神田の形成過程」では今堀神田島を右の惣有田として、至徳元年(一三八四)から永祿九年(一五六六)にいたる五点の納帳を分析する。そのうち、応永二十三年(一四一六)の納帳が内部に二つの異質

な記載様式をもつことに注目し、A様式を得分（地積にたいする貢納率一定）、所在小字名、耕作人名が整然と記されているもの、B様式を田畠の集合体で「反」「畔」の単位の混在、貢納率の不定などA様式に対する均一性の欠如をあげ、A、B両様式の関係について、前者が建武以来増加してきたものが莊園領主によって公認された免田系のものであるのに比し、後者は惣へ売却、寄進されたもので、加地子得分権が惣にある耕地とする。そしてA様式の免田は肥沃地であるのに、貢納率は低く、「村落構成員の農業經營安定化に無視しえぬ役割を果たす」と位置づけ、このようないい田を中核とする惣有田の成立・増加を、今堀郷における畠地の拡大と畠地の水田化の結果としている。神田納帳でたどれる以上のような村落構造の変化は、建武年間の起請文にある旧名主的名前が十四世紀後半には姿を失することにもみられ、中世前期的様相を克服し、中世後期的莊園村落秩序を出現せしめる。これに対応して莊園領主は支配下莊園に免田を認めながらも支配体制強化を企図するが、農民側からすれば、莊園領主に対抗しつつ惣有田を集積し、その「惣有田を中心とした村落秩序」＝「上層農民を中心とした宮座の階層秩序」を形成するという。

第三章「一五世紀段階での惣有田」では、十四世紀末の至徳年間に確立した惣有田を中心とした莊園村落秩序が、十五世紀を通じていかなる変化をたどるかを神田納帳によって追求する。まず至徳納帳と応永納帳を比較し、A様式で前者に村外耕作者が多數いたのに後者では少數に減じているとして、その理由を村落秩序の確立過程で惣有田が村内耕作者に集中していくこと、さらに惣有田は上層農民に集中してゆく傾向を指摘する。応永納帳のあととの寛正四年（一四六三）の納帳では、応永に比してB様式の部分が飛躍的に増大していることを指摘し、そのことは大量の村内剩余生産物を惣に集中することを示すものであり、從来にまして惣機構を掌握する上層農民の富裕化を促進させるという。そして、応永以後十五世紀中期にかけての今堀郷内で顕在化する特徴が一点あげられる。第一点は鹿垣・用水

溝の建設、入会山・原野用益にかんする規制が惣によつてなされてゐるが、この中心になつてゐるのは上層農民であるといひ、第二点はこの時期に「村落の農業經營上で果たす役割」が小さかつた中下層民が商人化の道を志向し、これに対応して保内商人団の結集がなされて活動が展開され、中下層農民の安定化をもたらすという。そしてこの第一点について丸山氏は言葉を重ねて「莊園領主から獲得した免田を最大限に利用しつゝ、村内剩余を手に収め、村落支配者として村落構成員を支配する上層農民は、村落小領主ともいふべき存在になつてゐる。ただし、彼らの支配は惣機構に依拠し、みずから農業經營安定化の先頭に立つことによつて、はじめて可能になるものであり、農民的側面を濃厚にもつてゐる」と述べ、この上層農民の村落支配と中下層農民の商業活動とが、惣機構にいかに作動するかについて、第四章「「一五〇—六世紀の惣有田」」で言及する。

第四章では、寛正四年（一四六三）と永正七年（一五〇〇）の神田納帳を比較して、永正の納帳の特徴として、第一に十五世紀中期以降の惣の水利灌溉施設の整備の結果、畠から田への地目の転化が進行していること、第二にこのようないく農業生産の発展を背景として、惣による加地子得分取得田も増加してゆくこと、第三に屋敷が急増しており、それは中下層農民の社会的進出をあらわしており、これに対しては惣の規制が加えられるが、この傾向はいつそう進行するという三点を指摘する。

この三点の特徴をもつ十六世紀の莊園村落においては、惣規制の強化にあらわれてゐるような莊園村落秩序の強化と並行して、上層農民の六角氏家臣層への被官化にみられる莊園村落秩序の否定という激しい矛盾が顕在化しているが、六角氏は上層農民の被官化を通じて村落を掌握することができず、それは信長以後をまたねばならないと指摘している。

結論として丸山氏は、中世後期村落の「惣有田の存在は個々の上層農民に対しては領主化への発展を妨げ、村落的秩序のなかに禁縛する役割を果たす。それは惣村における合議制の発展にも深く関連しあう。上層農民は惣有田を把握する上で中・下層農民に対抗して結果を強めざるをえないし、そのために合議制は必然的にあらわれてくる。一方中・下層農民にとって、上層より管理把握されている惣有田の耕作権を獲得しない限り、みずから弱小経営の存続が不可能であるゆえに、惣有田を媒介として村落秩序のなかに禁縛される」とし、中・下層農民の商業活動も商業そのものが村落から未分離という条件下では、やはり中下層農民は依然として村落秩序に禁縛されたままであることを述べているのである。

以上、丸山氏の所論の要旨を紹介してきたが、石田善人氏の惣有財産にかんする論説をより具体化し、「上層農民は、惣有田を莊園村落秩序の中核にすえて惣機構を把握し、それによって村落支配を計っている」というシチューエーションを打ち出した意義はきわめて大きい。すなわち、惣ないし郷村成立の指標として惣有財産の存在が掲げられるに過ぎなかつた從来の中世後期村落史研究を、惣有田を媒介にして村落内部の上層農民と中下層農民との矛盾の展開の中に見直したという点で、丸山第一論文は今後の惣研究にとって重要な位置を占めることは間違いない。

一方、丸山第一論文を今堀研究の場に限定すると、先掲の脇田論文が指摘した神田納帳の史料的限界を克服するために、神田納帳が免田部分と加地子得分取得田との「性質の異なった二種類の耕地を内包していること」を再認識し、免田部分を(A)、加地子得分取得田を(B)として、前者の貢納率が後者に比して一率で低いことを指摘し、それが上層農民をふくむ村落構成員の農業經營安定化に大きな役割を果たしているとする。この指摘は神田納帳の「単なる数量的処置」を克服するための方向づけを行なったものとして、すなわち、数量的処置以外の史料的効用を追究したも

のとして高く評価することができる。

応永の納帳から寛正四年納帳への特徴は、(B)部分が大幅に増大しているとし、それは「惣の手に大量の村内剩余生産物を集中させることであるとするが、背景として十五世紀中期の惣による用水溝・鹿垣などにみられる農業生産を高める諸施設の建設、中下層農民の商業への従事（社会的分業の展開）によるかれらの「地位の安定化」をあげる点は妥当である。黒川直則氏の研究（「一五・一六世紀の農民問題」『日本史研究』七一号、「徳政一揆の評価をめぐって」『日本史研究』八八号）によつて、中世後期の村落の生み出す剩余生産物をめぐる莊園領主、在地領主、惣の争いが問題化されて以来、丸山氏はこれを惣内部の問題としてとらえなおし、剩余生産物を上層農民が掌握することによって惣機構を強化するとの考えを打ち出したのである。

つぎに寛正四年（一四六三）と永正七年（一五一〇）との神田納帳の比較から、畠から田への地目変更の進行、加地子得分取得田の増大、免田部分での屋敷地の増加（中下層農民の惣構成員化）の三点の指摘は貴重である。すなわち、第一の点については、私は先に佐々木第四論文を批判したように、荒野→畠→田への変化が得珍保や今堀郷の歴史を貫いている基本問題と確信しているがゆえに、丸山氏が畠→田の変化を「惣の手による積極的な農業発展への努力が積み重ねられていった」結果と評価した点は全く同感である。そして第三点では上層農民=屋敷持=「村人」、中下層農民=非屋敷持ということで、中下層農民の屋敷持化=「村人」化とする定式は、後で述べるように細部において若干の異論はあるけれども、屋敷地の所持、不所持を「村人」である、なしの指標としていることには賛成したい。

最後に惣有田の消滅にかんして、天正十一年と同十二年の得珍保今在家の検地帳における「堂社領」惣有田の抹消と再登録を、信長の施策と村人の抵抗の面から検討し、天正十二年に一度復活した惣有田が慶長の検地帳から姿を消

すという現実の論理的な説明にはかなりの説得力をもつてゐる評価するものである。

惣有田の問題を正面切つて取り上げ、中世後期村落の研究に多大の寄与をなした本論文にたいし、右に述べたような評価を行なつたが、同時に不鮮明な点も若干あるので、それについて少し述べておきたい。

まず丸山第一論文の核となつてゐる上層農民についてである。この上層農民が正確に規定されなければ、相対的な意味で氏のいう中・下層農民の何たるかもわからないであろう。氏の上層農民の規定については、具体的にふれた箇所はつきの三か所しかない。すなわち、「応永納帳(A)部分の耕作者一八名中一六名は殿敬称をつけられたり、村宿老であつたり、さらに鑑勧進の大口寄進者であつたりするよう、村落上層の者と推定され、彼らは(A)部分の六三%を耕作している」、「村内において上層を占めているのは『馬ノ衆』と呼ばれるグループである。彼らは今堀の新規開発の舞台になつてゐる散田の耕作の中核をなし、また鹿垣についても、その造成のために、四七人が全体を八丁に分割して受け持つてゐるが、そのなかで馬ノ衆は一六名で三六丁を占め、その比重は大きい」、「(A)部分での屋敷地の増大は伝統的な上層農民は屋敷地をもつてゐるのに對し、それをもたない中・下層農民が(A)部分に屋敷地を獲得して惣の構成員としての資格を与えられつつある状況を示してゐるといつてよい。これに対し、上層農民は正式構成員の増大による村落内秩序の不安定化を恐れ、『村人』以外に屋敷を与えない、という形で構成員増大を制限しようとしているのである」という記述である。これを図式化すると、上層農民＝「馬ノ衆」＝殿身分＝「村人」＝屋敷持＝宮座構成員となる。そして、延徳元年(一四八九)の村撫から「現實に屋敷を請けているのは上層農民であり、彼らはその屋敷をみずからの支配下にある小農民に与えていたのではないか」という記述もあるので、右の図式に加えて、上層農民は個別的に小農民を從属させていふことにもなる。また「先述のように村落や領主ともい

うべき存在」で「農民的側面を濃厚にもつてゐる」という記述もある。さて以上の丸山氏のシーケンスには大綱として賛成するものであるが、上層農民の惣における位置を強調するのあまり、富士構成員＝惣＝「村人」を上層農民に限定する考えには同調しがたい。結論的にいえば、建武四年（一三三七）十一月の起請文以来、今堀惣を構成するものは上層農民とは一概にいい切れない範囲の農民の参加があつたと考えている。丸山氏はこの起請文の交名に「『惣安王』等の旧名主的な名前が存在し」といることから、この段階では「旧名主の連合的な体制」を想定し、旧名主的な名前が「完全に姿を消し、農民的な交名が圧倒的になつてゐる」のは至徳元年（一三八四）の納帳だとしている。

この「惣安王」等を旧名主的な名前だとするのは、金本第三論文の「建武の起請文には、某太郎、某次郎の如き通常の農民交名の他に、惣安王・丹光主を始め、守次・平内入道・藤内・清内・源六の如き旧名主的な交名が多い」をうけているものと解される。金本氏・丸山氏が「惣安王」をどう解されたか明確でないが、「惣安王」は惣安主、つまり惣庵主であり、同じく交名にある「中安王」は中庵主であると考えられるので、旧名主的な名前とはいえない。金本氏の「丹光主」は丹先生の誤読であり、先生は春宮坊帶刀の長官を指す受領名であり、兵衛・衛門と同様に考へよい。この起請文で強いて旧名主的な名前といえは、守次と丹先生ぐらいであつて、その他は「農民的な交名」としていい。したがつて、十四世紀の前半には「農民的な交名が圧倒的になつてゐる」今堀惣の存在が考えられねばならない。

丸山氏は上層農民の惣における位置を強調すべく、享徳二年（一四五三）の鹿垣日記で馬衆＝上層農民が鹿垣造成者四十七人のうち十六人で、八十七丁のうち三十六丁を造成しているとし、馬衆の鹿垣造成に占める「比重は大きい」といっている。しかし、三十四ペーセントに当たる馬衆が鹿垣全体の四十一ペーセントに当たる部分を造成してい

るのであって、「その比重は大きい」とはいえないのではないか。そもそも鹿垣の造成は今堀郷の土地所有面積に応じて所有者が分担するという性質のものではない。鹿垣は「きとわきまで」十九丁、「中きり」「十五丁」、「下きり」四十二丁に番編成されている。道金（「」は坊の略記号）は木戸脇までの九番に二丁、下切の六番一丁を、下切の三番一丁を分担する道寿坊は同じく下切の十五番一丁を、木戸脇まで十番一丁を分担するツ衛門太郎が下切の十二番一丁を分担しているように、布引山系の麓地一帯に展開する麓地の三地域における所在とその地積に応じて丁数が配分されたものと考えられるのであって、金本第二論文の批判でも述べたように、四十七人が全今堀の農民を書き上げているものではないのである。したがって、鹿垣日記で上層農民の惣における「比重」を強調するのは数的にも無理があるし、また鹿垣日記そのものが、今堀農民の階層を正確に反映するものではないのである。

丸山氏は諸郷間の出入作が郷単位の村落秩序が確立されてゆく例として、至徳の神田納帳の免田部分の村外耕作者が應永納帳では「ごく少数に減じている」として次の表を掲げている。

年 度	村外耕作者数	そ の 面 積
至 徳 納 帳	一	八反二四〇歩
應 永 納 帳	二	一反一二〇歩

「至徳納帳」は「納帳」ではなく「神畠坪付」であるが、村外者（耕作者であるかどうかは不明）は一反柴原一郎三郎、一反小の柴原道阿弥、一反の布施殿、一反の布施左衛門三郎殿、二反の柴原法願、大の柴原のせ三郎二郎、大の左近三郎、半の今在家泉介、半の柴原七郎、三百分の柴原南殿、小の柴原又太郎、半の小今在家平内、小の蛇溝中せコ右馬太郎、一反小二十四分の柴原介三郎、一せまちの柴原一郎三郎の十五筆十四人であり、その地積は一町一反二十四歩と一畔である。また應永二十

三年の納帳では「今」の村外者は一段のフセ新殿、一段の中河殿、一段の布施殿、半のヘヒミン衛門一郎、大の中河殿、小のフセ大西殿、三百分のシハワラ与一郎、九十分のシハワラ藤三郎、半のヘヒミン孫四郎、小のヘヒミン孫三郎、半のヘヒ衛門一郎との、一段のヘヒ衛門一郎とのがあり、十二筆九人で地積は七反三百三十歩であり、丸山氏の表は

年 度	村 外 者 数	筆 数	そ の 面 積
至 德 神 崑 坪 付	一 四	一 五	一町二反二四歩・一畔
応 永 神 田 納 帳	九	一 二	七反三三〇歩

右表に訂正されねばならない。したがって、丸山氏のいうほど村外耕作者数の極端な現象はないということになる。

つぎに永正元年の座抜きの史料の評価についてである。丸山氏は十五人の農民の座抜きは「座公事」未進のためとしているが、「座公事」のみの未進のためとするのは正しくなく、惣構成員としての義務を完遂しない場合に座抜きがあるのであり、「座公事」が義務のひとつに過ぎないことは、先の仲村第一論文の紹介の項で述べたところである。ところで丸山氏はこの史料を「この時点、加地子得分取得田の増加に示される惣の経済的実力の強化を背景にして、神田耕作、座の支配秩序等諸方面にわたって惣の規制が強化され、それに伴って惣内部の上層農民支配秩序は急速に整備されていっている」事実を示すものとして掲げているが、むしろ、中下層農民の官座進出による旧来の上層農民の支配秩序の解体、官座成員の上昇・下降の現象を示すものであり、ここからもたらされる惣財政の悪化の建直し策が、永正元年十月七日の直物条目定書と同年十一月五日の直物次第注文であって、直物の規定を「上層農民を核

にした莊園村落内部の支配秩序の強化」のあらわれと見ることはできない。丸山氏の論旨は、中世後期の今堀郷では終始上層農民＝惣の中核として一貫しているが、私は中世後期の惣のあり方としては、「モウト」層の宮座成員化に典型的に見られる中・下層農民の進出を軸とする惣秩序の変動、宮座成員と宮座から疎外されている者との対立矛盾の展開として把握しなければならないと考える。なおいえば、永正以降の十六世紀段階では宮座成員＝「村人」層とそうでない「村人ニテ無物」との矛盾が尖鋭化しているとみるとべきである。

その意味で延徳元年の地下捷について丸山氏の座の構成員＝屋敷持農民とすることは正しいが、屋敷持農民＝上層農民と規定するのは正しくない。(イ)「惣ヨリ屋敷請候テ村人ニテ無物不可置事」、(ロ)「屋敷二分不可取事」の二か条は、「村人」と「村人ニテ無物」との対立を明確に示すものである。(イ)は欠所その他の理由で惣の管理するところとなつた屋敷を請けるのは「村人」に限定するとし、「村人ニテ無物」の屋敷持化を阻止しているのである。(ロ)について丸山氏は「(ロ)によると屋敷二分をうけてはならない、すなわち余分にうけてはならぬとあるので、現実に屋敷を請けているのは上層農民であり、彼らはその屋敷地をみずから支配下にある小農民に与えていたのではないか。(イ)はその際の規制条項である」(傍点仲村)という。傍点の部分は(ロ)の条項の解釈であるが、文意が不鮮明で氏の言わんとするところが理解しがたい。この条項は素直にとれば、屋敷を二つに分割して取ってはならぬということであり、惣が一つの屋敷には一人の「村人」をという原則をとり、分割による屋敷持＝「村人」の増加の抑止と考えるのが妥当であろう。しかし、この屋敷が惣屋敷の宛行か、「村人」の屋敷の相続にかんするものか明確でないが、(ロ)が(イ)の条項の次にあるところからすれば、惣有屋敷の処理と考えるのが妥当であろう。丸山氏の論旨がかりに正しいとすれば、上層農民がその屋敷地を自己の支配下の小農民に与えることへの規制ということになり、この上層農民の自己規

制は本論文における論旨と矛盾することになるのである。すなわち、村撫は上層農民の利害の直接反映とするのに、上層農民の都合の悪い条項を自らが規定していることに、右の引用文は帰着するのであり、ここからも私は「村人」の「村人ニテ無物」にたいする屋敷持規制と解したいのである。

最後に本論文の最大の疑問点にふれておこう。それは丸山氏の展開する論理の核にふれる問題であるが、丸山氏は随所につきのような論述をしている。すなわち、「惣有耕地からあがる貢納分は惣機構に集積されていくのであるが、このような大量の剩余分を手にする惣機構の強力さは明らかである」「(B)部分（加地子得分取得田——仲村）の集中は惣の手に大量の村内剩余生産物を集中させることであり、またそれによって惣機構を把握する上層農民の力を増大させることになる」というような論述がそれである。上層農民が低率の貢納額の免田を請作することによって村落支配者たる位置をより強化することは理解できるが、惣の手に集中された大量の村内剩余生産物は上層農民に分与されるのではなく、それは惣の諸行事、商業相論の費用、農業生産に必要な施設の構築、村争いなど惣行政のために支出されるのであると考へられるから、たんに上層農民の利益にのみ配分されるものであるかのよう丸山氏の主張は差控えねばならない。このような論理はやはり惣＝上層農民というシエーマの帰着するところであることは明らかであり、そのためにも惣の收支のあり方を具体的に分析することが残された課題となるであろう。

なお文書の誤読や脱字箇所が若干あるので指摘しておきたい。応永二十三年の納帳から(B)加地子得分取得田として掲げている、

堂林 元左近段
一反大 ノウヘ
神桑田アレ
一石六斗 元妙道
一段九十歩 又太郎作
山神クホ 今ハウチツメニ一石二斗

一せまち 西又一郎
元七郎太郎
菜畠得分一斗 麻屋田
一畔 左近殿
元藤内太郎
菜畠

は、次のように訂正しなければならない。

一段大 堂林 元左近允 ノウヘ	一段九十分 元妙道 山神クホ 今ハウケツメニ二石二斗
神楽田アレ 元七郎太郎 一せまち 西又二郎 菜畠得分一斗 菜畠	セマチ 元藤内太郎 一畔 左近殿 菜畠

また長享二年十一月四日の老人衆公事免除の定書の「右諸公事、指置分処、仍定処如件、又四人老人、此者拾口除畢」は、「右諸公事、指置申處、仍定處如件、又四人老人、武者指口除畢」と訂正しなければならない。納帳における「ノウヘ」、「元妙道」の「、」は、先掲の仲村第一論文にその意味を述べておいたので省略するが、「武者指口」とは年末詳の定書に「又武者ノ差口、夫之差口、手代之番者、一和尚、二和尚末代可相除者也」とあるのに通ずるものであり、この文書の読み落しが、誤読に結果したものと考えられる。

19 丸山第二論文「中世後期莊園村落の構造——今堀郷における村落共有田の形成を中心にして——」

丸山幸彦氏は第一論文につづいて、莊園制と惣村との連関性の追求が、中世村落研究に課せられた重要な問題であることを再確認して、惣有田＝村落共有田のあり方を考え、第一論文で得た結論である「莊園領主の権力は衰えても、この共有田を基盤とした莊園制的秩序は上層農民を担い手に在地において貫徹していく」という点をより具体的

に論証する。

丸山氏は第一章「今堀日吉神社文書について——研究史及び史料批判——」では、得珍保今堀の研究史を反省して、商業史の面からする研究は進展したが、農村構造の分析に視点をおく追求がなお遲滞していることを指摘し、脇田晴子氏による今堀日吉神社文書の分類が、(1)土地帳簿類および地券類、(2)対領主関係文書、(3)惣・宮座関係文書、(4)商業関係文書というように、(1)(2)(3)が今堀郷のみに關する文書、(4)が今堀郷を含む保内商人と他地域商人との争論文書との二種に大別していることにたいして、この分類では、得珍保と今堀との関係すなわち、莊園と郷村との関係が明確に区別されてはいないと批判し、脇田氏の分類を踏まえたうえで、次のように分類すべきことを提案する。

(1) 得珍保関係文書

(1) 莊園支配関係文書 (2) 野方散田関係文書 (3) 保内商業関係文書

(2) 今堀郷関係文書

(1) 今堀神田納帳 (2) 土地売券及び寄進状 (3) 惣・宮座関係文書 (商業関係文書を含む)

以上のように分類した丸山氏は、従来の研究史が、(1)群と(2)群文書の区別が明確でなかつたために、次の三点の弊害が起つたことを指摘する。第一点は、莊園＝得珍保の機構とその内部における今堀郷の位置づけが不明確のままで神田納帳の定量分析が先行したため、納帳の分析が頓挫している。第二点は、莊と郷との関係・各郷での農業生産発展のための闘いの内容などの解明を通じて明らかにされる中世後期村落構造へのアプローチがなされていない。第三点は、商業史的研究の進展にもかかわらず、商業と農業構造の有機的関連が追求されていない。

この三點の反省から、丸山氏は第一の点を中心をおいて論を展開するのである。

第二章「得珍保の構造——名・散田の構造——」は、「従来、今堀郷の分析はなされても、得珍保がいかなる形態の莊園であるかは全く追求されていない」という反省に立脚して、南北朝期以後に、従来、原野であった得珍保のうち下八郷の開発が進行し、莊園領主山門はこの開発に対応する支配体制を確立したと推定する。そしてその支配とは名体制と散田、免田制の整備である。丸山氏は得珍保名体制について史料的制約のために明らかにしえないとしながら、第一に近江国山門領莊園の奥嶋莊や菅浦莊の事例や、今堀神田に「借屋免」が確認されるところから、得珍保も奥嶋莊と同様に均等名的な構造をもつた莊園であると推定し、第一にこの均等名的な構造をもつ名体制は、名を基礎とする番編成をとるとして、得珍保では永和四年（一三七八）十月の山門衆議下知状に「名々管理之方百姓等」とあるところから、建武から永和にかけて番編成が行なわれたとする。第三には、得珍保の名編成には新開地の一部がとりこまれ、莊園領主の名支配の徹底さがうかがえるとともに、第四には、檀光坊名の耕地の散在性から、莊園領主の「名（番）」を単位とした支配が貫徹せず、地域的な郷村を単位とした支配を行う必要がでてくる」としているのである。

つぎに散田について、丸山氏はまず年末詳の得珍保野方下保今堀郷十禪師田目録が書式・内容より二つの部分からなっていることを指摘し、これらの部分が、後欠の嘉吉二年九月十七日の得珍保野方算田目録と、前欠の同年十月十九日の今堀郷神田注文に各々連続するとして、この時点で作成された帳簿はつぎの三点とする。すなわち、

- (1) 嘉吉二年九月十七日 得珍保野方算田目録
 - (2) 嘉吉二年九月十八日 得珍保野方算田取帳
 - (3) 嘉吉二年十月十九日 得珍保野方下保今堀郷十禪師田目録
- で、(1)と(2)との関係は今堀郷の散田を一日がかりで郷内の異地域を検査したものであるとし、これらの帳簿は名田に

関するものではないとしながら、農民の經營について、散田請作者の多くが零細であり、また全請作の一割にすぎない三反以上の請作者が三帳簿の全耕地の六割を請け「今堀郷内における上層と下層の対照をきわだたせていく」としている。そして莊園内部における名田と散田の比率については不明確だとしながらも、得珍保でも「番(名)に編成されていない耕地」＝散田の比率はきわめて高いとして、この散田を大量集積したのは「番頭に代表される莊園制内部の上層農民」であったと述べている。

そして第二章の結びとして次の五点をあげる。すなわち、(1)得珍保下八郷＝野方は十四世紀以後に急速に発展した莊園である、(2)得珍保は名一散田体制をとる番頭制莊園で、均等名を基礎として番が編成されていると推定される、(3)得珍保の番編成は保内で発展する郷とは無関係になされている、(4)得珍保の支配体制は十四世紀中後期に完成し、十五世紀まで安定して存続する、(5)得珍保の耕地中で散田の比率は大で、その大部分は番頭層＝上層農民によって占められていること、の五点が得珍保の特徴として掲げられているのである。

第三章「今堀における共有田の形成——免田を中心にして——」では、得珍保の中から「農民が主体的に作り上げていった」郷について、その形成を村落共有田を中心みてゆこうとするもので、「第一に共有田がいかなる事情のもとで誰の手によって郷に集積されていったか、第二に共有田の増加はいかなる形でなされたか、第三に共有田の存在によって規定された郷のあり方の特質はいかなるものであるか」という分析視角を設定し、その素材を第二章で錯簡を調整した嘉吉二年十月十九日の得珍保野方下保今堀郷十禪師田目録にとり、この目録所載の神田一町八反余のうち九反余が、同年九月十七日の散田取帳と同月十八日の散田目録の中に見出されるところから、「免田が散田の内部から形成されてくる過程を示している」とし、これは「郷という農民の結集体がその経済的基盤を散田内部に置いて展開

してくることを示す」と述べている。

このような免田獲得の主体について、丸山氏は目録、取帳から散田作人者階層構成を表として示し、上層農民の神田請作の比率が高いことを指摘する。そしてこのことは「各郷の上層農民が連合して免田を散田内部に獲得し、それを核にして中下層農民を郷に結集してゆく」のであり、免田獲得を可能にした条件は郷の新開活動にあるとし、この免田の増加は至徳年間以後には完全に止まるとしている。

つぎに郷に集積された神田＝免田の管理については、郷が絶対的な権限を有し、請作者のわりかえなどを含む耕作規制を行なったと述べ、第三章の結語として丸山氏は「得珍保内の十四の郷はおの郷社をもち、この郷社を中心いて宮座が作られており、郷としての結集を作りあげていくが、上層農民は郷社に附屬する神田として免田を獲得し、さらにその周辺に加地子名主職を蓄積するという形で、郷＝宮座の経済的基盤を強化し、それを媒介として小規模な名小作、散田請作を行なっている中下層農民を郷＝宮座に結集し、彼らに対する支配を強める。その点で農民層の番編成以外の耕地を中心とした活動の展開こそが中世後期の莊園村落が成長していく原動力となっている」としている。

第四章「今堀郷における共有田の蓄積——加地子名主職集積を中心に——」は、今堀郷神田（免田）が「郷の手による請作者の定期的わりかえなどが行なわれていた」ものと、たんなる加地子得分田との二種からなっているとし、前者が十四世紀半以後急速に増大し、至徳年間に頂点に達するのに比し、後者は十五・十六世紀にも増加してゆくとする。そして後者について百十八通の売券（寄進状）を表にまとめて次のようについて説明する。すなわち、第一に、今堀郷の加地子得分田の大量集積は一四四〇年代で、この時点は惣掲の制定にみられるように宮座を中心とした村落結合があ

はつきりとした姿を現わしてくる時点であり、六十年代で激減するのは寛正の大飢饉のためである。第一に寄進と売却とを比較すると寄進が多く、それは上層農民の寄進であり、上層農民は寄進を通じて共有田支配を強化している。第三に寄進、売却には作職と加地子名主職との得分と、加地子名主職のみの得分とがあり、得分を集積した郷はそれ自体が「相当大きな加地子名主職所有者」として現われる。そして郷への加地子名主職集積の意味について、今堀郷では上層農民と図師（在地領主）の集積の動向が競合しているとし、上層農民の集積は自己および郷へ向って行なわれ、郷への集積は「莊園制的秩序内部での郷の基盤をより強化するものであり、在地領主層の郷内部への浸透を阻止する強力な防壁となっている」と丸山氏は評価する。しかし、一方では在地領主層の加地子名主職の集積と農民の被官化も進行するが、農民の被官化は個別的（散り懸り）なものであって郷全体を支配することができない。その理由は「村落における共有田の存在を中心とした莊園村落秩序の強固な存在」にあるとする。

以上の結語として「村落共有田の果す役割」についてでは、丸山氏は第一に村落共同体の再生産には林野入会、水利に加えて、「神田などのかたちをとった耕地の共同所有」があることを力説し、第二には、神田は農民の再生産を保証するとともに、宮座＝村落秩序を維持し、上層農氏の村落支配を強化する役割を果たしているとして、近世村落はかかる莊園村落を打破したところから成立すると強調している。

以上、丸山第二論文を紹介してきたが、この論文の評価すべき点を列挙すると次のようになるであろう。

まず第一には、脇田論文の今堀日吉神社文書の分類を一步進めて、文書を得珍保関係文書と今堀関係文書とにより明確に分類したことである。この分類によって、従来、商業史の場においてのみ得珍保と今堀郷との関係が問題にされていていたが、両者の関係が莊園と村落という関係に置き直され、より多面的に両者の有機的連関が追究されることに

なる。

第二には、嘉吉二年九月十七日の得珍保野方算田目録、同月十八日の同算田取帳、同年十月十九日の神田注文、欠年の今堀郷十禪師田目録を検討し、神田注文の錯簡が算田目録と十禪師田目録に接続することを指摘した点である。この錯簡は発見後の文書整理の過程で誤って一つのものとされたもので、丸山氏の史料批判の鋭さを示すものとして評価される。指摘されれば当然と考えられるこの種の作業は、得珍保今堀研究にとって基礎的作業であるだけに、戦後の二十番目の研究論文で初めて明確化されたという重みは大きいといわねばならないであろう。

そしてこの作業を基にして、神田＝免田が散田の中から形成されてくること、また散田請作については散田面積の六割を三割に満たない請作者が占めていることなどを明らかにし、第一論文以来の丸山氏のシーケンスである、村落上層農民による莊園村落秩序の維持という問題をより補強している。

第三に、すでに赤松俊秀氏によって明らかにされている寛正の大飢饉が大浦莊に与えた種々の影響から、この問題を得珍保で検討し、寛正四年（一四六三）十二月十一日の名主百姓等言上状から、岡師＝在地領主と上層農民との対抗関係を想定し、両者の競合の中に十五世紀の莊園村落の矛盾のあり方を見ようとしているのは、従来の得珍保今堀研究を一步進めるものとして評価される。

以上、丸山第二論文が従来の得珍保今堀研究の批判の上に立って、今後の研究に大いに寄与すると考えられる諸点をあげたが、つぎに問題点、疑問点を指摘しておきたい。

第一には、丸山氏が得珍保ないし今堀郷は均等名的構造をもち、均等名を基礎とする番編成＝番頭制がしかれていたとする点である。そしてその成立を十四世紀中期以降であるとしている。この均等名、番頭制の存在は、青蓮院領

近江国奥嶋荘の均等名、畿内とその周辺の荘園における番頭制から推定したものであり、丸山氏のあげる唯一の得珍保関係文書は永和四年（一三七八）十月の山門衆議下知状の「名々管理之方百姓」（丸山氏のこの読みは「名々管領之方百姓」と訂正ざるべきである。「管理」とはあまりにも近代的用語ではないか）のみであり、これのみをもって番編成があつたと考えるのは、いささか早計すぎはしないか。確かに畿内とその周辺の荘園においては、丸山氏の指示するように均等名、番頭制の社会経済的条件は存在するが、この状況証拠と「名々管領之方百姓」の語からだけでは、どう考えても不充分といわざるをえない。丸山氏はこれを補強するために、建武二年（一三三五）十一月の岡師支配状に今堀神田に關して「借屋免」とあるところから、この免は渡辺澄夫氏によると均等名的な構造をもつ荘園にあらわれるとして、この「借屋免」を手掛りに得珍保が均等名的構造の荘園とするのである。たしかに渡辺氏は均等名形成の前提として、「名田の均等化と平行して、均等な在家役（事実は均等名役に含まれる）に応ずる屋敷及び附屬園地の均等化が行われたであろう」とし、その具体的措置のひとつとして「本来の自己」の名田を有しなかつた農民の中には、単に在宅ないし間人として存在したものや、新來の百姓もあるう。これらは名主屋敷に脇住（脇在家）として居住したが、或は庄園領主から田屋を借用する形態をとつたのであるまいか（旧版『畿内荘園の基礎構造』三八五ページ）と述べ、畿内と周辺の荘園における「カリヤソン」「借屋給」「カリヤ」「借屋損」「借家」の用語例をあげてある。しかしこの支配状の場合は、今堀、小今在家、今在家などに散在する神田の地積とその請人を書き上げたのち、

已上四段内

三段借屋免
一段御神樂

と記され、これを公文、岡師の莊官が免田として承認しているのであり、これは神田に関するものであつて均等名とは全く關係がない。借屋とはこの場合「仮屋」であり、仮屋とは「祭礼のとき、神輿を本社から移し、仮に安置して

おく建物。御旅所」（小学館『日本国語大辞典』「仮屋」の項）であって、借屋免＝仮屋免とは右のような建物の修築管理のための費用を賄うために年貢を免ぜられた田地であり、これが「御神樂免」とともに免田とされているのも神社の施設のひとつとしてあることによるものであって、借屋免の存在を均等名莊園の特徴にあげるのは見当違いといわざるをえないものである。

また得珍保を番頭制莊園とすることについても、これだけの惣有文書の中に「番」「番頭」の用語が見当たらないことを、丸山氏はどのように理解されるのであらうか（享徳二年四月二十一日）の鹿垣日記において、鹿垣の区画を三つに分け、各区画の内部の鹿垣造作分担に番号を付していることが、「番」という語使用の唯一の例である）。今堀日吉神社文書中の「名」関係文書を検討すると、得珍保ないし今堀では十四世紀半以降、名体制は解体過程を辿っており、「名」は地名化したり、農民のたんなる占有を表示する語になつてゐるのであり、本来的な「名」の姿を残していゝものには「名々管領之方百姓」（永和四年）、「新開下地自当年各々名令支配了、然上者野方・田方名主百姓等可得其意者也」（年未詳）からうかがえるものがある。しかし、このような「名」も解体過程にあり、ここにう「名主百姓」とは莊園村落の基本的構成員＝年貢負担者として莊園領主に把握されているものであつて、それ以上の性格を付することは牽強付会ではなかろうか。そのほかでは、山門や太郎坊（成願寺）や石塔寺などの供僧の給名のごときものか、あるいは公方年貢、御服年貢はじめ雜公事を負担する「カチヤ名」の類の「名」が若干十六世紀後半まで遺存したのであって、いわゆる均等名体制の「名」は存在しないと考えられる。

したがつて、「名」や、「名」を番編成にくみこんだ耕地に対する散田の存在は、丸山氏のいうように得珍保の中で位置づけられないのでないのではないか。つまり、名一散田体制を軸にした番頭制莊園とはいえないと思うのである。

第一に丸山氏は散田という歴史用語を嘉吉二年九月の算田目録、算田取帳の「算田」から採用していることである。つまり、これら一帳簿を氏は「散田取帳」「散田目録」と置き換えたり、また文安四年七月二十七日の山門衆議下知状の「嘉吉二年算田新開」という句を「嘉吉二年算(散)田」というように「算田」=散田と理解している。しかし、この場合は素直に田地の算用、集計と考えるべきである。「嘉吉二年算田新開」にしても「嘉吉二年に行なった新開田地の算用」と理解すべきであり、したがって、名田に対する散田の存在を算田の語から安易に引き出すことにたいして疑問を禁じえないものである。

この算田を散田とした丸山氏は、神田と散田が密接な関係をもつていて、嘉吉二年十月十九日の十禪師田目録の一町八反のうち九反六十歩が「散田」目録・取帳に見出されるとしている。しかし、丹念にみると、一町八反余は全て算田目録・取帳の中にあり、算田目録・取帳は十禪師田を含む田地部分十三町六反余を算用したものではないか。そして一町八反余の十禪師田は神田の中核を占める今堀惣が請作者を指定することができる免田部分のいわゆる惣有田をぶくむものであると考えるのが妥当である。この算田目録・取帳から約二十年後の寛正年間の神田納帳では八町四反余のうち、他郷に存在する九反余を差引いて七町五反余があることが確認されているが、嘉吉年間には免田としての神田一町八反余と年貢徵収の対象となる田地十一町八反余のあつたことが推定されるのである。この神田は丸山氏のいわゆる散田のみならず、たとえ名田であっても加地子得分を十禪師社に寄進しているものであれば、その耕地積と請人を書き出したものと考えられる(永祿九年の今堀郷十禪師田畠年貢目録帳には八日市南にある中野左近二郎名と同左近太郎名が神田畠とされていて、それはまた算田目録の中に六筆六反二百七十歩の佃が算用されていることでも、「散田」のみを書き上げたものではないとの証左となる)。太閤検地時の田畠屋敷約五十四町五反の地積よりする

と、嘉吉二年の算田部分は今堀郷田畠の三分の一を占めると考えられる。そして寛正以降の神田納帳と比較すると、神田集積の実態が判明すると考えられる。

以上、述べてきたところから、嘉吉二年の算田目録・取帳は今堀の散田を書き上げたものではなく、免田と加地子得分を徵収する神田と年貢徵収の田地を算用したものであるとしたいのである。

第三には丸山氏が強調する今堀郷への加地子名主職の集積の歴史的意義についてである。氏は加地子得分＝余剰生産物をめぐる在地領主＝図師＝代官との矛盾のあり方がふれられていないことと、郷への加地子名主職の集積の内容について、それが何に支出されているかが不問に付されたままになつていることが問題として残る。すなわち、丸山氏は郷への得分の集積が「在地領主層の郷内部での加地子名主職集積及びそれに伴なう被官化の進行をおさえ、さらに郷内部の上層農民層の加地子名主職集積の展開を莊園制的秩序の枠内におさえ、全体として莊園制的秩序の内部での郷（村落）の発展の支柱としての役割を果すものといえよう」と評価しながら、最盛期には十町前後あつた神田畠からの得分の行方について、また十津師社諸行事に村人が拠出する米や錢の支出についてはふれていないのである。換言すれば、集積された得分が誰の手で何に支出されたかということである。もちろん、宗教行事ないしその施設の維持に宛てられていることは明確であるが、それだけで完結しているのかは不明である。この追究こそが惣の構造を解明する手掛りとなるものである。

以上の三点が疑問点であるが、小さな問題ではあるが看過しえない箇所を若干指摘しておきたい。

まず丸山氏の引用史料に誤読や読みおとしがある。算田取帳の冒頭を引用して、

卅歩 神田 衛門二郎

大卅分 同 藤内

としているが、

大卅分 神田 衛門二郎

大卅分 同 藤内

と訂正しなければならないし、甚しい例は、氏は本文中に引用している文安五年十一月の山門衆議下知状を「今堀之新開一段半廿歩之事、為十禪師神田之由、歎□之間、永代閑者也、仍執達如件」（傍線仲村）とし、次のページで引用している全文では「今堀郷新開一段半廿歩之事、為十禪師神田之由、歎申ひ間、永代閑者也、仍執達如件」（傍線仲村）としている。後者が正しい読みであるが、何故にこのような引用の差違が生じるのか不可解といわねばならない。

つぎに丸山氏は寛正の飢饉による得珍保への影響の大きなことを指摘するために第五表を作成し、一四五〇年代まで盛行していた今堀郷への加地子得分の集積が一四六〇年代に「極端に減少している」として、一四六一年（寛正二）から一四七〇年（文明二）までの寄進・売却は、寄進が二筆一反百八十歩で、売却はなしということになっている、しかし、この期間の寄進状・売券をあげるとつぎのようになる。

- 1、寛正二・一・十八 今堀茶屋右馬一郎畠売券（惣宛？）
- 2、寛正四・十一・二 今堀元邦畠寄進状（十禪師宛）
- 3、寛正六・八・十四 茶屋虎女畠寄進状（福城寺宛）
- 4、文正元・十一 柴原西村兵衛四郎田売券（刑部次郎宛）

5、寛正九・十二・十五

永真畠売券（今堀神畠）

6、文明一・三・二

真乘畠寄進状（門上資料）

7、文明一・十

河井成願寺頬慶田売券（鯰溝丘衛宛）

8、文明一・十・二十二

盛新菜畠売券（右近二郎宛）

これによると、2・6は寄進状であり、5は宛名を欠くが端裏書に今堀神畠とあり、1は惣宛と推定されるので寄進状二通の一反半、売券一通の一反半の計四通の三反で、一四五〇年代の七通、三反六十歩・三畔・一所に比して一四六〇年代に「極端に減少」しているとはいえず、寛正飢饉の影響を寄進状や売券の点数で強調するのは少々無理ではあるまい。

また丸山氏の計算には若干の誤りがあるが、計算違いはそれとして、史料批判が足らないことに起因する計算違いがあるので指摘しておくと、丸山氏は第二章注²⁵で算田目録の実面積を六町四反二百四十五歩としている。それは目録中の次の部分の△印を考慮せずに計算したものである。

百 分

馬 二 郎

三百 分

衛門二郎

百 分

馬 二 郎

三百 分

衛門二郎

これは目録作成者が誤って馬二郎、衛門二郎の請ける田積を二度書き上げ、それに気付いた作成者が重複部分を抹消するため△印を各田積に印したのである。したがって、実面積は六町三反二百五歩に訂正しなければならない。こ

の他、保元二年の有名な偽院宣を「保安年間の院宣」としたり、寛正四年十一月十二日の得珍保名主百姓言上状案の一部の「切半八百余石ヲ返弁可致由堅仰候」の引用は、正しくは「切米八百余石」であり、あるいは校正ミスと考えられるが「半」と「米」とでは意味内容が大きく異なつてくるので、史料引用に誤りないように願いたいものである。

20 黒川第二論文「中世今堀商人に関する一つの史料について」

黒川第二論文は、金本第二論文が黒川第一論文の指摘した年末詳の保内今堀郷商人交名の年代を享徳期を寛正期とすべきだと批判したのにたいし、反批判を加えて、金本氏の寛正期説を再検討し、「わたくし自身、人數の多少だけを理由にして、A（年末詳 保内今堀商人交名……仲村）が享徳期のものであることを強調し、金本氏の見解を否定しようとするわけではない。西暦でいえば、享徳年間は、一四五二—五五年であり、寛正年間は一四六〇—一六六年であつて、時間的にそれほど差はない。両年代における最大の時間差は、享徳元（一四五二）年—寛正七（一四六六）年の一五年であり、最小のそれは、享徳四（一四五五）—寛正元（一四六〇）年の六年に過ぎない。（中略）金本氏の推定とわたくしのそれとの間には、時間的にいってそれほど差があるわけではなく、十五世紀中ごろということでは、むしろ一致している。金本氏の個別的な検討は、結論的に、わたくしの推定を補強している。今堀商人の実態を分析するうえにおいて、絶好の史料といわれるAは、時期的に、十五世紀中ごろのものとして使用すればよいのであって、なにも金本氏のように、大上段に構えて寛正期あたりと断定する必要はないよう、わたくし自身には思われてならない」と結論する。

この金本正之氏の寛正期説にたいする批判は、黒川第二論文が発表される一年以前に、仲村第一論文が行なつたの

であるが、それとほぼ同じ方法で黒川氏第一論文が批判したのである。したがって、ここでは黒川氏の金本批判の詳細は省略することにするが、この論文は仲村第一論文が発表される直前に『日本歴史』に投稿されたものであり、偶然にも金本第二論文にたいし同じ批判をもつていたものであり、黒川氏は金本氏の痛烈な批判をうけた当人であるだけに、この点をあえて強調したのである。

21 仲村第二論文「今堀日吉神社文書雑考」

仲村第二論文はまず得珍保・今堀研究が長い研究史をもち、とくに戦後の中世社会経済史の発展のなかで多大の素材を提供してきたにもかかわらず、従来の研究が得珍保ないし今堀の基礎的問題を充分におさえていないとして、一例として太閤検地時における今堀村の石高、田畠や屋敷地の面積が未確定である点を指摘する。そして、それは今堀日吉神社文書の検地関係史料の史料批判が不充分なところに起因するとし、あわせて影写本に収録されていない多数の近世文書を利用すべきことを提言する。

次に脇田論文が「商業関係文書が何故今堀郷に、正しくいえば、今堀日吉神社に、保管されるにいたつたか、その理由は明らかではない。今堀十禅師日吉社が、保内商人の団結の紐帯となつたという証跡も得られない」とし、「ただ一つ考えられることは、……ある程度保内商人中において、今堀商人が有力であったのではないかということを推察しうるのであるが、その事実から、保内商人共同の文書を今堀商人が管理し、それが今堀郷惣の共有文書の中に混入されたものと考えるか、またはそれぞれの各郷の商人が、重要文書の写しをもつていて、偶然に今堀郷のものが残されたのではないかと考えるか、そのいずれかであろう」と、今堀日吉神社に商業関係文書が保管されるにいたつ

た経過についてふたとおりの推測を示したことを行つて、永正十五年十二月二十一日の南郷諸商売定書案、年未詳の四郷定条目案、応永二十五年四月十六日の両村神主等連署請文案の検討から、保内下八郷と称される郷々のうち、南郷・下四郷の商業事務を今堀庵室・今堀十禪師社・今堀日吉神社がしている事実を明らかにし、ここから保内商業関係文書が今堀日吉神社に保管される必然性を明らかにしている。そして庵室は今堀郷神仏田年貢の納所でもあることが、延徳元年の今堀地下掟書の第一条から明らかであり、今堀庵室の果たしている役割の一端を指摘している。

最後に近世文書のうちで、年未詳八月十一日の上四郷から今堀郷惣中に宛てた、大洪水による大井の損壊復旧のための合力要請の書状、慶長七年十月二十四日の東右衛門等七人が今堀惣中に宛て、芝居興行について地下中の掟を破つたことについての訖状一札、寛保三年二月六日に今堀村彦根方、仙台方の庄屋、肝煎四人が字式ツ池上の荒地一か所を宮田として開発することの申請を御宮衆宛に行なつている一札の三点を紹介し、近世文書が中世文書の中の不明点を明らかにするものとして、近世文書紹介の必要を強調している。

仲村第二論文は南郷・下四郷を中野、今在家、今堀、蛇溝に当てているが、上四郷に含まれる村の問題について、また從来の得珍保、今堀研究が無批判に受け入れてきた保内上六郷、保内下八郷という語彙についても、その出典を洗い出して再検討する余地があるのではないかと考えられる。この問題について今堀日吉神社文書の中から解答を引き出すことのできる史料はないが、かつて得珍保を構成した今堀以外の村々の文書を探訪、検討する必要が緊要であると思われるるのである。

22

丸山第三論文「近江国得珍保野方諸郷における農業生産のあり方」

丸山第三論文は第一、第二論文で惣有田を問題にしたのと趣を異にして、保内諸郷のうち今堀郷における農業生産の特質を問題とする。

まず「今堀郷における農業生産発展の特質」において、丸山氏は今堀郷の耕地を三形態に類別する。まず第一は畠地であり、畠地は今堀郷全耕地中で大きな比率を占めている。第二には「基本的に畠地であるが、水田化も一定程度進んでいるという耕地」である。畠地が水田となり、また畠地になるという不安定な地目で、時には「畠田」と表現されるような耕地であり、この不安定な耕地を今堀日吉神社文書の売券では「浜下」と表現しているといい、山城国革島荘の井料関係史料から、「浜下」が「井料の一種であり、不安定で水を十分に供給しえないような原始的で貧弱な給水設備利用の対価として支払われるもの」と述べている。第三の耕地は基本的には水田であるが、常に畠地になる可能性をもつもので、史料的には「田時三百歩、畠時一反卅歩」と表現されており、灌漑が不完全なため、このような条件下の水田は、「耕地全域ではなく水の及ぶ範囲での粗放な生産性の低い水田化であり、なおかつ畠地への転化の可能性をはらんだ耕地」である。しかし、第二の畠田よりは安定度は高いとされている。第四はいちおう安定した水田で時代とともに次第に増大の方向にあるものの、全耕地に占める比率は小さいとされている。

以上、四つのタイプの耕地、(1)畠地、(2)畠田、(3)不安定水田、(4)安定水田が中世後期今堀郷の耕地形態であるし、十四世紀から十六世紀にかけての耕地変動の方向としては、一つには畠地の空間的拡大と、二つには(1)→(2)→(3)→(4)のような畠地の水田化という、いわば耕地の量的拡大と質的深化である。そしてこの動向について、丸山氏は「今堀

郷の耕地の水田化およびその安定化にとって鍵となるのは、これら池井戸溝の造成とその保全である」とし、そのための農民の水利確保のための努力と水論がこの期に特徴的に見られるとしている。

つぎに「野方諸郷の農業生産活動」の章では、つぎの三点が指摘されている。すなわち、第一に十四世紀以来、畠を主とする新開が進行していること、第二には畠地の田地への転換が行なわれていること、第三には造成された田地は不安定で畠地へ逆もどりする可能性があることの三点である。そして野方の諸郷においては、十六世紀末にいたるも畠地の占める割合は「圧倒的に高く」なっているという。

最後に「畠地・山野における商品生産の進行」では、第一に野方諸郷の畠地での生産物と、第二に諸郷入会地利用の問題に言及する。そして前者については、近世初頭の史料から茶、桑、柿などの商品作物が優位を占めているとし、これは中世にも溯元しうるとし、中世には豆、雜穀類から茶、桑、柿への作付転換が行なわれたと述べている。また後者については、藤きり山と蒲生野をとりあげ、藤きり山については黒藤という商品生産の場として、蒲生野については野方諸郷における水田化の進行と平行して肥料＝茹敷の増大から重要性をもつものとしている。

結びに丸山氏は中世後期の野方諸郷の農業生産活動の特徴を、つぎの3点に要約している。すなわち「(1)畠作の比率が大、(2)水田造成およびその安定化への努力、(3)畠・山野における商品作物生産の努力。このうち野方諸郷農民の生産力発展のための闘いの中心にすえられたのは(2)である」とし、そしてこのような動向とあいまって商業活動の積極化の中で、「小農民の自立化傾向の促進がかちとれた」と述べている。

以上の丸山第三論文は、保内野方諸郷の農業の特徴をまったく鮮明にしている点で高く評価しうるものである。熊田論文以来、数多くの論文が報告されてきたが、これほど明確に保内農業の特徴を指摘したものはなかつた。先に私

は佐々木第四論文の行論について批判したのも、丸山第三論文の意図するところに同意しているためであった。すなわち、佐々木銀弥氏は永和四年十月の山門衆議下知状案の「野方畠成田新開」の解釈について、田地の畠への転換としたが、この解釈は保内農民の嘗々たる農業活動を理解しないものであると、私は批判したのであった。畠の水田化が中世後期の保内野方農民の最大の目標であるのに、水田をわざわざ畠に「新開」するものはあらうか。従来の保内今堀研究にともすれば右のような誤りを犯す場合があったが、その点で丸山第三論文が保内農業の基本的特徴を明確にした意義は大きいといえる。

丸山第三論文の趣旨については、全面的に賛成するものであるが、そこに引用されている史料の解釈に異論があるので、そのことのみを指摘しておきたい。

丸山氏は野方の農業について耕地の不安定性を証明するものとして、延文四年十一月十四日の法師丸畠地売券に「此畠地ニ三年一度はまくたし候へく候」とあり、同六年三月十日の道仏畠地売券に「争申村公方ハ三年に一度ハマクタシ有是」とあり、応永十四年十一月十日の衛門三郎田地売券に「三年一度之浜下作シキ」とあるのについて、「はまくたし」「ハマクタシ」「浜下」を井料の一種と考え、山城国革島莊の例から「三年に一度井料を払えばよい」不安定な耕地と推定したのである。しかし、衛門三郎の田地売券では、田地大二十歩は今堀社前にあって、売却の付帯条件には「毎年得分八斗、御賣舛円斗カキ也、公事米廿五文、公方二斗三升、三年一度之浜下作シキ可沙汰物也」とあり、衛門三郎は加地子得分八斗を幸福庵に売却したが、公事米、公方年貢の納入、三年一度の浜下は作職所有者=衛門三郎が勤仕することを明記したのである。浜下とは丸山氏のいうように「井料の一種」ではなく、一種の年貢搬送夫役とするのが妥当であり、坂本への積出しのための港、恐らく湖岸の薩摩か八幡あたりまでの搬送夫役であると推

定される。したがって、「浜下」を「井料の一種であり、不安定で水を十分に供給しえないような原始的で貧弱な給水設備利用の対価として支払われるもの」との理解は訂正されねばならぬ。

また今堀郷の耕地のうち安定した水田の例として、永和四年三月の蛇溝沙弥道性・右馬太郎田売券をあげ、「この耕地は、南と北を溝で限られ、東が堤で限られている。又、『井料下地一所別在』とあるように、水については井戸を確保し、南北両方に溝をもつといふめぐまれた条件にある」と丸山氏は述べている。いまその売券の一部を引用するところのようである。

合半三十歩者 又井料下地一所別在、可出二升、但直米陸石請取了、

在得珍保柴原郷之内字講力谷在之新田也、

四至

限東堤

限南溝

限西破塚介太三郎田

限北溝

この田地の所在は今堀郷ではなく隣郷の柴原郷である。しかし、講力谷は今堀郷の高谷に連続しているのではば同一の地理的条件としてよい。その条件とは、布引山の北端の東側の山麓にあり、山の湧水ないしは湧水を貯水する池よりの引水による灌漑田地であり、嘉吉二年十月五日の学頭代の今堀郷高谷百姓中に宛てた下知状にもあるように、その時点では既墾地、新開で年貢納入地、新開で年貢免除地などに区別されている田地で、十五世紀前後からの新開田である。この売券にも「新田」とあるのは、このような事情を物語っている。したがって、丸山氏が安定耕地としてあげるはふさわしくないと考える。まして溝が南北両方にあるからといってかならずしも安定した耕地とはいえないのである。それに「井料下地一所別在」とあるのを、この地で「水については井戸を確保し」というのは間違いで、

この地に井戸があるかないかを示す文言ではなく、井料＝灌漑のための費用を負担する下地が半三十歩のほかにあり（半三十歩に別の下地が属している）、そのために二升を納入するという付帯条件のあることを記しているのである。以上の史料解釈から、安定耕地の例としてこの売券をあげるのは不適当であることを指摘したいのである。すでに言い尽されたことであるが、農村の問題を史的に把握するためには、まず現地の耕地のあり方を見聞するのが当然の務めであろう。

23 仲村第三論文「中世における偽文書の効用」

仲村第三論文は、中世社会における偽文書のもつ効用を明らかにすることを目的にしたものであり、その例として近江国得珍保の後白河院の院宣、紀伊国荒川荘の美福門院の院序下文、丹波国山国荘の後小松天皇綸旨をとりあげ、これらの偽文書の成立する背景と偽文書自体の効用を具体的に追究しているが、ここでは得珍保の後白河院院宣に關する部分のみ紹介しよう。

保元二年十一月十一日の日付をもつ後白河天皇の宣旨といわれる文書は、今堀日吉神社文書の中では「院宣」ないしは「宣下」と称されているが（後白河天皇はこの日付の時点では天皇位にあるから「院宣」とはいえない）、この文書が保内商人の商業権の支証として相論の場にもち出されている例としては、寛正四年から六年にかけての横関との呉服相論、文龜元・二年の島郷横関、馬淵における呉服相論、享禄二年の五ヶ商人との九里半相論などがある。これらの相論で莊園領主、守護は一貫して保内商人側を擁護しており、その根拠に「院宣」以下の支証が使用されているのである。この「院宣」が使用されたのは、応永二十五年八月二十一日の石塔寺小里神人中に宛てた山門衆議下知状案に「就

塩・海草商売之事、小里之土民等構無理之新儀、及保内売買之違乱、背勅許、違法度云々」があり、この「勅許」が「院宣」に該当するのであって、したがつて「院宣」の作成時点はこの相論から近い段階で十五世紀初頭と考えてよいと推定している。

この偽作「院宣」を根拠に商業圏を拡張してゆく保内商人に対して、従来の権限を侵害される側の商人たちは、「商賣道の古実」「古実古法」こそが「院宣」や「山門之御下知」に優先するという論理で対抗するが、莊園領主や幕府、守護の庇護をうけている保内は、対抗を排除して各地に進出してゆくのである。

保内商人は「院宣」を偽作して新市場の獲得に努めたが、偽作文書はたんに「院宣」にとどまらず、たとえば応永三十三、三十四年の小幡商人との呉服相論に保内商人が提出した貞和元年三月二十日の長野・甲良・平方の三市奉行の得珍保塩売人中宛の沙汰状はじめ、応安七年六月の三通の八日市庭用途請取状は保内商人が進出した市場ないし地域で、過去において売買の実績のあることを証拠立てる偽作文書であり、その限りで保内商人といえども、「商賣道の古道」「古実古法」を尊重しなければならなかつたのである。

偽の「院宣」は保内商業にとって絶対のものであるが、これにたいして、保内商人に対立する小幡商人は暗にこれが偽文書であることを指摘しており、保内の領主である山門も「院宣」に不審を抱いているのであり、この事実を承知しつつ、六角氏が保内商人の特権を認め保護を加えた理由は、領国内流通経済の掌握と馬匹調達という軍事的要請にあつたと推定される。

天文二十年の伯樂（博労）相論の中で、保内商人は後白河院より「宣下」を頂戴する経緯の伝承を記しているが、この伝承から類推すると、保内は蒲生野一帯の牧の莊園化したものであり、保内のもつ牛馬の優位性が中世後期の近

江の他商人を圧する一要因があるという。そして六角氏が天文末年に城下石寺に樂市を布告し、旧来の座的特權の徐々なる解体を手がけたさい、保内商人としては、「院宣」にまつわる由緒を強調して、伯楽商売や諸商売の特權の永続を訴えねばならなかつたのである。

以上が仲村第三論文の今堀日吉神社文書に登場する「院宣」「宣下」の成立と、それが商論の中でいかなる効用をもつかについての論述の概要であるが、この中で触れていない偽文書も若干存在するのであり、今後、今堀日吉神社文書中の偽文書総体の作成意図を具体的な諸事件にかんして充分吟味する必要がある。また偽「院宣」の正文が今堀日吉神社に神宝として所蔵され、信仰の対象として現存しているのであるが、保内商業関係文書が何故に今堀村に残存しているかという問題を解く鍵がここにあると考えられるのであって、この点を充分掘り下げるべきだと自省している。

24 中村論文「土地売券の一場合」

中村論文は古文書学の立場から、土地売券の作成経過を売券そのものに語らせるという方法を採用する。その経過は「土地を売却したい人から頼まれて、売券を、ともかく作製して売却人の花押をも取つておいて、買取人を探し歩き、それが求められた時に、用意してあつた売券の然るべき場所に、買取人の名を記入する。売価も、その時に決定する」とし、その売買について周旋業者の存在を想定している。そしてその例を今堀日吉神社文書に求め、至徳二年五月十日の泉介昌地売券、応永二十年二月のけんくう房田地売券、永享七年四月一日のコウタウ衛門太郎昌地売券を紹介し、直錢額の請取を記入した文字が異筆であることを指摘する。そして、このような事例を今堀日吉神社文書中

の売券百一通を図表化し、買取人の氏名が売券の筆蹟と異筆であるか、同一筆であるかを丹念に調査し、そのうち三十二通に異筆の買取人の名前があることを明らかにした。

これらの売券の日付が十一月と十二月のものが四十三通もあるところから、年末の金銭関係の整理が「昔からの風習」であること、また買取人が惣中や講中である場合「惣中とか弓講衆とかの名において一時的に金銭なり米穀なりを貸与してやり、不日、その売却人が立直った日には本錢返のような便法によって、売却物件を、その売却人に返却したものかも知れること」を、考えておく必要があろう。自ら考案せられた村人相互共済の組織があったことは、言うまでもないから」と示唆に富んだ指摘がなされている。

売券の異筆についての指摘は、従来の得珍保今堀研究では全くなされていない。それは研究が、影写本や写真によつてなされているという、ある面では不可抗力の点もあるが、しかし、史料学の基本にふれるべき中村直勝氏の指摘は肝に銘じる必要がある。私自身の乏しい経験であるが、近世地方文書の借用証文で、金額、借主、年月日の空白になつたものを滋賀県八日市地域の今堀付近の村々で見ているので、この指摘はとくに感銘を受けた。しかし、このような売券の存在から、「土地売買の周旋を専業とする業者」＝「周旋業者」の存在を想定するのは疑問である。周旋人の存在は想定できるが、「周旋業者」とするのは、証明の手続きが短絡すぎはしないだろうか。

以上、二十四編の論文を紹介し、研究史の流れの上で評価できる諸点および批判点を指摘してきたのであるが、戦後、一九五〇年の熊田論文以来、現在にいたる得珍保今堀研究について、私なりの受けとめ方ないしは課題ともいべき問題を記し、今後の研究の指針としたらと思うのである。

第一は、この研究が六十年の歴史をもつわりには、基礎的な作業が十分になされていないことである。すなわち、年未詳文書の年代推定や文意不明箇所の解説がきわめて不十分なままに研究が展開されている。また近時、丸山幸彦氏などによって錯簡文書の連結が試みられ、それによって研究が新局面を切り開いているが、たとえば、永禄九年十二月吉日の今堀郷十禪師田畠年貢目録帳（三一七号）のこときは、文書整理の過程で不用意に順序を誤まって貼継がれた典型であるが、これとてもいまだにそのまま放置されているのである。

第二に得珍保の一部の地域的結合を示す語に「下四郷」「四郷」（二七一、二六四号）があるが、前者は保内冲野の会の野草苑場の紛争に登場、後者は保内商人が商売に出発するさい、庵室に百文の納入を規定している主体である。この両者は同一の惣連合を示す用語であるが、具体的にいかなる郷の集合体であるか判明していない。この件について影写本となっている今堀日吉神社文書からは確定することは難しいが、影写本になつていな近世文書や周辺の保内各村の中・近世文書から確定できる可能性があり、今後の史料探訪の課題のひとつがある。この「四郷」という用語の概念が明確にされていないことにみられるように、得珍保今堀研究には解決すべき初步的问题が数多くある。これらは保内各村への史料探訪と近世文書の活用、フィールド・ワークから解決されるものと思われる。従来の得珍保今堀研究はあまりにも机上の研究に流れすぎている。研究者のもつ難しい条件はあると思うが、今後の研究は在地に根ざしたものでなくてはならない。

第三に売券、寄進状の分析についてである。これらの文書を手継連券としてとらえた研究は、僅かに、黒川正宏、金本正之の両氏にすぎない。脇田晴子氏の指摘した神田納帳の数量的分析の限界を克服するためのひとつ的方法として、売券、寄進状の多様な分析を考えるべきである。惣に売却ないし寄進された田畠、屋敷には、類地のある場合や

他の事情のある場合を除いて手継証文が付属している。すなわち売券、寄進状には「本證文一通相進候上者、雖経後々代々、不可有他妨者也」というように、本証文を何通副えると記されているのが普通であるが、この連券を整理し、惣へ売却、寄進され、神田納帳に登記されるまでの、その物件の所有移転の動態を探り、その中で加地子、直錢の変化や、表示された四至記入の変化、たとえば以前に島と記されている箇所が溝と化したり、屋敷と化すという、今堀村内部の微妙な変容の中から、村全体の動向を探るという方法がある。また納帳に登記された一片の土地の歴史を連券の中から抽出できるのであり、私は中村直勝氏の示された売券の異筆の問題と合わせて、連券分析の作業が今後の課題となると考えている。

第四に宮座関係文書が十分に活用されていないことである。従来の今堀郷研究のうち、村落構造に言及している研究は比較的多いが、村落構造と宮座のあり方とが有機的な関連をもつのは自明の理であるにもかかわらず、このことが忌避されており、この点が得珍保今堀研究の大きな欠点となっている。村落構造の科学的分析が強調された戦後の中世社会経済史研究の中で、今堀日吉神社文書の宮座関係史料が十分に活用されていないことは、ただ不思議というほかはないのである。思うに、これは宮座関係文書に記入された用語の難解さによるものであろうが、戦前の肥後和男氏の近江の宮座についての網羅的な研究があるのであるから、現地での聞きこみ調査などと合わせて宮座関係文書の解説に当たれば途は打開されると考える。幸い今堀の古老の村田惣吉氏が『今堀日吉神社々記』という冊子を出版して、現行の神事、小祠の所在、氏の幼時の回想録が収録されているので、今後の宮座研究に大いに利用されるであろう。

この宮座関係文書とともに研究からややはざされているものに村撫がある。一部は活用されてはいるものの、今堀

郷の村撻を独自の立場で研究したものは皆無であるといってよい。近畿地方の惣有文書の中で数多くの村撻文書をもつてているのは、今堀日吉神社文書がその最たるものであるにもかかわらず、体系的な研究がないのも、これまた不思議というほかはない。これもひとつには官座と同様に、村撻の条目の中に若干の難解な条目があり、そのため村撻の研究上での活用が妨げられているようと思えるのであり、まず難解な条目の徹底的な解説がなされねばならないのである。

第五に紛争文書の詳細な分析が不足していることである。たとえば、商論にかんする文書の分析から脇田晴子、佐々木銀弥氏は中世後期商業の運動法則を抽出された。それはそれなりに高く評価できるのであるが、それらの紛争文書の記事の中に重要な問題があるのであって、その全てを引き出して当該時代のその地域における商業の特徴が指摘されねばならない。一、二の例を掲げると、永禄三年十一月九日に保内商人中惣分が、観音寺城の平柳菅助等三人に宛てた申状案（一三九号）によると、天文十九年に八風街道の相谷坂頭の関所で蓼畑の木綿荷を没収した保内商人の構成は、今堀六人、蛇溝一人、今在家一人であり、これに連続する木綿、真綿、苧没収にさいしても、今堀商人の果たした役割の大きいことが判明するのである。この事件から引き出せるひとつことは、保内商人における今堀の位置の大きなことである。また永正九年直後と推定される年未詳六月七日の南北五箇出錢条々書案（一三八号）は、朽木氏をはじめとする高島七頭と称される戦国在地領主の関所設置の執拗な動きと、南北五箇商人の関所停廃工作と、悪錢流通にたいする商人の対処の仕方など、中世後期商業を特徴づける重要な記事があるのであって、これらの問題を全て抽出、整理する必要があると思われる。これはたんに商論にとどまらず、村相論も同様に把握すべきである。つまり紛争の結論だけではなく全体をより詳細に論ずる必要があるのでなかろうか。

第六に得珍保の支配にかんする問題である。従来の研究で商業紛争にさいしては守護と山門との裁判権のあり方が論及されているが、そこから一歩も出でていない。近時、山門の使節の研究が着手され、山門領莊園の支配機構の一部がようやく明らかになってきたが、山門領個別莊園の支配機構はいまだ不明のままである。しかし、今堀日吉神社文書には山門の在地支配についての解説の緒となる記事が多数あるので、この問題解説の可能性は十分あると考えられる。山門の得珍保支配の究明とともに、守護の支配機構の研究の不十分さが指摘される。裁判権が山門から守護へ移行する様相を、商業紛争を取り上げた人たちは論じたが、守護権力の問題として取り上げたのは畠井弘氏のみであった。しかし、畠井氏にしても論及の対象は今堀日吉神社文書の中の関係史料・記事の要点を十分に押えているとはいえない。いわんや地侍層と商人との関係を詳細に論じたものも残念ながら皆無といってよい。保内商人と地侍との関係のみならず、保内商人に敵対する商人と地侍の保護・被保護関係、ないしは流通過程での地侍の関与の仕方を示す史料は今堀日吉神社文書に散見しうるのであって、この問題を的確に位置づけることができれば、その上に構築される守護支配の特徴を把握できるのではないか。そして右の作業のうちに、はじめて山門と守護との得珍保支配の対抗、抱合のあり方が具体的に指摘されると考える。

最後に、以上の論点を考えるにつけても、われわれは中川泉三、三浦周行、牧野信之助の三氏の研究にいま一度立ち戻ることを痛感する。中川氏の『近江蒲生郡志』で示された得珍保ないしは今堀郷の体系的、全体的な研究方法、三浦、牧野両氏の示された座研究の視角などは今日でも学問的な新鮮さを保持している。いま戦後の研究を回顧すると、三氏の研究が十分に生かされていない憾みを禁じえないのである。その意味では三氏の業績を原点として今後の研究の展開が期待されるのである。

後記

本稿は昭和五十年度文部省科学研究費総合研究「西国上方支配の総合的研究」
（代表者　京都大学文学部朝尾直弘助教授）の研究成果の一部である。